

349.8
Ta532n



* 0031820000 *

0031820-000

349.8-Ta532n

日本公企業成立史

竹中竜雄・著

大同書院

1939

AEC



大阪商科大学
助教授 竹中龍雄 著

(調査報
第十四輯)

日本公企業成立史



大阪商科大学經濟研究所

349.8
Ta 532N



682419

凡例

「調査彙報」は「経済学雑誌」と共に、我が大阪商科大学経済研究所の調査研究の発表機関である。我々は先に「金輸出解禁問題」、「深夜業禁止問題」、「米穀法実績調査」、「我國最近の地租問題」、「本邦鐵鋼業と關稅」、「大阪市に於ける中小商工業金融調査第一分册」、「都市失業保險の成立過程上卷」、「大阪市に於ける中小商工業金融調査第二分册」、「大阪市に於ける中小商工業金融調査第三分册」、「大阪市に於ける中小商工業金融調査第四分册」、「都市失業保險の成立過程下卷」、「大阪市に於ける中小商工業金融調査下卷」、「最近の物價政策と景氣」の十三輯を公にしたが、こゝに續いて第十四輯として「日本公企業成立史」を刊行する。

△ 「調査彙報」は特定の問題に就き、各研究員が或は共同で或は分擔で調査研究したる成果を纏めて公にするもので調査完了の都度上梓するものである。従つて刊行の期日は不定期である。

△ 「調査彙報」に於ては、一の問題につき纏つた研究をするものであるから、問題によつては簡單に記述するを得るものもあらうけれども、又問題によつては論述もかなり詳細なるを要し、取材の

範囲も比較的廣汎に互るものあるを免れ難い。その結果頁數の如きは之を一定することが出来ない。

△

「調査彙報」に盛らるべき論題は、必ずしも時事問題に限らない。勿論多くはその時の重要な經濟事實を問題とするであらうが、又時には過去の調査研究をも試みるであらう。

△

問題の取扱方に於ては、時として説明が理論的になる場合もあり、それは或程度まではやむを得ないことだが、それにしても論述は主として實證的な方法により、實際の事實に即して調査と研究を進めて行く方針である。

昭和十四年四月

大阪商科大学經濟研究所

序

本書は著者が市制町村制發布五十周年を祝ふしるしとして、執筆したものであつて、昭和十年の末に筆を起し、昭和十三年八月に脱稿したものである。——本研究を思立つたのは昭和九年であるが。

従來、市制町村制の變遷の表面的、形式的記述をなせるものは少くないけれども、その背景並に實際の運用の變化を體系的に論述せるものは、殆ど見當らないやうである。市制町村制發布五十年祝賀記念として、最も有益な企ての一は、この缺陷を補填するにあると思ふ。然しながら、これはなかなかの大事業であつて、個人の力を以て、而も限られた時間と財源を以てしては、到底果し得べくもないので、著者が豫てより専攻せる市營企業を例にとつて、局部的考察を試みることにした。

都市の經營せる各種の事業について、夫々の事業の發達を、或は經濟の立場から、或は技術の見地より考察せるものは、少數ながら存在するのみならず、非常に優秀な研究も若干ある。然しながら、市營事業の研究としては、これを以て満足することが出来ないものであつて、更に、これを市政

發展の一現象として、把握する必要がある。而して、これこそ本研究の眼目なのである。但し、本書は斯の如き見地よりせる研究の一部に過ぎない。かゝる觀察は、歐米については餘り重要でないけれども、我國については、本研究は看過すべからざる重要な意義を有してゐると思考する。

本書に取扱つた個々の事業の完全なる歴史を書くこと、個々の都市に於ける市營企業の詳細なる史的考察を爲すこと、新発見の資料を提供すること等は、本書の目的とするところではない。たゞ我國に於ける市政の發達を市營企業を通じて明かにすべく、それが爲めには、假令個々の記述は不完全であつても、必要なる限り、網羅的、體系的研究を試みたのであつて、そこに本書の存在理由があると信ずる。

本研究をなすに際しては、大阪商科大学を始め、種々の方面より、多くの援助を得た。特に昭和六年以來大阪商科大学市政科に於ける市營事業論の講義を、同十一年以來本邦地方自治制發達史の講義を擔當する機會を與へられたことによつて、甚大な便宜を受けた。又最初に手を染めた水道事業に關する研究が、水道協會が種々の便宜を與へて下さつた御蔭で、案外容易に進捗したことは、爾後の研究を促進するところ少くなかつた。然しながら、著者個人の蒐集せる資料に依らざるを得なかつたものが多い爲め、未だ資料の不完全を免れないのである。加之、既に一言した如く、本研

究は極めて限定された視角よりせるものであつて、論及を避けた重要な見方若くは問題が少くない。蓋し、これを敢てすれば、歴大な名著となり、短時日に小著に纏め上げんとすれば、非體系的な淺薄な研究となるからであつて、本書に於ては、立場の一貫性と純粹性を重視したのである。

外見上、本書は著者が嘗て種々の専門雜誌に發表せしものを収録せる論文集の觀を呈してゐるけれども、單なる論文集ではない。既述の如く、本研究は一定の計畫の下に爲されたものであり、親しく現地に出張して調査する便宜が得られなかつた爲め、研究の途上、多くの疑問と資料の不足に惱まされたので、研究の促進と萬全を期すべく、便宜先學の御垂教と御援助を仰ぐ手段として、未定稿を發表したのである。故にこれ等の諸論文と本書の各章との間には、形式上に於ては勿論、内容上にも相違が存し、原論文のまゝ掲載せるものは一つもなく、根本的改變を加へたものが少くない。勿論、今なほ嘗て疑問とせしところ並に探求資料の總てを入手し得たわけではなくて、不備の箇所が多いであらう。なほ未發表のものが含まれてゐることは云ふまでもない。

右の如く、種々の缺點を認めつゝ、豫て計畫中の本邦地方自治政發達史、本邦官公營事業發達史、本邦公益企業政策發達史等の研究の完成を待たないで、敢て本書を纏め上げることゝした所以は、市政の研究を専攻せる一學徒として、市制町村制發布五十周年記念祝賀事業に参加せんとする微意

に外ならない。たゞ、頗る不出來のものに終つたことは汗顔の至りである。計畫中の關係事項の研究が完成した曉、補完し度く考へてゐる。

本書脱稿後公刊までに半歳以上を経過したので、その間に新に入手せし資料により、増補し度い箇所が若干生じたけれども、孰れも根本的なものでなく、改稿には故障が少くないのみならず、これ以上遅延させ度くないから、一部の加筆に止め、これを断念した。後日、本研究の續篇若くは姉妹研究を公にするとき、或は全研究の完了の曉、改訂に際し、これを果すことゝしよう。

最後に本書を大阪商科大学經濟研究所の調査彙報の一に加へて下さつたことに對し、河田所長始め關係者の御厚情を深謝する次第である。

昭和十四年三月十日

大阪商科大学市政研究室にて

竹 中 龍 雄

目 次

序 文	
第一章 緒 言	一
第二章 地方自治體としての市の成立	三
第三章 近代的市營水道企業の成立	二〇
第四章 市營港灣事業の成立	六五
第五章 市營市街電車企業の成立	八四
第六章 市營電氣供給企業の成立	一一四
第七章 市營瓦斯企業の成立	一二三
第八章 市營運河事業の成立	一五〇
第九章 市營企業特別會計制度の成立	一五六

第十章 明治四十四年の市制の改正と市管企業……………一七四

第十一章 故鶴原大阪市長の市管企業政策……………一七七

第十二章 結語……………一八六

附 録

第一 明治初年の私營水道事業とその統制……………一八九

第二 市管下水道事業の成立……………二二三

第三 市管屎尿處理事業の成立……………二三六

目次終

日本公企業成立史

竹中龍雄

日本公企業成立史

中 野 邦 彦

日本公企業成立史

第一章 緒 言

我國に於ける市營企業の發達について研究する場合、二つの立場が可能なるやうに思ふ。即ちその一は、單に形式的に、市が公益企業を經營するに至つたのは明治何年に始まり、爾後如何なる量的發展を遂げたか、又都市財政に於て市營企業の占める地位が如何に推移したかを明かにするにあり、その二は、市政の發達に伴ひ、その内容の一を構成する市營企業が如何にして成立し、又如何なる變化を遂げたかといふことを検討するのである。前者の研究は經濟史的若くは産業史的研究といふことが出来るが、この見地よりすれば、寧ろ官營企業の研究並に我國民經濟に於ける官公企業の地位に關する研究の方が遙かに重要であつて、市營企業の研究に大なる意義を認め難いのである。況んや特に市營企業の成立について獨立の研究を試みるが如きは、果してその價值がありやとの疑問なきを得ないであらう。後者の研究は地方自治發達史の一特殊研究であり、この立場に立つ時に於てのみ、始めて市營企業の研究が重大な意義を有し來るのである。而してこの場合、市營企業と併せて市營事業一般についても考察するのは、甚だ望ましいけれども、本書に於ては研究の便宜上、前者に對する網羅的討究を主とし、たゞこれと關係深き二三の市營事業に關する考察を、附録として收録するに止めた。

我國に古くから地方自治の傳統が存したことは、これを忘れてはならないけれども、現在の地方自治制が外國の制度を輸入したものであることは否定し得ない事實である。而してそれは、我國の諸事情がこれを受入れるべく充分に成熟せざるに先立つて、斷行されたから、新制度の咀嚼過程は特殊研究の對象となり得るのである。こゝに我國に於ける市營企業の成立に關する研究を試みる主たる理由は、上述の研究に部分的寄與をなさんとするにある。

前述の如き立場に立つて、本邦市營企業の成立過程を研究する場合、それが經濟史及び土木工學若しくは衛生工學的研究と自らその内容を異にして來るのは云ふまでもない。

本研究に於てはその性質上、事業種別の研究が重要な地位を占めるが、本研究の對象となれる事業の各々に關する經濟史的若しくは産業史的研究、及び土木工學的若しくは衛生工學的研究は、今まで未開拓のまゝ放置されてゐるから、既存の權威的研究を借用することを得ず、自らある程度の研究を敢行せざるを得なかつたのみならず、若干の事業並に若干の都市に關する考察を以てしては、本研究の目的を果すことを得ず、網羅的なることを必要、不可缺とするのである。従つて一々の事業、一々の都市についての研究は不完全を免れないのである。然しながら、今直ちにその完備を期することは、個人の力を以てしては不可能であるのみならず、本研究は史實の提供を基本目的としてゐるわけでないから、缺陷の補填は後日を期し、取敢えず見透しを得ることに努めた。蓋し序文に於て斷つて置いた如く、本研究は本邦官公企業發達史、公益企業並に公益企業政策發達史及び地方自治政發達史研究の一小部分であつて、これ等の研究が完成した時、再検討を加へ、仕上げがなされるべき未定稿に過ぎないのである。

註 市營事業と市營企業との區別並に各々の性質についての説明は、拙著「官公企業經營論」に譲る。

第二章 地方自治體としての市の成立

徳川時代に我國に地方自治制度が既に存してゐたことは多くの人によつて指摘せられてゐるけれども、抑も近代的な地方自治制度の根基は個人の權利思想に存し、我徳川時代に於ては個人の自由は認められてゐなかつたから、上記の主張に對しては疑問を挿まざるを得ないのである。この疑問は然しながら、兩者の間には質的相違が存してゐたことを知るに及んで、これを氷解することが出来る。即ち現代の地方自治制を自動的自治とすれば、徳川時代のそれは他動的自治であつたのである。

又現代の地方自治制は專制政治とは相容れないのであるが、徳川時代の我政治は專制政治に外ならなかつた。この點からしても、徳川時代に自治制が存したことは不思議に思へるけれども、それが併存し得たのは徳川時代の地方自治が他動的自治であつたからである。徳川の專制政治が地方自治を許容した所以は、惟ふに次の理由に基いたのである。即ち一方に於て、爲政者は政治の細務の執行を全からしめ、天下泰平の實を擧げる爲めには、外部から人民を取締るよりも、同じ土地に生れ、同じ郷土に住み、相頼み相親しんで、苦樂を分かち休戚を共にする町々村々の人民をして相監し、相制し、互に責め互に正して、内部から取締らしめる方が、遙かに大なる實績を擧げ得ることを認めると同時に、他方、一般人民は專制政治下にあつて、個人の權利を自覺しなかつたからである。

次に徳川時代の地方自治は獨り他動的自治に過ぎなかつたのみならず、それは封建制下にあつた當然の歸結とし

て、全國的な而して體系的な組織を有するものではなく、僅に若干の都市並に町村が一の獨立の人格者として自治的活動を行つたのに止まるのである。而して町村はそれ自體一の自治體を構成したけれども、都市の多くは、それが一の自治的統一體を構成したのではなく、僅にその一部の町が自治體を構成してゐたものがあるのに過ぎない。江戸及び大阪はその著例である。

故大森鐘一男爵は大正四年五月十三日京都府廳に於て試みられた講演「自治制定之顛末」に於て、「我邦の地方制度は愚考に依ると大別して三段と爲すべきものであると思ふ。明治元年より十年までを第一期とし、十一年から町村制の發布になるまで即ち二十年までを第二期とし、それから以後を第三期と、斯く三期に分けることが出来るであらうと思ふ。其の第一期なるものは、一口に申すと中央集權の世ともいふべきか兎に角維新草創の際であつて、地方の權力を中央に集中して、専ら統一の政治を行ふた時代である。それから只今申した三新法なるものが明治十一年に出て、始めて地方の組織が出来、未だ自治とは申されませぬが——先づ自治に近いもので、専ら中央に集中した權力を地方に分つたので、先づ此の十年から二十年までは地方分權の時代とでも申して宜しからうと思ふ。それから二十一年に始めて今日の自治制が出来て、先づ自治の世となつたのである」と述べられてゐるが、これは明治以後に於ける我國の地方自治制發達の段階を巧に説明してゐると思ふ。

明治時代となり封建制度が打破せらるゝや、舊制は新制を以て置き代へられた。地方自治制度も亦然りである。

明治四年四月明治政府は府藩縣に對し戸籍法を布令し、「各地方土地の便宜に隨ひ豫め區畫を定め毎區戸長並に副を置き長並に副をして其區内戸數人員生死出入等を掌らしむ」ることとしたが、これは維新の動亂期に於て戸籍

1) 中田 薫 「徳川時代に於ける村の人格」 國家學界雜誌第三十四卷第八號

の制を嚴格にして、各地方人民の出入移轉を明かにする爲めの警察的施設として行はれたものであつて、舊地方役人は従來のまゝこれを存続したのである。こゝに於てか地方事務は新舊二重の體系をとり、弊害が少くなかつた。そこで新政府は廢藩置縣終了後、明治五年四月五日太政官布告第一百七號を以て、「庄屋名主年寄等都て相廢止戸長副戸長と改稱し是迄取扱來候事務は勿論土地人民に關係の事件は一切爲取扱様可致事、大庄屋と稱候類も相廢止可申事」と布達し、大藏省は同年十月十日「各地方土地の便宜に仍り區長を置く」と布達した。斯くて舊町村制は新制を以て置き代へられ、從來七、八萬を算した町村は六千七百四十八區に切り縮められ、制度上に於ては兎に角中央集權的な地方行政組織が成立したのである。——但し税制に關しては殆んど何等の變更を見なかつた。即ち明治四年七月明治政府は廢藩置縣を斷行し、以て政治的に中央集權組織を確立したけれども、同年同月の太政官布告第三百六十七號は「今般藩を廢し縣を被置候に付ては租税の儀一般の法制に可引直の處因襲の久き一時に引直候ては却て民情に悖り候儀も可有之に付當年は悉皆舊慣に仍り可申」旨を布告して居り、地租改正が完了を見たのは明治十四年である。

右の如く明治政府は昔の町村を眼中に置かず、勝手次第に行政區劃を定めたけれども、實際問題としては地方には戸長、副戸長たり得るものは昔の所謂庄屋、名主以外には人材に乏しく、従つて名稱は變つても大部分は舊來からの庄屋、名主が戸長、副戸長に收つた例が多いやうである。又行政區劃の變更にしても舊慣から抜切れず、五人組の如きも實質的には残存してゐたものがあつた。然し兎に角上記の改革によつて、地方行政の重心は新大區、新小區に移り、その下の舊町村は昔程の重要性を認められないやうになつたのである。

前述せしところによつて推察し得る如く、新制の下に於ては地方制度の混亂を免れ得なかつた。然しそれにも拘らず、政府は行政区劃擴張の方針を飽くまで棄てなかつたのである。但し、その結果として實際に合併された町村は比較的僅小であつて、これを明治更始以來明治二十年に至る期間についてみても、町村の数は概ね七、八萬の間にあり、數百年の傳統を保つ町村を急激に破壊することは容易でなかつた。従つて新政府は自然町村の合併それ自體よりも、その準備の爲めの戸長役場の權限の擴張につとめ、明治七年三月區戸長はその自分官吏に準ずる旨を布達したのである。

舊來の町村制、五人組制は又他面近代的地主制度發達の障害を形成するに至つた。而してそれは明治政府の石代納の懲懲、土地賣買、田畑勝手作の解禁、地租改正等の貨幣經濟化政策の爲めに益々顯著となつた。斯くて舊來の地方自治制は惜氣もなく排除されたのである。

斯様なわけで五人組制度は明治時代の町村自治の萌芽たることを得なかつた。明治初年に於ける近代的町村自治の萌芽形態は我妻東策博士の論ぜられてゐる如く、寧ろ地主會議に存したのである。²⁾

明治元年九月發布の御法度書中に次の如き規定がある。

「村方年中之夫錢小入用並名主筆墨紙代、村役人共支配御役所え罷出、又は御用に付他所え罷越候雜用附立之小入用帳は、二冊相仕立、前書に惣百姓致連印候白紙帳、正月中御役所え差出押印を受、右品々之入用二冊同様に附立、勿論臨時入用あるひは大造成入用之節は村役人之外、高持百姓相集、遂相談年中入用記置、暮に至り割賦の節も、高持百姓立會、廉々相改惣百姓得心之上到高割云々。」

これによつてみれば、村方役人の事務費は原則として中央政府又は府縣がこれを支給するけれども、村方の臨時費は高持百姓の支辨とし、その支出徴收に關しては、「高持百姓相集遂相談」、「割賦之節も高持百姓立會」の上決定したのである。

次で明治九年十月に至つて各區町村金穀公借共有物取扱土木起功規則が定められ、町村が金穀を公借したり、共有地所建物等を處分し、或は土木起功をなす場合は、當該町村内の不動産所有者の承諾を必要とすることが規定された。これによつて地主は一種の自治權を賦與されたわけであり、こゝに近代的色彩を帯びた特權階級による町村會の礎石が据えられたのである。

明治五年四月以來の新大小區制は既に一言した如く、舊町村制と矛盾するところが多く、地方制度の整備、統一は期して望むことが出来なかつたのみならず、他方、地方は一時に疲弊し、士族の祿を失つて衣食に窮する者が續出し、而も思想は急進に走り、従つて不平が隨所に起つて、遂に内亂の續發を見、動もすれば中央の政令が地方に及ばない有様であつた。斯くて西南の役が平ぎ、中央政府の基礎が確立するや、明治十一年政府は内務卿大久保利通氏の提案にかゝる次の四つの地方制度の改正を斷行するに至つた。即ち、同年七月二十二日に布告された郡區町村編制法、府縣會規則、地方稅規則（所謂三新法）及び同月二十五日に領布の府知事、縣令、郡長等の職制がこれである。

この三新法は上述したところによつても明かな如く、中央集權化過程に伴生せし弊害を矯正し、地方自治制の體系を不完全ながら整備したものであり、改革の結果、從來我國に存しなかつたものを新に創設したわけではない。³⁾

3) 龜井川 浩 「三新法時代と自治制の制定」東京市政調査會編「自治制發布五十周年記念論文集」所收

2) 我妻東策 「明治前期に於ける地方制度の變革」社會經濟史學第二卷第五號

戸長は從來準官吏の取扱を受けたことは既に一言した通りであるが、明治十一年八月二十八日に至り、「戸長は其町村人民に於て可成公撰せしめ必ず府知事縣令より辭令書相渡す」べき旨が、内務省より各府縣に達せられた。府縣會規則と同時に區町村會に關する規則が公布されなかつたけれども、明治十一年七月二十二日太政官號外達に據れば、「三府及其他市街の區及各町村は其地方の便宜に従て町村會議又は區會議を開く」ことが出來た。但し區會及び町村會の章程規則は府知事縣令が當該府縣管内に施行すべきものを制定して、内務卿に届出認可を要したのである。然るに明治十三年四月八日に至り、右の如く府知事縣令の制定するところのものを管内區町村に一樣に施行せしめるのは、實際に於て却つて幾多の不便あるを免れないのを認め、大則數章を設け、餘は地方自ら便とするところによらしめることとし、新に區町村會法十條を制定した。區町村會法が發布されたについては、他にもなほ重要な理由があつたことを看落してはならない。即ち區町村會の起るものが多くなつたのみならず、民權運動昂揚の結果、これが統制を必要としたからであつて、政府はこれと共に同年府縣會規則と地方稅規則を改正（制限的）してゐるのである。

その後明治十四年二月及び同十五年二月の改正を経て、同十七年五月全文の改正を見るに至つたが、その際戸長が再び官選に改められたことは注目を要する。——故大森男の既掲の講演に據れば、「此の十七年の町村會法の改正は、元老院に掛けられた時には否決されたが、それにも拘らず斷行した事である。」——蓋し當時民選戸長の弊が堪え難いものがあつたからである。而してその主なる原因は、民權運動が熾烈化し、民選戸長は動もすれば官民兩者の挾撃に逢つてその去執に惑ひ、爲めに行政事務の遲滯を來すに至つたことに存する。而してこのことは明治十七年

の町村法草案が執行機關の地位を非常に鞏固にしてゐるのに徴しても、これを窺ひ知ることが出来るのである。

郡區町村編制法によつて町村は不完全ながら自治團體とせられるに至つたけれども、他面これと同時に發布された地方稅規則は府縣の財政整備に急なる餘り、町村の主要財源を府縣へ收奪し、町村財政の窮乏化を誘致したことは、これを見通してはならない。⁴⁾なほ明治十一年七月二十五日府縣官職制と共に發布された郡區長職制が「郡長は町村戸長を監督す」る旨を規定してゐることも留意を要する。

その後明治十六年頃より地方自治制整備の試みが始められた。即ち、明治十六年中内務卿山田顯義氏は内務書記官村田保氏に町村法の起草方を命じてゐる。村田氏は殆んど獨力を以て僅か數ヶ月にして該法案を脱稿し、明治十七年五月これを時の内務卿山縣有朋氏に提出した。該法案の起草に當り、村田氏は歐米各國の地方自治制を参照し、町村法案と共に「白佛獨英地方編成比較」を提出してゐるのであるが、歐米の地方自治制の翻譯を以て甘んぜず、本邦古來の制度に深甚の考慮を拂つてゐるのは、注目すべきである。町村法案は十二章二百二十條から成り、その名の示す如く、主として町村を對象として規定してゐるけれどもその第十一章に區に特有の規定が設けてあつた。山縣卿は本草案を採用せず、別に明治十七年末内務省に町村法調査委員を設け、廣く内外の法制を參酌比照して町村法を起草せしめられた。惟ふに、その理由は次の二點に存したものと、如くである。即ちその一は、當時漸く實現性を帯びんとするに至つた條約改正の爲めに歐式の地方自治制を設ける必要があつたことであり、その二は、山縣卿は市町村に自治權を認めることについて特殊の意見を有せられてゐたからである。

國家學會編「明治憲政經濟史論」所載論文「徵兵制度及自治制度確立ノ沿革」に於て、山縣公が「抑々予が我法律

4) 藤田武夫「明治十一年の地方稅規則に就いて」都市問題第二十二卷第三號

案の起草を、歐洲人たるモツセ氏に命じたるは、我邦從來の五人組、庄屋、名主、總代、年寄を設けたる制度の中に於ても自治制度の精神固より存すと雖ども、明治二十年ともなりて、歐米列國との間に處すべき當時なれば、他の制度との調和を圖る爲め、勢ひ法案の形式に於て、歐洲の制度を参照するの必要殊に切なるものあり。隨ひて自治法案の如きも、我邦古來の自治に關する精神を基礎として、明文上、自治法規の完備他に優りたる、獨逸の自治制度に則り、其の形式に遵據して、我邦自治法案を起草せしむるの、最も確實なる功程を進むべき好方法なりしを以てなり」といはれてゐるのは、間接ながら條約改正の爲め、歐式の自治制定の必要があつたことを物語つてゐるものといふべく、公が明治十六年七月「維新以來町村沿革」(參事院)の序文に於て、「政法を論ずる者は必沿革を考ふ。其創むる所に詳にせざれば焉ぞ守る所を知らん。嚮に僚屬に命じて卿村考を編み以て往古より徳川氏に至る迄卿村及卿村吏胥の沿革を叙せしむ。今更に維新以來の政令を歴舉し現行制置の由る所を明にし以て法を議し制を論ずる者をして考ふる所あらしむ」といはれてゐるのは、この意味に於て看過し難いものがある。

山縣公が近代的市町村制を施行せられんとした他の重要な目的は、明治五年十一月二十八日の徴兵令詔書及び徴兵告諭に於ける國民皆兵主義の徹底を期するにあつた。これに關して山縣公は、「立憲政治の下に於ては、舉國齊しく參政權を享有するに至ると共に、國家防護の任務も亦舉國齊しく之を擔當すべき」ものであると述べられてゐる。一度廢藩して封建兵を解放し、舉國皆兵主義を採用した以上、庶民兵殊に「百姓兵」の養成が緊急事となつた。徴兵令施行後、明治七年の佐賀の亂、同九年の熊本、萩の亂、同十年の西南の役を経て、新制兵は大いに訓練されたけれども、未だ明治九年三月士族の帯刀が禁止されて間もない時代であるから、士族は庶民兵を「百姓町人

兵」と輕蔑し、「農工商の子弟は毫も兵役の義務即ち護國の權利なることを辨知せず、怯懦自屈の習、遽かに改め難く、入營を嫌ふ者少しとせず。隨て之より募集し、以て兵員を補充する苦心、固より今日の能く想像し得べき所」ではない。要するに國民皆兵制は布かれても、その後明治二十年代の初期に至る迄は搖籃期を脱し得なかつたのである。従て軍部を代表する山縣公は、近代的市町村制を施行し、これを自治の學校として國家觀念を養成し、延いて國防義務觀念の培養に資せんとせられたのである。

他方民權運動の嵐の中に立つた薩長政府の内務卿山縣公は、市町村制の施行を以て、また民權運動の重壓に資せんとせられたのであつた。即ち公の言によれば、市町村制の施行は、「中央政局異動の餘響をして、地方行政に波及せざらしむるの利益、亦決して鮮尠ならずと爲す。何となれば則ち立憲政治の下に於ては、帝國議會に於ける議院の趨向と關聯して、内閣更迭の機勢を促がすこと少からざるを以てなり。」故に「立憲政治を行ふには、其の基礎として先づ自治制度を施くを要す」るのである。當時政府は民權運動の現在並に將來に焦慮し、特に國會開設後の將來を懸念したのであつて、若しこの運動が町村政治に浸透して、地方政治を支配し、やがて中央政局を動かすに於ては、政治上重大な結果を齎すものと考へたのである。

右の如き山縣公の見解は決して公の獨創に成つたものではなく、當時の要路の大官の教師であつた Gneist, Mosse, Stein, Rathgen 等の諸氏の著述中にこれを發見し得るのである。

上述せしところによつて明かな如く、極端なる中央集權化に伴生せし弊害を矯正する爲め、明治十一年地方分權制を採用したけれども、その後この傾向を助長することなく、寧ろ反對にその行過ぎを矯める方に進んだ觀があ

る。然るに山縣公は考へるところあつて、この政策を支持せず、却つて十一年の地方自治制に數歩を進め、獨逸の制度に倣つて、近代的地方自治制を確立されたのである。

次に明治二十一年の市制町村制成立の経過を略述しよう。⁵⁾

明治十七年末、山縣内務卿が内務省内に町村法調査委員を置いたことは嚮に一言したが、該委員は廣く内外の法制を参酌して、明治十八年六月遂に成案を得た。この案を立てるに當り該委員は村田案を参酌したけれども、本案に於ては五人組、總代人を置かず、町村用掛はこれを置いたけれども、その性質を改め、更に町村年寄及び委員に關する規定を設けたのである。その後數回に亘つてこれを修正した上、これをロエスレル、モツセ兩氏に見せてその意見を徴した。然るに明治十九年七月二十二日モツセ氏は起案の綱領を一定する必要があること及びこれが爲め特に高等の一機關を組織する必要があることを建議した。山縣公はこの建議を採用し、開議を経て地方制度編纂委員を設け、公が委員長となり、モツセ氏をして地方制度編纂綱領を起草せしめられたのである。

明治二十一年モツセ氏の案が出來上り、委員の決議を経て開議の承諾を得た。そこでモツセ氏は該綱領に基いて獨逸文の自治部落制を起草し、荒川邦藏氏がこれを翻譯し、同年七月十三日から開かれた地方制度編纂委員會の審議に付せられたのである。自治部落制案は市制町村制の區別を立てゝゐなかつたけれども、委員會は審議の末これを改訂し、市制と町村制に分つた。モツセ氏はこれに對し別に異議を唱へなかつたのである。

同年九月十七日市制町村制の兩案を開議に提出、多少の修正を加へた上、十一月十六日更に町村制を元老院の議に付した。そこで同院は同月二十二日第一讀會を開き、これを調査委員に付託した。委員は仍ち修正案を起草して

5) 以下主として山縣有朋「徵兵制度及自治制度確立ノ沿革」、池田 宏編「大森鑑一」、大森鑑一・一木喜徳郎「市町村制史論」、中川望「我邦地方行政制度の沿革」に據る

これを同院に報告した。斯くて十二月二十三日第二讀會が開かれ、翌二十四日には山縣公も出席されたが、議論百出、或は外國の制度の模倣を不可として廢案を主張する者あり、或は市制町村制の早急施行を不可として討議延期を主張する者あり、或は進歩的自治制の制定につき山縣公と意見を異にし、法案の内容につき大修正を加へんことを主張する者があり、容易に決しなかつたのである。

町村制の内容については、町村長を有給と爲すべきや否やについて議論が大いに沸騰した。即ちある者は町村長の事務の繁劇なるに顧み、町村の大小に拘らず、總て給料を給すべきことを論じ、またある者は自治制度の本旨に照らし、その必ず名譽職たることを要することを主張したのである。

結局、町村制の廢案説と一時見合せ説とは俱に否決せられ、多數を以て原案の大體を是認し、町村長については町村の大小、人口の多寡に拘らず、總て名譽職、無給とし、但し町村の情況により、條例の規定を以て、町村長に給料を支給し得る例外を認めることに決定した。而して明治二十一年一月三十一日を以て全部確定議了したのである。

次に市制は明治二十年十一月十八日に元老院に付議せられ、翌二十一年二月三日第二讀會が開かれた。然るにこの時には町村制は既に議定、上奏せられてゐたから、これを町村制に於けると同一の委員に付託し、その成案に則つて修正を加へることとし、二月八日の第三讀會を経て全部確定議了した。

斯くて三月二十一日の開議によつて、市制町村制を施行することに決定したが、市長選任の方法及び三都の市制に關し、閣員中異議を提出する者あり、反覆討議の末終にこれを修正し、再び元老院の檢視に付することゝなつた。更に開議を経て元老院に下付した原案に於ては、市長を官選となし、東京、京都、大阪の三都には一般市制を實

施せず、別にその制度を定めることとしてあり、元老院もその点については原案の如く決定したのにも拘らず、その後閣議は一變して、市長は總て市會の選挙に由らしめ、市制は三都にも通じて一般にこれを實施することに修正された。

山縣公は町村長公選を主張されたけれども、市長についてはその職務上の地位が町村長と異つてゐるので、當時の國情、民度より考へ、官選説を抱持されたのである。^註その理由は町村の行政を擔任する者は町村長であるけれども、市の行政を擔任する者は市参事會であつて、主として公選の名譽職参事會員より組織され、市長はその議決せしところを執行するに過ぎないから、市長は町村長と異り、必ずしも公選でなければならぬ必要がないのみならず、市長の管掌する市内の國政事務は町村長の管掌する町村内の國政事務に比し遙かに重要且つ複雑であり、その擧否は中央行政にも影響するところが少くないので、市長を公選としてもその適任者を得る望が十分あるやうになるまで、これを官選とするのが寧ろ安全と考へられたのである。而してかゝる見地から、モッセ氏の案では、市長は市會に於てこれを選挙することとなつてゐたのを改めて、市長は内務大臣の上奏選任するところとし、市會をしてその候補者を推薦せしむると否とは内務大臣の便宜取捨するところたらしめたのであつた。

^註 市制の施行に適する地は多く舊藩城下の市街であつて、その住民は概ね士族と商工業者となり成り、當時の状況に於ては、兩者は未だ全く相混融するに至らず、而して數に於ては後者が前者に勝ること大であつたけれども、その才識の點では前者は後者に比してなほ一日の長があつた。故に多數の選に當るものは未だ必ずしも市内有識者の信望を蒙ることが出來ず、爲めに市政の運営が圓滑を缺き、事端滋きを見る虞れがあつたのである。

最初市長官選案が元老院に提出されたとき、市長官選を非とする者が少くなく、市長は市會の推薦する三名の候補者についてこれを選任することゝ爲す修正案が提出された。然しながら、議官の多數は市長の公選は獨り當時の國情、民度に適しないのみならず、或は他日郡長公選論の端緒を啓く虞ありとの理由から、この修正案を非とし、院議はこれを否決した。又一議官は官選、公選の兩者を折衷して、市會推薦の候補者にして御裁可を得ざる時は、更に推薦して御裁可を得るまで臨時代理者を選任し、又は官吏を派遣することを得る規定を設くべしと提議したけれども、衆議の容るゝところとならず、院議は官選説に決定したのである。然るに閣議は前述の如く急に一變して、市長公選の修正をなした。こゝに於てか山縣公は公選の結果如何を憂慮されたけれども、熟慮反覆の後自らの前説を抛ち、候補者三名中から上奏御裁可を経る制を發議し、閣議の承認を得、更に元老院の同意をも得たのである。

三都に市制を適用する件については、初より東京、京都、大阪の三都に一般市制を適用することの可否について議論がなかつたわけでないが、三都は特別な状況の下にあり、且つ人口も多數であるから、一般小都市の制を準用するのは適當でないとの理由を以て、三都に關しては別にその制度を定めることに決し、最初に元老院に下付せる議案はその趣旨を以て編成せられて居り、元老院もこれを是認したのであつた。然るに閣議が一變して、三都にも一般市制の規定を及ぼすことゝなつたので、これを元老院の檢視に付したところ、元老院は尋常都會に適用すべき制度を全國の首府に及ぼすのは不倫であり、且つ府知事と市長との間に權限の錯亂、紛糾を生ずる虞があるとの理由を以て、内閣の修正を否とし、殆んど全院一致を以て、三都の市制は別に編成を請ふとの意見書を内閣に提出

した。

元老院の提出せし意見書は三都の區を各々一市と爲し、これに市制を適用せむとするにあつた。然るに楠木正隆、井田讓兩議員は別に三府の知事をして三都の市長を兼ねしむべしとの意見書を提出した。後者は山縣公が兼に市制町村制が元老院に付議されたとき、二、三の議員に示されたところと其の符を合せてゐる。

内閣側は一般市制を三都に適用する意見を固執して、容易に譲らなかつたけれども、山縣公は府知事が市長を兼ねることは歐洲にもその例があるとして、佛國巴里市の制度を採用して伊藤總理に説き、遂に閣議をして三都に特例を設けることを議決せしめられた。斯くて該特例案が明治二十二年二月二十一日元老院に付議されたのであるが、元老院は幾分の修正を加へた上、これを可決したのである。而してそれは明治二十二年三月二十三日法律第十二號「市中東京市、京都市、大阪市に特例を設くるの件」となつたのである。——これは行政上大都市に對し特別の制度が必要なることを認めたものといふよりも、寧ろ政治的理由からその特殊性の故に、自治權を制限せるものと評する方が適當であらう。

前述の如き經過を経て二十一年四月十七日法律第一號を以て發布された市制町村制は、既に述べたところによつて明かな如く、日本固有の慣習を制度化したものではなく、獨逸の普魯西の制度を母法とし、歐羅巴の制度を移入したものであり、これによつて故關一博士が指摘されてゐる如く、日本に歴史上嘗て存在しなかつた自治體として市町村が現はれることになるので、山縣公はその施行について細心の注意を拂はれて居る。

即ち明治二十年二月十三日市制町村制法案講究の爲め、地方官を會同せしめた外、「該法案に依れば、地方官よ

り内務大臣に具申し、其許可を得て、某年某月より施行すべきものにして、敢て其年月を制限せられずと雖も、豫め其緩急を定め以て實施の計畫に従事せざるべからず。而して法案の精緻なる組織の新様なる、實施の困難より寧ろ執行の任に當る郡長以下、郡町村の吏員、及人民に於て、之を解釋了解するの困難多かるべしと思考す。是に因て發表後、少くとも一年の歳月を假し、十分熟練せしめ、又一方に於ては、郡市町村の分合上に付精確の調査を爲し、以て實施の準備を整へ、輕舉粗漏、若くは紛雜澁滞なきを期せられんことを望む」との府縣知事總代の建議を容れ、明治二十二年四月一日以後地方の狀況を裁酌し、府縣知事の具申により、内務大臣の指定する地に漸次これを施行することとしたのである。市制町村制が説明書附で公布されたことも亦斯の如き理由に基くのである。更に山縣公は町村制實施の準備としての町村の合併について苦慮されてゐる。

抑々町村の自治は隣保團結の舊慣を基礎として、その上行はるべきものであるから、從來から存在せる町村の區域を濫りに變更すべきではない。故にモツセ氏も町村合併の點についてはその結果加何を懼れ、自ら各府縣を旅行し、實地の情況を視察したのである。然しながら、當時全國の町村の數は七萬に達し、——明治二十一年末六萬九千九百九十五——而も小町村に至つては僅に三十戸又は四十戸を有するに過ぎなかつたから、これに對して新町村制を適用するも、その實効を奏し難いのは明かであつた。こゝに於てか山縣公は意を決し、百難を排し、新町村制實施以前に町村併合の處分を斷行せられたのである。而してその併合處分をなすに當り、各地方に於ける方針が區々に涉ることを避ける爲め、豫め町村郡市區劃標準を定めたのである。この標準に據れば、從來の町村にしてその區域が廣く人口も多くして相當の資力を備へ、獨立自治の目的を達し得べきものはその區域を變更せず、又町村自

ら獨立を希望し、自治の義務を負担し得るものは強ひてこれを變更しないけれども、貧弱なる町村にして到底獨立し得ずと認むるものは、これを合併することとした。なほ從來の慣習及び町村の請願を参酌するのみならず、成るべく當時の戸長役場に屬せる區域によつてその區劃を定めることに決したのである。かくて急速に全國四十餘の府縣に互つて七萬餘の町村を悉く調査し、町村會の諮問を経た上、併合を遂行した。その結果、市の數は三十九、町村の數は一萬三千三百四十七となつた。——戸長役場の區域數は一萬一千五百餘であつた。——但し舊町村所有財産を新町村の公有財産となす協議を充分盡さしめる暇がなかつたので、新町村制實施後も多數の町村に於ては、その中の舊町村たりし部落が依然區有財産を所有してゐたのである。

以上述べ來つたところによつて、明治二十一年の市制町村制は我國の沿革を全然無視せる單なる借物と斷ずることとは出來ないけれども、兎に角獨逸殊に普魯西の制度を大體その儘直譯的に移入したものであり、而もこれが實施について、必ずしも識者の意見が豫め一致してゐたわけでないことが明かとなつたであらう。従つて、我市町村民がこれを充分に咀嚼し得る爲めには、相當の年月を必要としたのである。殊に都市に於て然りとする。何となれば町村は既に早くから不完全ながら自治的統一體を構成してゐたものが多いけれども、都市殊に大都市は、多く從來一の統一體たる經驗を有しなかつたからである。以下、市營企業を例にとつて、これを部分的ながら實證することとする。

なほ右の點について注意すべきは、政府は市制町村制によつて市町村に表面上自治權を賦與したけれども、自治權の發動に必要な財源については、何等見るべき考慮を拂はなかつたのみならず、行政監督を通じて自治權の制限をも試みたこと、及び地方自治制度の體系の完備を見るまでには、市制町村制の發布後なほ相當の年月が経過してゐること、これである。

7) 中島信虎「大日本地方財政史」

ること、これである。

即ち明治二十三年市制町村制と同じく、普魯西の制度を模倣せる府縣制郡制が公布されたけれども、直ちにその實施を見たのは一小部分に止り、府縣制、郡制が全國に普遍的に實施されたのは、明治三十二年その全般的改正が行はれた後のことで、三十三年以後である。なほ明治二十二年の市制中東京市、京都市、大阪市に特例を設くるの件が廢止されたのは三十一年であり、次で三十三年に至り、市町村の行政に關し主務大臣の許可を要すべき事項中、その輕易なるものは勅令の規定により、その許可の職權を府縣知事に委任し得ることとすると同時に、市制第二百一十一條第二項並に町村制第二百五條第二項を削り、市町村條例の許可に對し勅裁を経ることを要せざることとした事實に鑑みれば⁸⁾、我國に於て地方自治の體系が整備したのは、明治三十三年以後であるといふべきであらう。その後間もなく勃發した日露戰爭は一方に於て地方自治體の活動を制限したけれども、他面我國民はこれによつて自治の訓練の機會を與へられ、自治の實が大いに擧がるに至つた。——就中町村に於て然りとするが、これに對し報德思想が大なる貢獻をなしてゐる。⁹⁾——これは市町村民側の下よりの發展に基くと同時に、他面、政府が戰後積極的に自治の助成に乗出したことに基因するのである。¹⁰⁾

斯の如くにして日露戰爭後自治政發達の制度的並に人的基礎が確立したが、他面資本主義的經濟も日露戰爭後大いに發達し、都市問題の發生を見るに至つたのである。故に後述の如く、我國に於ける市營企業の成立が日露戰爭後に屬するのは、この意味に於て決して偶然ではないのである。

8) 内務省地方局「地方制度關係法令集」及「大日本帝國議會誌」
9) 「井上明府遺稿」
10) 選舉黨正中央聯盟「自治座談」(經驗編)七五頁及九八頁

第三章 近代的市營水道企業の成立

前章に於て指摘した如く、明治二十一年四月十七日法律第一號を以て市制が發布され、日本に歴史上存在しなかつた地方自治體として市が現はれた。而して明治二十二年中に市制が施行されたのは、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋、廣島、福岡、仙臺、長崎、静岡、熊本、鹿兒島、和歌山、岡山、金澤、堺、新潟、下關、岐阜、高知、徳島、久留米、姫路、富山、甲府、松山、福井、山形、盛岡、津、水戸、秋田、高岡、松江、米澤、佐賀、弘前、鳥取の三十九市であつた。従つてそれまでは市營水道企業は存在し得べくもなかつたのである。但しこのことは公營水道企業の存在を否定しないことは、留意を要する。現に縣營その他の公營水道企業は市營水道企業の成立以前に既に實存してゐたのである。

勿論これ等の地域及びその他に於ては、徳川時代に夙くも水道事業の成立を見たのであつて、江戸水道、福山水道、赤穂水道、高松水道、中津水道、宇土水道、水戸水道、名古屋水道、鹿兒島水道、尾久島水道、長崎水道、大津水道、久留米水道、越ヶ濱水道、神奈川水道、金澤水道、鳥取水道、指宿水道、磯集成館水道、五稜廓水道、仙臺水道、静岡水道、佐賀水道、米澤水道、富山水道、福井水道、豊橋水道、小田原水道、花岡水道等はその例である。而して江戸水道以下神奈川水道までは一般飲料に供せる水道であり、金澤水道乃至五稜廓水道は官公用を主とせるものにして、仙臺水道以下は灌漑を兼用とせる水道である。なほ尾久島水道以下神奈川水道までは私設水道であつた。

これ等のものは然しながら、その總てが明治二十二年まで存続してゐたわけではなく、又その經營主體は公營のものに於ても、決して地方自治體としての市ではなかつた。今上記のものの中、市制實施直前に於けるその經營主體を明かにし得たものを記せば、次の如くである。

江戸に於ける上水中、明治の初年まで存続せるは、神田、玉川の兩上水のみであるが、これは明治四年十一月三日東京府の所管となつた。その後明治十二年聖上東台に行幸の節、市民衛生上の改進黨を思召され、資金として七萬圓の御下賜あり、これが各區に分配された。然るに麻布區會は慎重攻究の末、翌十三年四月これを基本とし、更に區民の寄附金を得て、舊青山水道を復活して水道を開設し、以て區民の便益を増進せんことを決議し、續いて許可を得た。斯くて十三年九月起工、十四年十二月に竣工した。但し十七年十二月に至り、東京府麻布區長の請により、麻布水道は改めて玉川上水樋線に編入されたのである。²⁾

次に水戸市に於ては、明治十九年従來の慣例を廢して水利士功會を起し、十名の議員を推して水道事務を擔任させた。この時から水道事業は東茨城郡長の管理に移つたのである。³⁾

又鹿兒島水道は廢藩置縣後、鹿兒島縣廳がこれを管理し、明治二十三年一月三十一日市に引繼がれた。⁴⁾「高松市史」に據れば、高松水道は維新後も新井戸水利組合が管理した趣なるも、その後の経過が明かにされてゐない。更に福山水道も明治年代に入りて長く利用されてゐたものゝ如くであるが、遺憾ながら、その管理主體を明かにすることが出来ない。

1) 土木學會編「明治以前日本土木史」一三五九頁、「日本水道史」、茂庭忠治郎「我が國上下水道の沿革と支那に於ける斯業の將來性に就て」水道協會雜誌第四十二號
2) 「日本水道史」一一二及一二四頁 「東京市史稿」上水篇第二、二一三頁以下、六六六頁以下及び八八六頁以下、「東京市水道事業年報」昭和九年度第七章
3) 「水戸市水道誌」二二頁、高橋六郎「笠原水道の史的考察」
4) 「日本水道史」一三〇頁、「鹿兒島市史」大正五年發行 三六九乃至三七七頁

金澤の辰巳用水は明治初年頃までは舊藩主の管理に屬し、以後は灌漑用水組合長即ち舊崎浦村長が管理した。昭和十一年四月金澤市長が管理者となつたけれども、現在は兼六公園の流水となり、流末は市内の瀨池溝渠に散注し、分水路は犀川村舊崎浦村の灌漑に使用されてゐるのに過ぎない。辰巳用水は他の水道と趣を異にし、火防が主目的なりしことは注目に値する。⁵⁾

市制實施と共にこれ等の水道は多く市の經營に移管された。但し水戸市は明治三十年二月に至り、市制に基いて水道區會條例を設け、議員十二名を推して水道區費の歳入出及び諸般の施設を議決せしめた。蓋し多年實施して來た水利土功會の組織を襲用して、利害關係者をして直接水道事業に參與せしめるのを得策と認められたからである。⁶⁾ 上述せしところのものは孰れも舊式の水道であつて、近代的改良水道ではない。

歐米の施工法によつた近代的改良水道が始めて我國に敷設されたのは、明治二十年十月に竣工した横濱水道であつて、それは縣營であつたが、——その資本は國庫が據出したのである。——明治二十三年二月水道條例が發布されたので、同年四月一日から市營に移管された。⁷⁾ 次いで明治二十二年十二月に函館水道が竣工し、同二十四年三月に長崎水道が竣工した。函館に區制が施行されたのは明治三十二年十月であるから、これを以て地方自治體としての市が自ら創設せる近代的市營水道企業となすことは出来ない。⁸⁾ 長崎水道は明治二十二年一月區會の議決を経て起工したものであるから、市が創設せる市營水道企業のものとしては、一應長崎水道を挙げなければならぬ。⁹⁾ 然しながら、市會の議決に基き且つ水道條例に基いて施工した最初の水道は、明治二十八年十月に竣工を見た大阪市營水道企業である。¹⁰⁾ 續いて明治三十一年八月に廣島市水道が、¹¹⁾ 同年十二月に東京市水道が、¹²⁾ 同三十八年三月に岡

5) 津田義雄「寛永の防火水道辰巳用水に就て」水道第六卷第一號、同氏「寛永時代の防火用水金澤辰巳水道に就て」大日本消防第十一卷第九號
6) 「水戸市水道誌」二五乃至二七頁
7) 「日本水道史」三四一乃至三四三頁、「横濱市水道誌」、藤田弘直「横濱市水道五十年の回顧」水道協會雜誌第五十四號

山市水道が、¹³⁾ 同七月に神戸市水道が、¹⁴⁾ 同三十九年三月に下關市水道が夫々竣工した。

就中岡山市水道の成立は特殊の意義を有して居る。なんとすれば、下述の如く、政府は先づ三府五港若くはこれに準ずる都市に水道を敷設することに努力し、これが爲め國庫補助その他の方法によつてこれを助成したのであり、上記のもの、中岡山市水道を除けば、それはかゝる政府の政策の結實であり、岡山市水道は普通市に於て近代的市營水道企業の成立を見た最初であるからである。

第十四議會の貴族院に於ける明治三十三年度歳入歳出總豫算追加案第一號の審議に當り、政府委員阪谷芳郎氏は當時に於ける政府の對水道事業政策を説明して、次の如く述べられて居る。

「それから水道の補助に致しました所が是まで補助の區域は三府五港に限つて居つたものでございます。三府五港は最も國中の人民の集合致す所であり又外國との交通頗繁なる所であるから此三府五港に對しては政府の方から促してでも此水道を改良させねばならぬとございます。然る所が近年に至りまして此惡疫流行が年々甚しくなりましたまづ就中赤痢が非常な流行で一ケ年十萬人以上の患者を出す。それが爲めに養蠶の地方に於きましては養蠶の即ち此生糸の産出を減ずるとか又此流行病のみの費用を計算致しましても百何萬と云ふ費用を國庫市町村全體では負擔せねばならぬと云ふ事になります故に始終其流行病を豫防する斯の如き不經濟なる費用と云ふものを減少し一方には殖産の力を増すと云ふことの方法を内務省の當局の者が講究せられた結果此水道を改良する下水を改良するより仕方がない。故に是までの所では三府五港に國庫の補助を制限せられて居つた、尙ほ全國樞要の地で將來工業發達の見込があり及此人口の集散の頗繁にして惡疫傳播の憂ある所は財政の許す限りに於て補助をした

8) 「函館區水道小誌」、「函館區史」、「函館市誌」
9) 「日本水道史」六一八頁、林野秀顯「長崎水道志」、金井俊行「長崎水道一斑」、「明治維新以後の長崎」五一九頁
10) 「大阪市水道誌」、「日本水道史」五二〇乃至五二一頁

いといふことを内務衛生の當局から申立があつたのであります。それに附きまして段々と攻究の結果即ち此水道補助と云ふものゝ區域を本年度より少し改めまして三府五港以外にも若し人民に於て相當の事業を企てる者があれば補助をすると云ふことに致しました。併しながら此三府五港は是まで起業費の三分の一を補助致して居りましたが其他は起業費の四分の一を補助すると云ふことに歩合を算出致しまして即ち其の歩合を算出致しましたと云ふものは將來多く起るであらう、多く起るものに向つて財政と云ふものが一々之に補助すると云ふ事は困難である。三府五港とは自ら比準すべからざるものであると云ふ所で四分の一に減じました。所が是は赤間關と云ふものは是は特別輸出港になつて居ります。且つ軍事上の關係あると云ふ所から兎に角はだけは三府五港に準すると云ふ事になりました。」

町は、既に一言した如く市と異つて、古くから不完全ながらその法人性が認められ、又不充分ながら自治權が認められてゐたものがあつたから、町村制が施行せられる以前、夙くも水道事業を創設したものがあつた。

例へば福島町に於ては、既に文久年間に隣村桑村より柳清水を引用する議が有志の間に起つたけれども、遂に實施を見るに至らなかつた。明治に入り、同九年佐藤柳治郎氏が再び柳清水引用のことを半澤喜藏、小泉平兵衛兩氏に謀り、町内有志の間を奔走したけれども、機未だ熟せず、遷延年月を経た。然るに十一年に至り鐸木三郎衛氏等の盡力によつて、縣令山吉盛典氏に具申し、その贊助を得て、漸く實施の運びに至つたのである。¹⁵⁾而して明治十八年までは水道組合に於て設備の全部を所有し且つ管理したけれども、同年中戸長役場に引繼がれたのである。¹⁷⁾又高崎町に於ては、明治二十年頃烏川より引入れた長野用水路の内飯塚町新井堰用水の分水を受け、土管を埋設

11) 「廣島市水道誌」、[廣島市上水道統計書] (明治四十一年)

12) 「日本水道史」、[東京市水道小誌]、[東京市區改正事業誌]、[東京市財政史略稿] 第一編、[中島鏡治博士の遺稿] 水道協會雜誌第四十七號、[東京市水道事業年報]、[大都市公企業比較調査] 第五篇

13) 「岡山市上水道誌」

し、共用井を設け、一部の町民に給水を爲した。但し規模が小であつて、町民全體の需要を充足することが出来なかつたのみならず、沈澱池なり、濾過装置も亦不完全であつた爲め、降雨毎に濁水が流入し、直接飲用に適せず、且つ水圧なき爲め、防火の効力もなかつた。この水道は最初郡役所が管轄したけれども、約一箇年で高崎町役場に引繼がれた。¹⁸⁾

更に宮城縣古川町に於ては、明治十四年玉造郡大崎村下伏見夜烏に水源を求め、土管にて導水し、簡易濾過を爲した上、町内に設くる二十二の共用井と四十四の専用井に給水する計畫を立て、同十六年五月から起工し、翌十七年一月に竣工した。¹⁹⁾

なほ秦野町に於ては、明治二十一年三月水道工事委員三十七名と戸長奥津彌平氏より飲用水改良に關する設計を爲さんことを出願したところ、神奈川縣廳は大いにこの舉を賛し、岩田技師及び大橋屬の兩名を派遣して實地を調査せしめ、土地の状況と財源を顧慮して、簡易陶管水道を敷設する計畫を立て、その設計書を調製して、これを秦野町に交付した。斯くて明治二十一年十一月起工、同二十三年九月十五日全部の竣工を見たのであつた。²⁰⁾本水道はその維持修繕の爲め別に給水料を徴收せず、區會を設定し、區費を以てこれを支辨したのである。²¹⁾

最後に甲府に於ては、明治三年十月山田町の若尾逸平氏は市中有志と相謀り、用水改良を企てた。これが甲府用水路の濫觴である。²²⁾その後明治八年四月、縣の好意ある指導幹旋の下に、用水改良の新水路開鑿計畫を樹て、西山梨郡大宮村山宮地内に荒川流水を取入れ、途中羽黒湯、鹽部の各村落を経て、市中に通水する水路を開鑿、同九月通水を見た。然しながら、これは開放水路なりし爲め、水路の途中の田養水にも一部利用されるに至つた結果、灌

14) 「神戸市水道誌」

15) 「日本水道史」五九〇乃至五九一頁、[下關市上水道概要]

16) 「福島市水道鐵橋工事小誌」八乃至九頁

17) 「福島市水道鐵橋工事小誌」並に「日本水道史」中西大徳氏は明治十八年と記して居られるけれども金井氏は十九年と書かれて居る

濫用の引水の爲め水量を減じ、その上汚物、汚水の混入により、歳月を経過するに従ひ、漸次用水が悪化し、開鑿當時に較べると、水路の全貌僅かに存するのみといった有様となつた。これは柳町外二十二ヶ町の経営であつた。²³⁾

以上のものは孰れも簡易水道に過ぎない。完全なる設備を有する上水道は、三府五港に於ても國庫補助その他國の特別の助成を俟つて、始めて成立した次第で、普通市では明治三十八年の岡山市水道を先驅とすること前述の如くであり、國庫補助が市制施行の各都市に擴大されたのは遙か後年のことに屬し、町村營の水道に對しては最初地方費補助を奨励するに止り、漸く大正七年に至つて、國庫補助の範圍が大都市接續の町村に擴張され、同十年更にその範圍を擴大して、市區に準じ必要と認むる町及び飲料水特に不良なる町に對しても亦、政府財政の許す範圍に於て、國庫より補助することゝなつた事實並に當時町村債の募集が不可能であつたことに顧みるときは、これは蓋し當然のことであつたのである。

初期に於ける近代的改良水道事業は孰れも外國人の設計と中央政府及び府縣の助力を得て、始めて成立したのであつて、市が獨力を以て創設したものでないことは留意を要する。長與專齋氏は「松香私志」に於て、次のやうに云はれて居る。

「抑々上下水工事の如きは本邦未曾有の新事業にして、地方の人民に在りてはいまだ其の必要を認識したるにあらず、只コレラを恐怖するの餘り豫防の長計之に加ふるものなしとの理論を聞き卒かに思ひ立ちたることなれば、愈々實行の場合に臨みては些細の障害に撞着するも忽ち遂行の勇氣を沮喪せり。某地方の如きは水道設計の調査を依頼したる外人某より若干の報酬を要求せられけるが、未だ起工の事さへ決定せざる以前のことゝて人心頗る銷沈

し、遂に其計畫をも中止したることもありき。されば此私立衛生會は如何にもして我社會の幼稚なる衛生思想を大切に保育し恙なく其の生長を遂げしむるの任を盡さんとて、會員の各地に出遊したるものは力めて衛生工事の必要を説くのみならず、設計調査の請求あるときは名譽委員バルトンに託し現地に出張して其の計畫を助けしめ、さてこそ前述の諸市に水道工事の成功を見るに至りしなれ。」

以下各都市別に一々これを立證することとする。先づ横濱について見るに、明治四年原善三郎、高島嘉右衛門等八氏が發起人となり、水道會社の創設を企圖し、縣の認可を得、同年三月に工を起し、同六年十二月に至り、一部の通水をなしたのであるが、粗造の木樋水道なりし爲め、破綻漏水が頗々として相踵ぎ、不平が絶えなかつた。如之收支の點についても豫定の目論見と悉く齟齬し、如何ともすべからざるに至つた。こゝに於てか、明治七年六月大藏省の許可を得て、これを縣の一部なる町會所に引繼いだのである。その後縣の經營となり、又改修が加へられなければ、斯の如き舊式水道の缺陷は遺憾なく暴露され、非難が絶えなかつたから、神奈川縣廳は新に新式の水道を起すことゝし、明治十六年パーラー (H. S. Palmer) 氏にその設計を依頼した。而して縣はその報告に基き、同年七月十四日これを内務省に稟議したところ、内務省は土木局傭工師バルトン氏並に石黒五十二技師に命じて實地踏査せしめた結果、明治十七年十一月二十七日工費を百萬圓に減じ、十八年度より四箇年に割當て、毎年度二十五萬圓を下附すべき指令を與へた。こゝに於てか、縣はパーマー氏を聘して、明治十八年四月に工事に着手し、同二十年九月に竣告を告げたのである。

上述せしところによつて明かな如く、横濱水道は國庫の經濟を以て創設され、神奈川縣廳がこれを管理したので

23) 「甲府市水道誌」, 「甲府市上水道擴張抄誌」

18) 「高崎市水道誌」七頁及十頁

19) 「日本水道史」三九一頁

20) 「日本水道史」三六一頁

21) 内務省「上下水道に關する調査」一〇一頁

22) 「甲府市水道擴張誌」九頁

ある。然るに明治二十三年二月水道條例が發布された爲め、同年四月一日左記の條件を附し、該營造物一切が横濱市に移管されたのである。

第一條 横濱市は現在の水道事業に關する財産及其の財産より生ずる一切の權利を得ると同時に別紙記載の通り工費年賦償還の義務を負擔するものとす。

第二條 横濱市は現存の水道を維持し横濱市内外人民一般の需用に應ずべき水量の供給に支障なからしむる爲め充分の準備を爲し、將來人口増殖し現今の裝置不充分なる場合に於ては速に其の水量を増加する爲め必要なる工事を執行すべし。亦將來收入の剩餘等を以て其の工費を支辨し得る場合に至るときは、山手外國人居留地其他横濱市内に於て未だ給水管の敷設なき場所へ水道を擴張するものとす。但し此の場合に於ては水道條例第三條の手續に據り認可を受くべし。

第三條 現行横濱水道給水規則所定の條項並從來横濱水道事務所に於て用水需要者と特約したる條項は渾て之れを履行すべし。若し不得已事故に依り之れを變更せんとするときは豫め地方長官を経て内務大臣の認可を受くべし。

その際引續條件について疑義を生じたので、同市は左記の二項について縣の意見を求めた。

第一項 負債の義務は水道經濟に限り市の一般經濟に及ばざるや。

第二項 經濟の都合に依り不足する場合は其年限り年賦金の打切をなすや。

これに對し第一項は市の解釋通り、第二項は水料が豫定に達しないか、又は經費増加の場合には、その返納方法

を更に伺ひ出づべき旨、縣知事より指令があつた。

然しながらその當時の水道収入は設計當時の豫定額に及ばざること遠く、加ふるに人口増加に伴つて給水の途を立てる爲め、新工事を起すべき義務を有したので、如上の指令を満足することが出來ず、明治二十五年九月左記事項につき直接大藏大臣に伺出たのである。

第一項 引續當時の年賦方法書は年賦金額を確定しあるも二十四年六月神奈川縣知事指命第一項の趣旨に依り無論消滅せしものと心得ふべきや。

第二項 現今既に設計の當時豫定せし給水人員を超過するにも拘らず水料の収入は一箇年八萬圓に充たず。此の割合を以て十一萬圓を得べき豫定に照すときは三萬圓の不足を告ぐるのみならず、一面に在りては人口増殖に伴ひ供給し得べき新工事を起さざるを得ず。即ち内務省技師の調査に依れば七十萬圓を要すべきも、差向き二十五年に於て第一着に要すべき十八萬圓の工事費はこれを一時借入金で以て之れに充つると雖も、之れに對する利子は一萬圓内外の經費を増加すべく、如此水料収入は豫定に達せず、止むを得ざる所の經費は増加する勢なれば、假令標準たるに過ぎざるも、夫の設計當時の収入豫定は最早今日に在りては採るに足らざる計算なりとす。然れども幸ひ目下の景況に依れば年々三萬圓内外の殘餘金は生ずべきを以て之れを元資金の内へ償還し、數年後義務を完済する義は勿論なれども、利子として上納する金の如きは前段の始末に付、水料の豫定額に達せざる上は之れに充つべきものなく、故に毎年度收支の殘餘額を以て二十五年より元資金へ償還する儀と心得ふべきや。

これに對し第一項設計當時の年賦方法書は豫算額として消滅せず、第二項設計當時の豫算書中元資金据置年間で

は差引残餘金を利子として上納し、元資償却の期に至るも、事實水料が豫算に達しないか、又はこの貸下金を以て建設したる水道に屬する経費が増加してその残餘金が償却豫算額に充たざる場合には、先づ元資を返納し、尙ほ殘餘あるときはこれを利子として上納方を更に伺ひ出づべき旨の指令があつた。

斯くて爾來横濱市は大藏省の監督の下に水道經濟を維持したのであつたが、明治三十年四月二十三日に至り、豫て出願してあつた擴張工事設計の認可と國庫補助の許可を内務大藏兩大臣より得たので、翌三十一年三月二十六日國庫から補助金百二萬七千八百四十三圓九錢三厘を受領すると同時に、當時國庫に對し負債となつてゐた既設水道工事未償還金百九萬千九百四十八圓八十五錢七厘を償還し、以て水道經濟上の特別の監督を免れたのである。²⁴⁾

次に函館に於ては、明治十一年八月函館區長常野與兵衛氏が開拓長官黒田清隆氏に、同區に起業すべき事業數件を上申したが、その中に赤川上水のことが含まれてゐた。而して同月二十六日區内各町總代小林重吉、渡邊熊四郎、泉藤兵衛氏等二十八名が連署し、水道布設の工費は輸出入原價の分合金を收入してこれを償還に充てることとし、一時官賃あらんことを、函館支廳長時任權大書記官に請願したのである。而して明治十二年一月九日開拓長官の命により、雇米國人士木工師クロイフォルド氏、松本莊一郎氏等が水道測量に着手することゝなつた。然るに不幸同年十二月大火があつた爲め、水道創設の議は一時中止の止むなきに至つた。明治十六年五月七日に至り、時任函館縣令は區長代理二本柳九藏氏に命じて、一時官金を以て起工し、年賦償却の法を設けしめ、その筋へ稟請せんとしたけれども、前年の計畫と比較し、事業の難易、費用の多少等自らその趣を異にせざるを得ないので、新に水道起業の趣旨並に起業費豫算及び年々の收支償却法説明書草案を作成して、これを下附した。こゝに於て二本柳區長代理は臨時

24) 以上主として「横濱水道誌」、「横濱市史稿」政治篇三 四九九乃至五一九頁、藤田弘直「横濱市水道五十年の回顧」、河西春海「横濱水道の胎生時代」水道協會雜誌第三十二號に據る

區會を開き、クロイフォルド氏の計畫を基礎として、その費額及び收支の方法を議決した。即ち總費額二十二萬五千五百四十七圓は到底民力の堪ゆべきところでないので、官に請願して三十五箇年賦返納とし、分頭賦課金一人一箇月金二錢を收入し、これを償却することゝしたのである。拜借金は遂に得られなかつたけれども、林函館區長代理は拜借金が得られればとてその儘これを打捨て置くべきに非ずとて、十二月十六日臨時區會を開き、今日より奮てこれが準備を爲すにあらざれば、その目的を達するの時なかるべきにつき、區内夜廻番人なるものゝ組織を解き、請願巡查を置き、區内戸長役場廢止の令達あるを幸、その減額經費合計五千圓づゝを水道起業の爲め蓄積することゝすれば、從來の賦課額を高めずして、數年の後巨額の金額を得、水道を布設することを得べきを説き、遂に審議の末、初年度は先づ以て二千五百圓を貯蓄すべきことを議決せしめた。爾後金額に増減があつたけれども、年々該蓄積が續けられたのである。明治十九年十月二十二日臨時區會が開かれ、前年來計畫せしところの水道工事費を、物價の低落及び金銀價の差異等を考慮して調整し、水道起業費十五萬圓の區債を起すべきこと及び區債募集の初年より十箇年間その利子即ち六萬九千七百五十圓を道廳より補助されたことが議決された。然しこの計畫も遂に中止の止むなきに至つた。この時に當つて岩村北海道長官は該工事の計畫及び十五萬圓の豫定工事費等を確認んが爲め、パーマー氏に再調査を囑せられ、同氏は曩にクロイフォルド氏の計畫せし以來、人口が著しく増加したから、工事も亦大なるを要し、従つて費用も増加せざるを得ずして二十五萬五千圓を要する旨を報告した。斯くて結局明治二十年十一月二十一日の臨時區會で總工費二十三萬五千圓の中十一萬圓を區の公借とし、五萬圓は共有財産より支出し、残り七萬五千圓は三箇年に分割して道廳より補給を仰ぎ、而して二十年間の船舶賣水料、各戸別給水料及

び戸別割の収入を以て、區の公借及び利子を償還すべきことが決定された。而して明治二十一年六月起工翌二十二年十二月竣工したのである。なほその後間もなく増設の必要を生じ、明治二十七年二月の區會はその工費二十三萬圓中その三分の一即ち七萬三千三百三十三圓を國庫補助に仰ぎ、残りは區債を起し、二十箇年賦を以て償還すべきことを議決し、同年九月工事に着手し、二十九年十月に竣工した。²⁵⁾

又長崎では、明治十九年長崎商工會員瓜生震氏は同市居留の英人リングガ氏と相議し、上海水道工師長英人ハード氏を長崎に招き、水道工事の設計とその豫算作成を委嘱した。ハード氏は實地を踏査し、地勢を測り、ダム式水道となすの外なきを認め、本河内郷澗流を以て貯水池の位置と定め、その經費を二十二萬五千圓と豫算した。こゝに於てか瓜生氏は収入方法を案じ、收支相償ふ見込が立つたので該會に建議したのである。商工會は委員會及び臨時總會を開いて審議した結果、上記建議の大體を採擇、これを議決し、只野副會頭より水道會社設立の請願書を長崎縣知事に提出した。然るにこれは商工會に於て請願すべき性質のものでないとせられたので、同年十二月十八日、松田會頭は更にこれを建議書と改めたのである。明治二十年四月二十七日三田村庄次郎氏等八名は水道會社の設立を發起し、その資金の借入を縣知事に出願した。これより先き日下知事は水道の布設を計畫中であり、前記の如く商工會も亦これを希望したので、直ちにこれに着手せんとしたのであつたが、區費を以てこれをなすが如きは、當時の事情より判斷して行はるべきことではなかつたから、寧ろ私立會社を起し、無利息又は低利を以て政府の貸與を請願するに如かずと思考し、金井區長に私立會社の組織を命じたのである。そこで金井區長は資産家及び名望家と協議し、資金三十萬圓の私立會社を起し、その資金は政府より借入れ、工事は縣廳に委嘱し、而して區民一般の水料

25) 以上主として「函館區水道小誌」、「函館市誌」に據る

を區費に請求し、水道に係る収入と合して拜借金を返納し、右返納を終つた曉には水道は舉て、これを區民の共有に歸するものとして、これを縣知事に出願した。日下知事はこれを容れ、政府へ懇請したけれども許されなかつた。但し内務省から金五萬圓を補助すべしとの指令を得た。明治二十一年一月日下知事は區長及び出願人を招き、二十五萬圓を募債する方法を立て、更に出願すべき旨を懇諭すると共に、中村書記官、金井區長、吉村長策技師その他縣官數名に水道會社創立事務取調委員を命じ、會社定款、收支豫算、水料金額並に特許願條件等の草案を起草せしめ、これを發起人に下附した。同月二十六日發起人は會社設立の願書を再び縣知事に提出したが、その方法は資金を三十萬圓とし、政府補助金五萬圓を除き、殘額二十五萬圓は年六分の利子を以て社債を起し、年々元利に對し一萬六千圓を償却し、設立より五十二年を経て完済し終るにあり、その年の収入金に不足を生じ、經費を引去りたる殘額がその年の利息に不足する場合には、その不足額を區費を以て補填する計畫であつた。然るに適々本事業に對する反對の聲が囂然として起つた爲め、日下知事は私立會社の方法を改め、區立とすることとし、曩に提出しありたる會社設立の願書を却下したのである。斯くて明治二十二年一月二十二日區會は水道布設を議定し、——但し反對運動は依然存続してゐたのみならず、その勢力は悔るべからざるものがあつた。——同二十五日水道布設工事を縣廳に於て執行の儀を上申し、二月二十七日開屆の指令を受け、——別に國庫金補助、舊五厘金下附、官有地無料使用、公用土地買上規則の特許をも得た。——四月工事に着手し、二十四年三月工を終へたので、五月九日市は縣廳より事務の引繼を受けたのである。——區より市への引繼を了したのは明治二十二年八月二十七日であつた。

茂庭忠次郎博士筆「水道小話」に據れば、長崎市水道は英人バルトン氏の設計に成り、吉村長策博士の施工に屬

することであるが、植野秀顯著「長崎水道志」(明治二十三年)は、明治二十二年六月二十九日内務省御雇英國人バルトン内務大臣の命を以て來り、水道の實地を視察すと記して居り、又金井俊行著「長崎水道一班」(明治二十五年)は、長崎水道工事の設計は縣知事日下義雄氏の發意にして、本縣五等技師吉村長策氏専ら之を計畫し、内務省三等技師石黒五十二氏及び内務省雇英國人ダブリュー、ケー、バルトン氏等臨檢せりと述べて居り、記事が稍々相違して居る。こゝでは寧ろより根本的なる資料と認むべき長崎水道志並に長崎水道一班に據ることとした。既述せしところの外、長崎市水道に關し注意すべき點は、前記長崎水道一班の自序に於て、時の區長金井俊行氏が、「我長崎も横濱函館に亞ぎ之が敷設を計畫せしに、量らざりき大に人民の反對を受け多少事業に妨礙を受けたるも、終に其目的を達するを得たり。然れども爲めに市制の施行に際し議員の選舉に競争を起し、其極市長助役とも他方人を擧ぐるの不幸を見るに至れり。」と述べられてゐること、公債募集に成功したこと及び區費中水道費目が設けられたこと、これである。最後の點に關し、金井氏は既掲書中次の如く記されて居る。

「簡單なる理論を以てするときは、公共の用水は區民一般に賦課し而して自家に通水するものは其水料を徴し共用水に頼るものは實際の給用者より水料を收入する横濱の如くするは當然の事なりと雖ども、人民の生計果して横濱と同様なるや否を察するに、決して然らざるものあり。而して水料の金額を概算すれば却て横濱に超るも減するの見込なし。抑水道敷設の如きは其目的素本區の健康を維持するに在るものなれば、貧富相助け同心協力以て之を敷設すべきは亦相當の事とす。故に予が考察は貧民に軽くして富民に重きを負はしめんとする在り。是を以て富民の自家に通水するものよりは別段自家通水の水料を納めしめ、而して公共用水及び路傍水栓に頼るもの水料は一

般に賦課し、以て貧民をして負擔に堪へしむるの方法なりとす。」

右の點を一層明かにする爲め、水料及び維持修繕費の累年統計を掲げれば、左表の通りである。但し便宜上本章に於て取扱へる他都市のそれを同時に紹介することとした。²⁶⁾

年 度	種 目	横 濱	函 館	長 崎	大 阪	廣 島	神 戸	東 京	岡 山
明治二十二年	水料	—円	535円	—円	—円	—円	—円	—円	—円
	維持修繕料	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十三年	同	66,342	3,006	—	—	—	—	—	—
	同	40,728	—	—	—	—	—	—	—
同 二十四年	同	73,036	3,901	7,281	—	—	—	—	—
	同	40,728	—	11,943	—	—	—	—	—
同 二十五年	同	72,440	3,497	4,302	—	—	—	—	—
	同	40,728	—	21,902	—	—	—	—	—
同 二十六年	同	81,442	5,574	4,112	—	—	—	—	—
	同	40,728	4,950	21,532	—	—	—	—	—
同 二十七年	同	81,770	6,174	3,592	—	—	—	—	—
	同	40,728	5,486	14,460	—	—	—	—	—
同 二十八年	同	85,868	6,266	4,642	11,301	—	—	—	—
	同	40,728	6,165	17,387	40,438	—	—	—	—
同 二十九年	同	93,741	7,198	8,409	84,007	—	—	—	—
	同	40,728	8,500	23,160	96,292	—	—	—	—
同 三十年	同	102,786	14,960	13,235	127,595	—	—	—	—
	同	37,295	9,766	31,296	140,190	—	—	—	—
同 三十一年	同	164,814	14,756	21,853	235,846	3,990	—	—	—
	同	35,000	9,806	27,556	152,994	13,538	—	—	—
同 三十二年	同	163,363	17,114	27,799	252,875	23,551	—	—	—
	同	35,000	10,012	31,259	217,626	52,348	—	—	—
同 三十三年	同	173,994	18,558	34,417	273,449	27,148	88,270	303,888	—
	同	43,156	9,962	42,540	126,398	44,530	35,283	145,250	—

26) 「上下水道に關する調査」一七乃至一八頁

同 三十四年	同	178,748	21,328	29,376	371,752	38,592	97,902	492,909	—
同 三十五年	同	53,000	7,321	38,243	137,293	25,961	41,247	134,667	—
同 三十六年	同	204,257	24,025	45,714	405,028	43,917	114,593	599,530	—
同 三十七年	同	42,169	7,401	94,499	174,386	19,708	43,185	178,922	—
同 三十八年	同	236,170	28,897	59,783	463,704	54,891	136,607	619,148	—
同 三十九年	同	42,243	10,765	20,805	206,956	24,118	45,414	245,202	—
同 四十年	同	300,570	28,897	193,853	489,823	87,262	155,051	725,529	—
同 四十一年	同	—	11,117	—	280,583	—	39,726	212,685	—
同 四十二年	同	308,644	40,207	186,511	503,702	104,572	187,714	852,594	74,965
同 四十三年	同	—	12,597	—	351,826	—	44,650	297,098	70,559
同 四十四年	同	360,603	1,542	156,100	526,130	122,276	217,963	20,065	71,122
同 四十五年	同	376,775	16,479	156,100	579,550	79,987	116,118	560,221	70,420
同 四十六年	同	381,897	63,198	138,928	565,164	255,727	219,623	964,747	77,091
同 四十七年	同	419,904	15,764	159,803	501,565	254,616	563,077	704,253	68,473

上記の事實（長崎に於ては水料より維持修繕費が多きこと）と明治三十九年度衛生局年報が次の如く記してゐるのとは、一見密接な關係を有してゐるものゝ如くであるけれども、無條件にこれを承認することが出来ない。「現在の下水道所在地の現住人口と其の水道の給水区域に於ける現住戸數に對する現給水戸數の割合を見るに實に次頁の如きものあり。而して同所在地の現住人口と其の水道の給水豫定人とを對比するに又實に次頁の如きものあり（戸數割合は最近の事實なる明治三十九年の調査を用ひたるも、人口は最近の靜態調査なる三十六年の事實を用ひたり）。最も能く給水せられたる長崎市すら尙ほ且つ現住戸數の八七パーセント餘に過ぎず、良水供給の普及せられざる推して知るべく、而かも給水豫定人口に比し現住人口の多き地の如き一面給水の普及を計ると同時に下水道の擴張を行ひ都市膨脹の趨勢に備ふる所あるを要す。」

先づ一年限りの數字は正確を期し難いから、明治三十九年までの趨勢を顧みるに、左の如くである。但し數字は全戸數百に付き水道使用戸數を示すものとす。

年	横濱	函館	長崎	大阪	廣島	神戸	東京	岡山	下關
明治二十七年	63.55	99.14	?	—	—	—	—	—	—
同 二十八年	63.84	94.23	?	6.72	—	—	—	—	—
同 二十九年	72.89	100.00	?	60.55	—	—	—	—	—
同 三十年	72.82	100.00	?	54.90	—	—	—	—	—
同 三十一年	73.18	100.00	?	52.14	—	—	0.32	—	—
同 三十二年	71.94	100.00	50.82	50.18	34.04	—	9.26	—	—
同 三十三年	69.87	100.00	48.20	49.67	39.01	12.28	25.76	—	—
同 三十四年	46.35	100.00	50.27	55.23	45.57	25.52	33.78	—	—
同 三十五年	50.30	10,000	66.08	57.41	76.37	29.23	35.08	—	—
同 三十六年	51.84	99.91	74.20	56.88	76.69	29.29	35.58	—	—
同 三十七年	54.10	96.59	86.50	65.80	48.21	33.33	36.28	—	—
同 三十八年	55.87	76.74	87.42	67.63	58.96	33.34	35.71	51.61	3.14
同 三十九年	53.12	77.97	87.41	56.61	56.98	34.81	87.80	61.94	37.78

次に「神戸市水道誌」は曰く、「吉村工事は長崎市の經驗を語つて曰く、會て長崎水道の徴收したる水料は當初酷だ高きに失して豫定の需用者を得ず、其の全収入に於て遙かに豫算に達せざること數年漸く維持に困難するに至

れり。後水料を軽減するに至つて、始めて頗かに需用者を増加したるの事實は、取て以て殷鑑となさざる可らざるなり。」と。

明治三十一年長崎市の市域擴張が行はれるや、間もなく水道増設の計畫を生じ、三十三年起工、三十七年三月に竣工した。

大阪に於ては明治十三年大阪府が宮内省下賜の衛生資金を以て水道工事の計畫に着手せんとしたけれども、成功しなかつた。その後明治十九年虎列拉病が流行するや、府知事建野郷三氏は水道敷設の忽諸に附すべからざること認め、パーマー氏を招聘して新水道敷設の計畫を囑託せられ、その報告に基いて、工費總額を二百五十萬圓とし、政府に特許を請ふと共に工費を公借金として廣く民間に募集し、以て水道を敷設せんとした。然しこれも遂に實施を見るに至らなかつた。然るに明治二十三年九月長崎地方より虎列拉病が移入され、而も大いに流行せんとする徴候があつた爲め、同月十九日大阪私立衛生會頭西村捨三氏は會員を代表し、大阪市上下水道改良工事を起さんことを要望せる建議書を市參事會に提出したのである。²⁷⁾市參事會はこれを容れ、上水道新設の議を決し、これを市會に提出した。該議案の内「大阪市公債募集及償還方法」は次の如くであつた。

第一條 大阪市水道敷設經費に充つる爲め額面二百五十萬圓の大阪市公債を募集するものとす。

第二條 此公債は額面の價格以上を以て募集すべきものとす。

第三條 此公債の利子は額面の金額に對し一箇年百分の六と定め毎年六月、十二月の兩度に拂渡すべきものとす。

27) 「大阪私立衛生會第二次報告」參照

第四條 此公債は明治二十四年より同二十六年に至る三箇年間に於て之を三回に分ち第一回に金六十二萬圓第二回に金百二十五萬圓第三回に金六十三萬圓を募集し總計金二百五十萬圓に滿つべきものとす。

第五條 此公債の元金は募集年間之を据置明治二十七年より三十八年までは國庫の補助金及び給水料市税金三十九年以後は給水料及び市税金の内より其の年支拂ふべき利子を引去り其の殘金を以て毎年十二月中之を償還するものとす。但千圓未滿の殘餘金あるときは償還金に編入せず翌年へ繰越すべきものとす。

第六條 此公債の利子は募集の時より明治二十六年六月までは工費中より之を支拂同年七月より十二月までは國庫補助金及び其の利子の内を以て支拂明治二十七年より三十八年までは國庫補助金及び給水料市税金の内を以て支拂、三十九年以後は給水料及び市税金の内を以て支拂ふべきものとす。

第七條 給水料収入の目的は明治二十六年度に於て金二萬七千九百圓二十七年度に於て金十三萬二百圓二十八年度に於て金十四萬八千八百圓二十九年度に於て金十六萬七千四百圓三十年以後は毎年度金十八萬六千圓とす。

第八條 市税より支拂すべき金額の豫算は明治二十七年度より毎年度金六萬二千圓とし給水料増加するときは此金額を減却するものとす。

第九條 水道維持に屬する費用は工事着手の時より落成までは公債募集金より支拂工事落成後明治二十七年三月までは給水料の内を以て金二萬五千圓を支拂二十七年度以後は毎年度十萬圓を支拂ふべき豫算とす。

第十條 此公債は明治二十七年より三十箇年間に於て元利金悉皆償還を了りたる上尙ほ金六萬三千六百餘圓の殘金を生ずべき計算なりとす。

斯くて明治二十三年十月三日に水道敷設の認可を得、同月十一日更に明治二十四年度より十五箇年間毎年五萬圓宛總額七十萬圓を水道費補助として國庫より下附せらるゝ旨、大阪府知事西村捨三氏を経て通達せられた。國庫補助金八十四萬圓を豫期せしところ七十五萬圓に減ぜられた爲め、公債募集及び償還方法に更正が加へられ、又内務省備衛生工師英人バルトン氏の意見を聞き、パーマー氏の設計中(一)給水人口を五十萬としその増加を八分の一とありしを變更して、給水人口を更に六十一萬とし、將來八十萬に増殖するも猶ほ給水し得る規模に改め、(二)一人一日の給水量十六ガロンなりしを三立方呎即ち凡そ十九ガロンに増し、(三)濾過の速力一日十二呎の割合なりしを十呎となし、(四)水塔を立管に換へ、(五)四吋配水管の内重要な部分はこれを六吋管に換へ、(六)唧筒機械の馬力及び水管寸法等を増した爲め、歳出入總額には増減なきも、歳出の費目に更正が加へられたのである。なほ大阪市水道給水料收入見込書は下の如くであつた。

一金十六萬八千圓

内譯

金八萬三百二圓四錢三厘

專用給水料

工事竣功後毎歳支出すべき經常費二十五萬二千圓(國庫補助金を除きたる高)を三分し其の一を市税とし其の二即ち金十六萬八千圓を給水料と定め、内金五萬八千七百七十六圓五十五錢七厘を計量給水料及び接續町村の給水料とし、殘額金十萬九千二百二十三圓四十四錢三厘を專用給水料及び共用給水料として計算したるものとす。而して給水規則第十九條に依り市内の家屋を個數に改算すれば則ち百二十萬五千五十九個となる。之を十

分し其の四は事情に依り實際給水を要せざるものと見做し之を控除し残り十分の六に當る個數七十二萬三千三十五個を基礎とし、又之を十分し其の六(四三三、八二一個)を專用給水、其の四(二八九、二一四個)を共用給水を受くるもの個數と定め、此の專用共用を合算したる個數(七二三、〇三五個)を以て前掲十萬九千二百二十三圓四十四錢三厘を除するときは個數一個に付金十五錢一厘強となるも、共用給水は專用給水と同一の便利を得べきものにあらざれば均一の料金を徴收するは穩當ならざるを以て、之を輕減し個數一個に付金十錢と定め、之を算出するときは共用給水料は金二萬八千九百二十一圓四十錢となる。依て之を控除し殘額金八萬三千八十二圓四錢三厘を專用給水の個數(四三三、八二一個)を以て除すときは個數一個に付金十八錢五厘となる。故に其の端數を勿上げ金十九錢と爲したるものとす。前掲の如く専用給水料個數一個に付金十九錢の割を以て計算するときは金八萬二千四百二十五圓九十九錢となり本項の金額と二千二百二十三圓九十七錢四厘の差ありと雖も、此の收入見込書は専ら毎歳支出すべき經費を基礎とし各給水料を算出したるものなれば算出上此の如く豫算を爲したるものとす。

金二萬八千九百二十一圓四十錢

共用給水料

金二十二萬六十八圓六十三錢

接續町村給水料

金一萬七千五百二十八圓五十一錢九厘

官衙等規則第三條第一に該當する計量給水量

金百八十圓

船舶計量給水量

金一萬八千九百九十九圓四十錢八厘

營業上其他多量の給水を要するもの即ち規則第三條第三に

該當するもの、計量給水料

該案は市會に於て十五名の委員の審査に附せられたが、該調査員はその報告書中若干の修正を試みて居る。而して大阪市公債募集及び償還方法の修正について、その理由を次の如く説明してゐる。

「客年十一月市會決議に係る第五十三號議案並に今般提出の第六十三號議案によれば大阪市公債募集及償還方法は水道敷設工費を二百五十萬圓とし、國庫補助金は下附の初年より三ヶ年間年利五分の割合を以て蓄積し置き第四年目に至り初めて公債元金並に利子等の支辨に充用するの見込を以て公債總額を二百五十萬圓と定め、該事中は一切年税金を徴收せずして其の竣成後毎年度収入すべき給水料を十八萬八千圓、市税金を八萬四千圓とし又毎年度水道維持費の支出額を十萬圓とし、公債償還年限は其の募集のときより三ヶ年間据置き其の翌年より向三十箇年の後に及び之を全償し得べきものなれば、右公債金二百五十萬圓に對する利子の總計は金二百七十萬八千五百八十圓の巨額となりて、此の利子は公債元金に超過すること二十萬八千五百八十圓にして、本市の經濟上より見れば策の得たるものと言ひ難し。然るに水道工費の部に詳記せる如く水道工費に於て金二十八萬圓を減却し、差引金二百二十二萬圓を以て該工事を竣功せしむるの意見なるが故に、其の修正額即ち二百二十二萬圓を根據とし、明治二十四年同二十五年に於て下附せらるゝ處の國庫補助金は直ちに該工費に支辨する而已ならず、尙ほ同二十四年度同二十五年同二十六年に於て各金七萬圓を市税により徴收したる上、同二十六年度徴收額の内六萬圓は經常費に充て、他は悉皆工費に充用するの見込を立てたるにより全く公債として募集すべき金額は百九十七萬圓とす。故に原案公債募集總額二百五十萬圓に對比するときは其の減少すること實に五十三萬圓なりとす。又公債總額

に對しては前に述ぶるが如く多額の減少を爲したる外、尙ほ原案に於ける毎年度徴收すべき市税の少額にして給水料の夥多に過ぎ、且つ水道維持費の過當なるを認めて、給水料金を明治二十七年より同三十八年度迄は毎年度金十一萬三千六百二十二圓同三十九年度以後は毎年度金十二萬七千五百五十八圓市税金を十萬圓水道維持費を八萬圓と修正したり。其の結果たるや市税金に於て僅か一萬六千圓を増加する而已にして、爲めに得る處の利益は第一公債年限に於て十一ヶ年の短縮を來し、從つて公債利子總額金百三十八萬三千二百二十圓の巨額を減却すること、第二給水料の減少は同規則修正案に於て續述するが如く、水道により供給する水を用ふるものを増益し隨て公衆衛生の目的に協ふべきこと、第三償還年限の短縮は大いに市民負擔の勞を軽減すること等なりとす。尤も第五十三號議案は既に市會に於て確定したる所なりと雖も、公債募集金額並に市税金給水料等の變更に由り勢ひ之を修正するの止むを得ざるに出でたるものなりとす。」

又給水規則をも修正したが、その理由は次の如くである。

「原案は使用者各自の需用に應じ其の家主又は地主に對し引用せしめ、給水料を之に負擔せしむるを本旨とし、放任給水は其の専用と共用とに拘はらず、其の使用者の住居する家屋の坪數地位等級等に依り個數を定め、之を賦課するものとす。故に同量の水を引用するも甲は多額の給水料を負擔し、乙は僅少の給水料を納め、同一の利益を得る等頗る不公平の處置なき能はず、且つ給水料の甚だ不廉なるを以て共用給水を使用すべきものゝ如きは或は其の負擔に堪へざる爲め水道敷設後と雖も、尙ほ不良の水を使用するものなきを保せざれば、給水料収入見込書に記載するが如く、實際市の人口十分の四は給水を使用せざる惡結果を生ずるも計り難し。是豈水道敷設の目的ならん

や。元來水道敷設の要は第一衛生上の關係にあるべきを以て、工事の竣工の曉に至らば、貧富の區別なく一般に之を使用せしめざれば蓋し其の効なかるべし。今原案を通覽するに給水料徴收方法の如き本來の目的に反したるものと云はざるを得ず。故に實際の狀況を鑑み更に共用給水は無料とし、専用給水は家屋の坪數地位の等級如何に拘はらず、使用の水量に依り之を徴收するの至當なるを察し、其の人口に依り料金を定め以て其の使用即ち現住者に負擔せしむることとせり。」

明治二十四年六月二十三日から七月九日に互り市會は水道議案調査委員の報告に係る修正諸案を議了したが、委員修正案全部を是認したのは臨時費歳入出總計豫算と水道給水規則とであつて、水道公債條例は第十條公債償還年限十九年とあるを二十七年と改め、その他を是認し、公債募集及び償還方法は數條に修正を加へた。

上記の如き経過を経て明治二十五年八月工事に着手、二十八年十月竣工を告げたことは既述の通りであるが、明治三十年四月接續町村を合併せる爲め配水鐵管延長の必要を生じ、三十三年起工、三十四年十二月に竣工した。これより先き明治三十年三月給水假規則中一部の改正が行はれたけれども、それは料金引上げを目的としてゐなかつた。然るに同年十一月十五日に至り、給水料増加案が市會に提出、議定せられた。

吉原三郎書記官が議員杉山小兵衛氏の質問に答へたところに據れば、前記給水料引上げの理由は、「給水の戸數既に最初豫定したる所に達したれば、諸般の事情にして從來と異なる所なくんば充分に經濟を維持し得べき理なれども、惜むらくは物價騰貴の爲め財政困難を見るに至れり。是則ち給水料増加の原因なりとす。勿論之が爲め上水使用の普及に影響を生ずるの憂あれども事亦已むを得ざるに出づ。且つ目下給水せざるもの市内約三萬戸あり。而

して水道公債償還金は豫算に比して既に八萬一千圓の不足を告ぐ。若し從來の給水料にて推移せば年々層一層償還金に不足を告ぐる結果となる。故に已むを得ず」といふにあつた。而して水道事務所長七里清介氏の説明に據れば、「原案の如く給水料を増加するときは年々八萬一千圓の不足額を補充し、尙ほ五ヶ年後には一萬五千圓の餘裕を生ずるを以て吉原書記官の説明したるが如く之を修繕費に充てん」ことを期してゐたのである。²⁸⁾

轉じて廣島市營水道について觀れば、第五師團當局は、夙に飲料水の改良を希望し、廣島縣知事と協議するところがあつた。而して知事も亦夙に飲料水改良の策を考慮してゐたので、直ちにこれを廣島市に謀り、水道の布設を企畫したのであつたが、事業の規模の大なると工費の多額なる爲め、一市の力能くこれに任ずることを得ず、そのままとなつた。蓋しこれは明治二十一年のこと、廣島市なる地方自治體が未だ成立してゐなかつたときであるから、當然の歸結であつたのである。然るに明治二十七年四月に至り、市長伴資健氏は内務省雇衛生工師バルトン氏の派遣を請ひ、實地の調査を囑託し、以て水道敷設の計畫案を立てた。時適々日清戦争が起り、廣島市は軍隊行動の根據地となり、飲料水の不良は忽ち軍用宿舎に困難を來たしたのみならず、多數の艦船用飲料水の供給を遠く吳港に仰ぐの已むなきに至り、その不便不利實に名状すべからざるものがあつた。こゝに於てか、明治二十八年三月市會の議決を經、水道布設委員設置方法を定め、委員選定の上、バルトン氏の布設設計案に基き、工費豫算の作成方を縣廳に委託した。この豫算總額は九十五萬圓であつて、内三十二萬圓を市の負擔とし、總額の約三分の二即ち六十三萬圓を三ヶ年賦で國庫の補助に仰がんとしたのである。然るにこの稟申は却下せられ、同年十一月勅令第五百五十七號を以て臨時廣島軍用水道布設官制の發布を見るに至つた。仍て市は軍用水道に接續して市の水道を敷設せんこ

28) 以上主として「大阪水道誌」、「大阪市水道擴張誌」、「大阪市會史」に據る

とを請願し、二十九年二月その許可を得て、軍用水道布設部長監督の下に軍用水道と相前後して工を起し、三十一年八月軍用水道の工事と共に竣成した。布設工費は軍用水道が六十九萬三千八百四十五圓四十九錢七厘、市の接續水道二十九萬四千六十五圓四十八錢四厘であつた。その後間もなく軍用水道に屬する土地及び諸營造物の無料使用の許可を得たので、單に廣島市水道となし、三十二年一月より陸軍諸官舎及び市内一般に給水を開始したのである。なほ更に明治三十八年十一月に至り、市參事會に於て増設の議が決定せられ、四十年三月擴張工事を起し、四十一年三月に竣工した。

市の接續水道工事及び増設工事は公債を以て調辨されたが、大阪と異つて、その元利償還は何れも給水料を以てこれに充てる方針が採られたのである。²⁹⁾

内務省は早くより東京市水道の改良を企圖してゐた。即ち、明治七年五月三十一日内務省工木寮雇蘭國工師フアン・ドールン氏はその命を受けて、東京市水道改良意見書を草し、同八年二月八日更に設計を提出して居る。その後明治九年十二月東京府に水道改良委員が置かれ、上水改良及びその費額等が調査された。而して本委員はフアン・ドールン氏の曩の設計を標準として水道改設の計畫を立てたのである。明治二十一年十月五日東京市區改正委員會が内務省に開かれたが、その事業の一として上水改良がとり上げられた。而して同月十二日衛生工師バルトン、長與專齋、古市公威、原田要、山口半六、永井久一郎、倉田吉嗣の諸氏がその調査を委囑され、同二十九日の委員會に於て區債を起してこれが工事を爲すの議を定めると同時に、國庫補助を請ふ建議を爲すことを決し、十一月一日該建議がなされた。同十二月には又バルトン外六氏より東京市區上水設計第一報告が提出されたのである。東京市

29) 以上主として「廣島市水道誌」、「廣島市史」第四卷、「廣島市上水道統計書」(明治四十一年十月刊)に據る

區改正委員會はなほ、別に白耳義國水道會社技師長クロース氏に東京水道の設計に關し、委囑するところがあつたものゝ如く、明治二十三年二月に、同人より詳細なる意見書及び設計書が提出されて居る。これより先き、明治二十一年十二月五日澁澤榮一氏外數名は東京水道會社の設立を東京府に出願したが、該會社の工事設計はパーマー氏に委囑されたのである。然るに、政府はその後間もなく私營水道企業を許さない方針を決したので、該會社はその調査書類を東京市區改正委員會に寄附した。こゝに於てか、東京市區改正委員會は上水下水設計調査委員會の報告とパーマー氏の設計との比較調査をなすこととし、伯林府水道部長ギル氏にその調査を委囑したのである。同氏は兩案について詳細に比較論究し、且つ自己の意見を附して、明治二十二年十一月二十五日報告書を委員會に提出した。調査委員はこれを参考として第二報告書を提出したので、二十三年三月二十五日東京市區改正委員會に附議され、若干の修正を経た上、同年四月十八日東京市水道改良設計が議決された。クロース氏の報告書はその際参考に供されたのであつて、バルトン氏はギル、クロース兩報告書に對する批評を提出して居る。

斯くして明治三十一年第一期工事が竣成したことは、——同年四月工事が竣功したけれども、神田日本橋兩區内に通水せしは十二月であり、全市給水が開始されたのは翌三十二年一月である。——既に一言した如くであるが、三十六年六月二十四日早くも設備擴張の爲め、設計變更の議定を餘儀なくされ、續いて明治四十四年四月六日の市區改正委員會は大規模の水道擴張計畫を議定してゐるのである。

東京市水道企業成立の經過は大略以上の如くであるが、該事業に對しては市民の反對が存したこと、然し東京に於ては他の諸都市と趣を異にし、それが實際に於て決定的勢力を發揮し得ざる特殊の機構が採用されたことは注目

要する。³⁰⁾換言すれば東京市に於ける水道企業成立の経過は市の自治活動と交渉を有すること甚だ僅少なのである。

岡山市水道企業の成立の経過は最も變化に富んでゐる。「岡山市上水道誌」はこれを要約して次の如く述べてゐる。「明治二十三年水道布設の議始めて本市に起るや、工事設計等既に成りて、明治二十五、六年の大洪水に遭遇し、一時これを中止するの已むなきに至りたる後、明治三十年再び水道布設の計畫を發し、着々計畫の實行に努めつつある中、日清戦役後急速の膨脹を遂げたる經濟界の反動忽にして到りたれば、市債募集の不成功に續いて水道布設の緩急論紛起し來り、遂に事業猶豫の議決と爲りて、更に三ヶ年延期の決議と變じ、三たび轉じて事業中止の議決を見るに至れり。而して此の間豫算の變更を企つること數回、内債募集の失敗は續いて外資輸入の計畫を産み、最後に政府の起工命令に接して年賦金借入と爲る等、漸くにして事業費を充ずを得たるも計畫の當初尙ほ國庫補助の難關あり、普通市として從來補助の先例を有せざりし其の難關を打破して進めば、更に縣稅補助の難關前途に横ありて、一たびは縣會の否決に遭遇し、最後に政府の縣稅補助命令を仰いで、纔に縣費の補助を得る等、經濟界の不振と相俟ちて事業の進行遅々とし運ばず、而かも漸くにして工事に着手するを得るに至れば、日露干戈を交へて材料の輸送意の如くならず、加ふるに關係技術員中戰時召集に應ずるものありて、一時施行機關に缺陷を生ずる等枚擧し來れば水道事業の過去悉く多難多艱の歴史ならざるはなし。然るに水道布設後の狀況は、過去の多難多艱なりしに反し、誠に稀有の好成績を呈して、明治四十四年には早くも他の先進都市を凌いで、給水歩合の如き全市總戸數の約九割を占むるに至れり。」

この記事は大體の経過を簡潔に巧に説明してゐるけれども、本研究の目的に顧るときは若干の補足を不可缺とするのである。

即ち前記「岡山市上水道誌」に據れば、明治二十三年水道布設の議が起るや、市長新庄厚信氏は知事千阪高雅氏に諮つて、内務省に技師の派遣方を請ひ、その結果バルトン氏が來り、諸種の設計を終ることが出來たので、引續き諸般の計畫を進捗せしめつゝあつたところ、明治二十五、六年の大洪水に遭遇し、遂に中止の止むなきに至つた。明治三十年の第二次布設計畫の際には、上記バルトン氏の設計は根本より變更せられた。然しそれは市が獨力を以て新設計をなしたことを意味するものではなく、明治三十年九月二日市は知事を経由して、陸軍大臣に同省技師吉村長策氏に水道布設調査及び設計を囑託することの許しを乞ひ、その認可を得るや、更に十月二十日吉村技師の補助として、岡山縣屬高崎靜治氏に水道敷設調査及びその設計を囑託してゐるのである。

神戸市に於ける水道事業成立の跡を尋ねれば、明治六、七年の交兵庫縣の爲替方に關戸由義なる人あり、福澤翁等と共に夙に米國に遊び、泰西の文物を視、識見當時に卓然たるものがあつた。乃ち神戸市の將來を圖て、築港及び水道布設のことを唱導したけれども、時勢は未だ氏の卓見に伴はず、殆んど假耳するものがなつた。その後神奈川縣が横濱水道を企畫せしを聞き、兵庫縣も神戸水道を起さんと計畫したけれども、横濱の場合に於けるが如く、その資金を政府の醸出に仰ぐことが出來なかつたから、費用の出所を案することが出來ず、具體案を作成するに至らなかつた。又明治十九年十一月三井銀行の能勢規十郎氏は三井氏の所有地がその大部分を占めし葦合加納町の爲めに、簡易なる水道の私設を企て、願書を兵庫縣廳に提出した。この出願水道の工事に於ける區の關係は極めて微弱であつたけれども、縣當局はその水源の關係から、區水道他日の影響を慮り、照會を發して、特に區當局の注意を促し

30) 以上主として「東京市區改正事業誌」、「東京市史稿」上水篇、「東京市會史」、東京市財務局主計課「東京市財政史略稿」第一輯、「日本水道史」、眞野文二編「古市公成」に據る

たところ、區當局は「現今起工の方法費用の出途等夫是考察中に付本案の如きも殊更に之を設くるの必要無之自然當廳の此計畫なる日に當ては之に據て其飲料水を得るに更に不便なし。果して然らば本願は全く無用の事業となるべく、當に之を無用視するのみならず他日之れが爲め一般引水の計畫上幾分か支障を來すやも難保に付本願は御採用不相成様御取計有之度」旨回答した。こゝに於てか、縣當局はこれを首肯し、この旨出願人に諭し、出願人より他日水道成るの日に於て、私設水道の水路を制斷せらるゝも故障を申立てざる誓約をとつて、これを許可すると同時に、他方二十年五月パーマー氏に神戸區水道の設計を委嘱した。而して渡邊區長を促して測量費金三千圓の支出を要求したのであるが、區會は水道布設の舉は素より望ましいことなるも、近來民費多端の際これを企てるのは策の得たるものでないから、宜しく一兩年を延期し、徐にその計を建つべきであるとして、これを否決した。そこで縣當局は更に新に理由を加へ、一たび否決せられし議案の再審を促し、辛うじて區會の容るゝところとなつた。但しその際測量費金は千圓に削減せられた。明治二十一年三月パーマー氏の設計が送致されたので、縣當局はこの設計によつて起工を急がしめんとしたけれども、區民はこれに應じなかつた。こゝに於てか、山陽鐵道會社と日本郵船會社とは神戸區水道の着手を待つ能はず、水道會社設置の意を縣當局に通じたので、知事内海忠勝氏は區長鳴瀧幸恭氏にこの旨を告げたのである。明治二十一年十二月の區會は議論沸騰の結果、遂に水道の布設は先づこれを私設會社に委してその速成を計り、他日時機を見てこれを買収することに決した。鳴瀧區長は大にこれを憂ひ、區會答申書の申達と共に所信を陳べ、大に努むるところがあつたけれども、意の如くならず、縣當局も區會の決議を遺憾としつゝも、已むを得ず、一たびは兩會社の請願を許可することに決したけれども、遂に不詮議に終つた。市制が實施せら

るゝや、制度の變更と共に諸般の事務多端の爲め、新事業を計畫する追がなかつたけれども、縣當局は熱心に市を督促し、市が水道の敷設を躊躇せる原因の一是、衛生思想がなほ幼稚を免れない爲めであるが、他の原因は資金の負擔に苦しむこと、特に負債の前途を疑慮するにありとなし、諮詢書に附するに工費收支計算書及び市民負擔計算表を以てし、又衛生上一日も忽諸に附すべからざる事實なることを説き、經濟上將來に利なることを示し、パーマー氏の設計を基礎として、施工の方、維持の策を立て、誨ふるところだ甚だ懇切なるものがあつた。而もなほ市は容易に動かなかつたのである。然るに明治二十四年に至り、諸種の傳染病が発生したので、九月十五日の市會は始めて水道起業の議を確定し、即時に七名の委員を選出し、參事會亦三名の市書記を囑任して、前記委員と共に水道事業調査委員會を組織し、曩日のパーマー氏案は設計以來既に年所を経、直ちにこれを実施し難かつたので、新設計を案出せんとして、縣に稟請し、技師吉本龜三郎、技手粕谷素直兩氏を招き、屢々調査委員協議會を開いたけれども、水道の經驗に乏しき委員の多數は机上調査の解決に悩み、遂に横濱、長崎等に於ける既成水道の實地について、その解決を求めることゝなつた。他方又新に、縣を介してバルトン氏に設計を依頼すると同時に、粕谷氏を市土木技師に任じた。斯くて計畫の基礎が樹立されたのであるが、水道布設議案は暫くの間理事者の篋裡に納められたのである。蓋し上記調査委員が調査の完結を市會に報告せし二旬有餘前、市會議員桃本武平氏が「神戸市水道布設方策」と題し、水道布設の尙早を論ぜざる自著の小冊子を要路の人々に配布したのに端を發し、水道布設尙早論が有力となつたからである。明治二十六年七月八日に至り、漸く水道布設案が可決されたが、國庫補助につき議會の協賛を得たのは二十九年二月であつた。而もそれは修正前の原案による三十萬圓五ヶ年等分法に過ぎず、起債の按配に齟齬を生じたの

である。斯くて愈々施工に着手したのは三十年五月であり、三十八年に竣工せしことは既述の通りである。その後明治四十二年に至り、早くも水道工事の擴張が必要となつた。蓋し第一次水道工事の規模が狭少であつたのみならず、人口増加が豫想外に急激であつたからである。³¹⁾

下關市に於ては明治二十五年バルトン氏に水源の調査を委嘱し、豊浦郡内田村が適當の地であるとの報告を得たが、それはたゞ地形上より見た大略の設計に止り、これを實行の域に進め得べきものでなかつた。漸く明治二十八年十二月に至り、市會の議決を経て水道調査委員規定を設け、翌二十九年一月水道委員會を組織し、水道布設上の調査を開始された。斯くて翌二月大阪市水道工師瀧川鋤二氏に調査設計を委嘱し、曩のバルトン氏の報告を基礎として調査を進め、同年九月その設計を完了した。依つてこれを市會に提議したところ、偶々赤間港が開港指定に洩れた爲め、審議が延期されたけれども、三十年四月市會は全會一致を以てこれを可決し、直ちに敷設認可及び國庫補助の稟請をなした。

工費豫算百二萬六千六百六十五圓の財源内譯は、國庫補助二十五萬圓、縣補助六萬圓、市債六十五萬圓、市税その他六萬六千六百六十五圓であつて、市債の償還財源の内譯は縣費補助十四萬圓その他は水道諸収入である。

第一次擴張工事は大正四年五月に起工され、翌五年五月に竣工してゐるが、その財源は水道費積立金であつた。³²⁾ 政府は市營水道企業に對して財政的補助を與へると同時に、これ等補助企業に對して特別の監督を加へることを忘れなかつた。即ち政府は第十議會に「國庫より補助する公共團體の事業に關する法律案」を提出し、その協賛を得たのである。政府委員中村元雄氏は衆議院に於て本法の提案理由を説明して、次の如く述べてゐる。

「近年御承知の如く、府縣以下各公共團體に於きまして水道、築港、其の他大事業を經營致しすることが大部殖えました。で其中には國庫より其費用の一部を補助せらるゝものがあります。又國庫より補助を受けざるも、其事業が國の事業と密接の關係を有するものがありますから、事業の成功と完全を期しますためには、外の事業の如く、全くこれを其の公共の團體のみに放任して置きますのは不利益且つちと懸念の點も鮮なからぬとでございますから、將來は前に述べました如く事業の漸次増加するに従ひまして、尙ほ其邊のことを能く注意致すやうなる茲に法律を拵へて置きませぬでは、不便を益々感じやうと考へます。所が、是迄是に關しまする工費の確と定つたものがありませぬ。どうか速に本案を制定しまして、前に述べました如きの不便を豫め是で去りますやうに致したい。」

本案に對しては衆議院が修正を加へたが、その内容並に理由は、佐々木正藏氏の左の説明によつて明かであらう。

「國庫より補助する公共團體の事業に關する法律案の委員會の結果は、僅に第一條と第四條の府縣郡市の下に「區」の一字を挿入すると云ふ修正を致したのであります。諸君も御承知の如く、此府縣郡市其他の公共團體の經營に係る事業にして國庫より補助する事柄は近年頗る多くなりました譯で、斯く大市街で水道事業、或は昨日議論のありました所の大坂築港、其他長崎築港、或は函館築港の如きの補助、且つ又年々歳々數百萬の金を補助するところの天災に依つての復舊工事、是等の工業に對して、唯今の所では何も法律を以て其事業を取締るの方法がないのでございます。それ故に此法律は是も必要と認めて、吾々委員會に於ても全會一致を以て、今の僅か一字を挿入

31) 以上主として「神戸市水道誌」、「神戸市史」本編各段に據る

32) 以上主として「日本水道史」、「下關市上水道概要」に據る

するのみで原案を可とすることに致しました譯でございます。其唯「區」の字一字入れるのは、原案の儘では、常に彼の函館區の如きは水道なり築港なり國庫より補助して其事業を今日やりつゝあるのでございます。此法律を制定しても此字句の足りないために、此法律の結果、彼地に取締りのことが及ばぬと云ふやうなことは、缺點であると云ふやうなことで、此「區」の字を挿入する修正を致した譯であります。』

本法は先づ横濱水道に適用されたが、その後岡山市水道に對して發動され、効果を收めたのである。

市營水道企業の發達は上述の如く、外人技師及び中央政府、府縣その他の特別の援助によつて條件付けられたのみならず、地方債發行の困難によつて著しく制限せられたのである。外債募集計畫並にその斷行は内國債募集の困難を傍證してゐるのであるが、外債の募集も決して容易でなかつた。國庫補助、府縣費補助、市稅補給等が要望せられた一部の理由はこゝに存するのである。このことはまた、各市に於て擴張工事を僅か數年若くは十數年後に必要ならしめた一部の理由をも構成して居る。

市營水道企業の發達を制限せる他の條件として、更に人的要素に着目する必要がある。中央政府に於てさへ専門技師の充實を見るに至つたのが相當遅れたことは、長與專齋氏の遺著「松香私志」によつてこれを窺知することが出来る。故に都市が獨立の専門技師を保有するやうになつたのが遅れたのは、止むを得ない次第といはねばならない。それまでは専門技師を中央政府（内務省の外に陸海軍省を含む）及び府縣の役人に仰いだことは、既述の各市の水道沿革史に徴して明かなところである。

最後に「神戸市史」は「此立法（明治二十三年の水道條例）の結果は却りて大都市に在りてすら私營者に特許權

を奪はるゝの虞なきを待み、布設を遷延せむとする形勢を誘致せざるにあらざりしが、云々」といつてゐるが、これも一の見方といはねばならぬ。これが責任は勿論都市が負はねばならないけれども、他面政府の政策が必ずしも宜しきを得なかつたことも忘れてはならぬ。

市制施行後新式水道の創設を計畫せるものは決して上記の諸市に止るわけではなく、市制施行後若くは水道條例發布後間もなく、新式水道の創設を企圖せし都市は必ずしも少くなかつた。然しながらそれ等は既述の如き事情の存在の爲め容易に結實せず、その實現が遅れたのである。

長與衛生局長は明治二十二年九月、「各府縣に於て將來起工する上地下水設計は豫め當省に差出すべき御訓令之儀伺」に於て、次の如き發議を試みられてゐる。³³⁾

「此年の虎列刺流行以來、各地方に於ては漸く衛生工事の必要を感じたる際、恰も市町村制の發布に逢ひ一層其度を高め、追々之が起工を圖るの傾きを生じ、已に福岡縣の如きは、福岡市、久留米市及柳河町に於て、上下水改良工事を企圖し、特に衛生工學師バルトンの派出を請求し、市會並町會の決議を以て、右設計に係る一切の費用を支出之義にも有之、且先年來山梨、函館、群馬、宮城、青森等の如きは、未だ本省に請求すべき該専門技師無之折柄に付大日本私立衛生會に依頼して、會員バルトンの派出を乞ひ、上水改良工事設計を遂げ、其計畫に由り既に著手致候向きも有之、尙今後此類のもの陸續相生じ可申、然るに其計畫方法に至ては諮詢の途に窮し、或は外人に依頼して未工事の着手にも至らざる内、業に既に少なからざる費用を其設計に費し、或は杜撰の設計に由て竣功の後其不完全を歎する等、其前例も有之に付、總て各地方に衛生工事の計畫を爲すに當つては、先づ本省に於て之れ

が調査を遂げ、右等の弊害を除き、便利を與ふるの趣旨を以て本年一月中衛生工學専門技師バルトン氏を兼務せしめ、長崎、福岡の如きは、實際其地に就て調査を遂げ、其裨益も不少す。付ては他の地方に向ても、其起工に先ち一應其設計を審査し、必要の場合に於ては其方法も指示候様致度、左に御訓令案相伺候也。」

町村營の小規模、簡易の水道事業に於ては、明治二十三年三月に竣功せる秦野町會屋水道、同三十二年三月竣功の飯塚村水道の如く、その無償的經營をなせる事例が存するけれども、³⁴⁾市營水道企業については斯の如きことは問題とならなかつたのみならず、中央政府がその自立的經營を豫期してゐたことは、初期に於ける近代的水道企業の研究の結果、これを推測し得るところであつて、就中この方針は我國に於ける最初の近代的水道企業たる横濱水道について、顯著にこれを看取し得るのである。但し水道事業の收益主義的經營を否定してゐたことは、第二十七議會の貴族院に於て、衆議院提出の水道條例中改正法律案の審議の際、政府委員一木喜徳郎氏が「現行水道條例は御承知の如く水道事業は市町村に限つて之を經營することが出來ると云ふ規定になつて居ります。是は水道の性質上、其市民衛生に關しまする重大な關係から見ましても、獨占的の性質を有つて居ります點から見ましても、固より相當の方針であると考え居ります。唯大都會の附近等に於きまして工業の發達其他の關係よりして大に發達すべき望のある所でありまして、現在は極めて人口も少く町村の資力の闕乏して居りますやうな所がございます。斯様な所に於きましては水道の布設を市町村の力に俟つと云ふことは餘ほど困難であります。町村の資力、並に其信用が水道の布設に堪へない場合があるからして、之を市町村の企業に限ると云ふことに致しますると云ふと、住民に對して良水を供給することが出來ない。随つて其土地の開發を見ることが出來ない。斯様な特殊の場合に對し

34) 「上下水道ニ關スル調査」

ましては相當な特例を設くるの必要があるだらうと云ふことが衆議院の提案の大體の趣旨でございます。もと提出者の規定が稍々汎くなつて居りましたけれども、衆議院の委員會に於きまして段々審議を重ねまして、水道を市町村の公營とすると云ふ大體の主義と調和せしめまする爲に、數項の修正を加へました。其重なる點と申しますると、第一に民設の水道を許すのは土地開發の爲めに必要のある場合に限る。次には町村に限る場合は此特殊の場合に限ることゝ致しまして、さうして其企業者が元資の償却を目的として事業を經營するときでなければ之を許可いたさない。又元資償却の爲に必要な期間は行政廳が之を認めまして初めに定めて置いて其期間が経過すれば其水道は自ら町村の有に歸する。又其の期間内に於きましても元資の償却を終つたときは當然、町村の營造物となる。又其の期間内に於て未だ元資の償却を終らぬ場合に於きましても、町村が水道を布設するの資力を得て其水道を相當の賠償を與へて買収しやうとするときには之を拒むことは出來ない。是等の數項の修正を加へて衆議院に於ては本案を議決いたしましたのでございます。是等の修正が加はりまして當初の提案の趣旨が明白になりました以上は、公營の主義と相調和して特別の場合に於ける實際の必要に應ずることの出來る適當なる案となつたものと認めますが故に、政府は之れに對して全然同意を表しました次第でございます。」といはれ、又大木遠吉伯が「該案は元來水道條例に於て、水道を布設することは市町村の公費を以て布設するより外に途は有りませぬのであります。之を、町村の如き所は自然種々の負擔もありまして、水道の布設に着手すると云ふ機會は殆ど得られない情態にありまする爲に、此條例に改正を加へまして、私人の經營と雖も之を許す。さりながら此元來の原則である所の公營主義……公營の主義と云ふものは決して是は破壊することはならぬ。一時の便法として私人の經營に之を許して差支

へないと認められた場合に於ては之を許さう。即ち其調査費及監督の如きものは、依然として矢張り内務省に於て之を爲すべきものである。而して是は決して私人經營と雖も營利の爲に圖ることを許さない。斯の如き見解を以て種々委員會に於きましても質問を致しました結果、之を可決すべしと斯う云ふ意向でありまして、政府も亦之に同意を致された次第であります。元來此水道を布設することは布設其物を以て布設者が利益を圖ると云ふ意味ではないのである。又出来ないものである。唯土地は水道を布設しまして便利を得せしめた結果が土地を開發せしめて、其土地をして價を増すとか或は工場地となるとか云ふが如き便利を得せしむるが主眼であります。」と述べられてゐるのに徴して、これを推察し得るのである。

政府が市をしてその水道事業を自立的に經營せしめんとしてゐたことは、なほ明治二十一年の「市制町村制理由」中、「市町村に於て其費途を支辨するが爲めに左の歳入あり。一、不動産、資金、營業（瓦斯局、水道等の類）の所得 二、市町村の金庫に收入する過怠金、科料 三、手数料、使用料 四、市税、町村税」と記してゐることによつても明かである。

初期の近代的市營水道企業中、自立的經營たらずして不足經營たりしは、長崎と大阪のみである。而してこれ等の場合に於ても、大阪にあつては財政上の理由から、間もなく、自立的經營に轉化し、獨り長崎のみは相當長きに亘つて不足經營として残つたが、吉村氏の言によれば、長崎市は不足額を小ならしめんとして水料を高めた結果、却つて目的に反した成績を招き、後にこれを低減するに及び、水料と維持修繕費が略一致するに至つたといふことであるから、これ等は共に既述の立言を根本的に覆す證據とはならない。過度の高料金を以てしてもなほ自立的經營が

不可能とすれば、假令自立的經營を理想とするも、それは實行不可能なのである。なほ神戸市は初め國庫補助金の外は水道事業創設の財源を公債に求めたのであるが、第二回起債百九十四萬圓の募集をなさんとするに當り、主務省は工事期間中に支拂はざるべからざる公債利子を市税負擔とすべきことを主張し、若し市財政の現状がこれを負擔し能はずとすれば、斯る多額の起債を負擔する能力ありと認むることが出来ないから、到底起債の申出を許可し得ないと答へたのである。布設費中十四萬圓が市費補助とせられたのはこれが爲めである。又三十六萬圓の經常水道費に對する市費補給がなされたのは、第三回補充公債を起すに際し、水料收入已往三ヶ年の成績に省るに、前二回の起債二百九十一萬圓を併せて、この新債を償ふに未だ充分ならざるものがあつたので、安全を期する爲め、その起債の明治三十六年より十二年間、毎年三萬圓を經常水道費に補給して、その元利償却の途を鞏固ならしめんとしたのである。³⁵⁾故にこれは既述の方針の例外といふよりは、寧ろ公債監督政策上の必要に基く特例といふべきであらう。

政府が斯の如き方針を採用せる理由については、下の如き事實を留意する必要がある。即ち明治二十三年の水道條例第二條は、「水道は市町村其公費を以てするに非ざれば之を布設することを得ず」と規定して居り、又明治二十年六月十七日下の如き内容を有する「水道敷設の目的を一定するの件」が内務大臣より閣議に提出され、その決定を見てゐるけれども、それは古くから確立されてゐた確固不動の方針ではなかつた。水道敷設の目的を一定する必要があつたことが既にこれを裏書してゐる。水道條例はこれに基いて殆んど何等の問題なく決定されたのではなく、明治二十年十一月内務省より閣議に提出された市街私設水道條例案を基礎とし、中央衛生會、法制局等の討論

35) 「神戸市水道誌」七四七乃至七四八頁

修正を經、最後に元老院に付議して確定、發布を見るに至つたものである。³⁵⁾而して市街私設水道條例案と同様の方針は、附録第一に於て指摘して置いた如く、古くから採用されてゐたのである。

「都會の面目を一新し、衛生の實効を奏するは、水道を敷設して、給水の方法を完全ならしむるより大なるはなし。就中惡疫の流行を未然に防禦するの成否は殆んど給水方法の得失如何に關するもの十の八、九に居れり。是を以て歐洲諸國に於ても、一八三二年の惡疫以來給水改良の計畫は、遽に前日に倍蕪し、嘗て一日の倦怠なく、其効用亦極めて著るし。今や本邦比年惡疫の流行に遇ひ、生命の損、資金の失、實に勝て數ふ可らざるものあり。而して其原因は、都會の地に於て給水法の完全ならざるに出るもの居多なりと知らば、則ち今にして宜しく各都會水道敷設の目的を一定すべきや明なり。抑々給水の事たるや、其小なるものよりして云へば一家の使用に供するに過ぎずと雖ども、大なるものよりして云へば、水道の敷設は誰をして起工せしむる歟は、最も先づ其目的を一定せざるべからず。蓋し水道敷設に二法あり。第一は地方政府をして地方税の經濟を以て之を起工せしめ、第二は私立の會社に委付して之を起工せしむるに在り。而して此二法の孰れが優れるを問へば、即ち第一に在りと云はざる可らず。之を歐洲各國の實歴に徴するも、往時給水法得失の未だ今日の如く適切の痛痒を感ぜざる日に在ては、給水の業は嘗て之を私立會社に任ずるもの多かりしと雖ども、近世に至りては頗る其餘弊に苦み、一般に之を地方政府に委付するの針路を取り、其已に私立會社に委付したるものも、漸次に之を地方政府に買收すること其例尠しとせず。其間或は當初の措置其當を得ざりしが爲め、今日に至り遽に買收することを得ずして、非常に困難せるものあり。世界第一の大都會なる倫敦府の給水の如きは是なり。然らば則ち本邦に於ても今後水道の敷設を獎勵するには、

35) 「東京市史稿」上水篇第三、一五七頁以下

宜しく之を地方政府に委付し地方税の經濟を以て之を起工せしむるを以て原則とし、私立會社に委付するは萬已むを得ざる場合にのみ適用するの變則と定むべきなり。若又地方民力の此起工に堪ざらん乎、宜しく府縣債借入を許すべし。府縣債の借入を許すも、其全體の利は私立會社に委付して起工せしむるに勝れり。其然る所以は、私立會社に在ては、其起工の際よりして公益よりも寧ろ私利を先にし、現在の人口等に據り、其需用の度を率として輕きに依りて算する等の弊に流れ易く、從來の維持經營に至ても、會社の利益の著明なるにあらざる以上は自ら改良に遲緩なるは世態の常觀にして、奈何ともなすべからず。之に反し、地方政府の事業は私利よりも寧ろ公益に進むに早きの傾きあるものにして、起工改良共に其便實に少からず。而して給水なるものは、人生の必要物なるが故に、工事一たび落成すれば、時に應じて水税を減じ水量を増し、其他工事に改良を加ふる等の事をなすとも、決して損失を招くべき性質の事業にあらざるが故に、地方政府に於ては、假令負債を借入するも之れが爲め甚しき困難に陥るの恐れなければなり。或は曰はん、私立會社に委付するとも、豫じめ約束命令を嚴にし、機に應じ變に處するの道を設くれば則ち可なりと。此論一理なきにあらず。然れども人事は必らずしも理を以て推すべからず。事既に成るの後にして、私立會社をして公益の需求に應ぜしむるは、實際に於て其困難云ふべからざるものあるべく、加ふるに人事の變遷は實に豫じめ測る可らざるものあり。近世文化進歩の形狀を以て見れば、此事特に甚しければ、豫じめ完全なる手段を備へ、會社をして之に應ぜしめんとするは、殆んど人力の及ぶ所にあらず。況や本邦に在ては、建築の方式、衣食の習慣、市街の體面、其他事々物々悉く轉換創始の今日なるに於てをや。是故に私立會社に委付するは、到底之れを已むを得ざるの變則となさざるを得ざるなり。然りと雖も萬已むを得ざるの事情あり

て、私立會社に委付するにあらざれば、水道敷設の業を擧ること能はざるの都府あらん乎、則ち私立會社に委付するも、敷設するは敷設せざるに勝ること亦疑ふ可らず。果して然らば已むを得ざれば變則も亦實施せざる可からず。唯此場合に於ては、地方政府の私立會社の水道に於けるは、猶大政府の私設鐵道に於けるが如きの權力を有せしめ、其他人力の豫想し得る丈けの變に處する手段を法律なり命令なりに顯はすものと一定し置くべし。

將又地方政府に委付すると、私立會社に委付するとを問はず、水道敷設の工事に關しては、政府は充分なる監督の權を掌握せざるべからず。隨て其工事の目論見は、水源の指定を始めとし、其他總て政府の認可を得せしむる事とし、配水の方法及び分量、又は水税の増減の如きも、地方政府に委付すると私立會社に委付するとは、其順序には自ら寛嚴の差あるべきも、均しく政府監督の權は充分ならしむべし。而し他の一方の向に於ては、水道を敷設するも人民をして、恣に井水又は河水等を使用する事を得せしむる時は、却て其利を見ざるが故に、井水又は河水等の使用を禁すべき所は之を禁ぜざるを得ざるべし。及び工事中府縣債の利子、又は會社の株金に對し、勸獎の爲め利子を補助し、或は貸與すべきの事情あらば、是亦適宜詮せざるを得ざるべし。以上は、今後都會の地に水道を敷設するが爲めに一定すべき必要の目的にして、今にして宜しく閣議を以て其大體を定め、將來據るべきの方向を明にせざる可らざる者とす。因て本議大體に就き閣議を請ふ。」

水道事業の自足的經營を目標とする場合、その擴張費を収益を以て調達することを如何なる範圍まで容認するかは、公益企業政策上重要な問題である。³⁷⁾然るに既述の如き水道企業債の圓滑なる募集の困難は、所謂 Selbstfinanzierung の適度を保つことを困難ならしめたのであつて、それはまた後日水道事業の収益主義的經營を誘致する一

因となつたのである。この意味に於て、明治四十四年三月三十一日發行の「東京市水道小誌」中、東京市助役宮川鐵次郎氏が次の如くいはれてゐるのは、注目に値するものがある。

「東京市は内地の他都市に比して低き水料を徴しつゝあり。横濱、大阪、神戸、岡山、佐世保、下關、長崎、函館、青森、秋田、新潟、高崎、門司の各市水料は皆東京市よりも高し。只日清戰爭當時の軍用水道を無代下附せられたる廣島市と最近に竣成せる堺市は東京市よりも安し。然れども之れ比較論のみ、水料は成る可く低廉ならしむるを要す。特に下級細民に對しては相當條件の下に水料を免除するを穩當なりとす。蓋し一般衛生保持の上に必要なれば也。此理由即ち衛生眼より見れば水料は収入の目的を以て徴收すべきものにあらず。然らば水料は何の爲め徴收するか。余は水料には三様の料金を包含するものと解す。三様の料金とは何ぞや。一は水の精製料、二は給水の手數料、三は水道の保険料なり。就中水道の保険料其大部分を占む。此に所謂保険料とは水道維持費改良費及被害の復舊費を云ふ。試みに東京市水道の豫算表を見よ。淨水給水に關する經費、鐵管の維持、水源水路の保護、水道の改良復舊工事に要する人と物との經費の外公債償還基金及水道準備積立金として年々相當の蓄積を爲す。此準備積立金は畢竟天災地變の損害を蒙り易き水道の保険料に外ならず。幸ひに損害を受けざりし年度には四、五十萬圓を積み得べしと雖も大雨大風等にて水源水路若くは淨水給水の機關に損害を蒙りたる年は其年度内の収入を以てして猶足らず、積立金より補充して纔に復舊工事を完成したることあり。而して現に有する水道準備積立金は百六十萬圓を有す。本年亦水道に大なる被害なかりしを以て少くも五十萬圓を剩し得べく彼比二百萬圓以上の積立金現存するものと見て可也。然も此金額は一朝大なる天變に遭遇するか若くは大改良大擴張に着手するの日に忽ち

散じ去べし。東京市は水料の低廉を欲して容易に實行する能はざる全く此に因す。嘗に低減し能はざるのみならず、動もすれば増徴の必要を感ずる亦之が爲め也。」

「無事の年に在りては總収入の約三分の一を維持費に注ぎ復舊或は改良の多き年には約二分の一を費す。概するに毎年五十萬圓内外剩餘を見ざるなし。此剩餘は積立金に編入せらるゝものにして假りに之を市水道事業の収益と見做すを得べし。……市は成るべく水道の經費を節して剩餘金を多くし以て非常準備金の増殖に勉めざるべからず。」

第四章 市營港灣事業の成立

市營港灣事業は市營水道事業、瓦斯事業、電氣供給事業及び市街電車事業と稍々趣を異にしてゐることは留意を要する。即ち瓦斯事業、電氣供給事業及び市街電車事業に於ては公、私營が併存してゐるけれども、水道事業並に港灣事業にあつては公營が原則とせられて居る。而して水道事業に於ては法律を以て市町村營が原則とせられてゐるのに反し、重要港灣事業にあつては事實上國營若くは府縣營が通例であつて、市營は例外に過ぎない。なほ我國に於ては港灣は擧げて國の營造物とせられて居る結果、港灣事業に關しては水道事業、瓦斯事業、電氣供給事業、市街電車事業等と異つて、その管理と經營とが明確に區別され、市は港灣事業を經營することが出来るが、港灣の管理權を有しないのである。また市が港灣事業を經營してゐる少數の事例についてみるも、その經營の範圍は多くの場合比較的狭少であつて、大阪市の場合の如く、市が比較的廣汎なる範圍に互つて港灣事業の經營をなしてゐるのは稀である¹⁾。なほ歐米に於ては港灣事業の自立的經營が可能であるけれども、我國に於ては特に市營の場合には、斯の如きは現在殆んど不可能事に屬する。この點に於ても港灣事業は水道事業、瓦斯事業、電氣供給事業及び市街電車事業と趣を異にして居り、それは嚴密の意味に於ける市營企業の対象となし難いのである。英國に於て港灣事業が所謂 Municipal tradings の一に數へられてゐるのは、我國と全然事情を異にしてゐるからである。同國に於ては、港灣事業に關しては、歐洲大戰後他の公益企業分野に所謂 Public Trust の發達する以前、逸早く公

1) 久保義雄「我國港灣經營に於ける地方港灣機關の重要性に就て」港灣第九卷第二號

企業行政組織の合理化が行はれてゐるのである。

更に港灣事業に於ては他の種の事業に比し、その着工より竣工を見るまでの間に非常に多くの年月がかかり、著者が他の事業について試みた如く、その竣工の年月に準據すれば、港灣事業は本邦市營企業成立史の研究上、それ程重大な意義を有しないけれども、その起工の年月に着目すれば、水道事業と共に本邦市營企業成立史の研究に於てこれを看過し難いものがある。なほ特に注意に値する事實は、大阪市營港灣事業は本邦市營企業成立史上最も重要な地位を占めてゐる大阪市營市街電車企業の先驅をなしてゐること、これである。

明治年代に入りて最も早く着手された近代的港灣改良事業は野蒜港、坂井港（三國港）のそれであるが、坂井港の築港工事はその規模が小で、一條の突堤を築造したのに過ぎない。故に野蒜を以て築港事業の創始とする論者もある。内務省土木局編「大正八年度直轄工事年報」は形式を重んじ、三國港を以て港灣修築事業の嚆矢としてゐる。

然るに不幸にして坂井港及び野蒜港の築港は孰れも失敗に終り、明治十七年野蒜築港を抛棄して以來、我政府はこの種工事に一種の疑慮の念を抱き、爾後數年間は長崎、三角、宇品、浦戸等の諸港に於ける浚渫、埋築等の小工事を助成したる外、築港工事については殆んど何等爲すところなく、漸く二十二年に至り、築港史上特筆すべき横濱港の大防波堤が起工されたのである。明治年代に起工せられたる主なる築港事業の一覽表を掲ぐれば次の如くである。(經費額は既成工事にあつては決算、未成工事のものは豫算による。竣工年亦これに準ず)

商港名	工事	起工年	國費	地方費	市町村費	私費	總額
坂井	突堤、運河	明治一一年	一四三、三九	三、〇〇〇	—	八三、四五七	三六、七四四
野蒜	突堤、防砂	同	六三、一三三	—	—	—	六三、一三三
長崎	浚渫、防砂	同	一七、八四八	四〇、三九	七三、七四五	七、〇四六	一九三、八八九
三角	埋築、棧橋	同	三九、四六九	六、六二〇	—	—	一〇七、〇八九
宇品	埋築、堤防	同	五九、三六五	—	三、八〇九	三六、九六九	三〇〇、一四三
浦戸	浚渫、堤防	同	三、二〇〇	一四、一三六	—	一四、五三三	五二、八四八
横濱	防波堤、浚渫	同	二、三四七、三六	—	—	—	二、三四七、三六
若松	防波堤、埋築	同	一、二九四、〇〇〇	—	—	三、六三三、七三	四、九二八、三三一
函館	防波堤、埋築	同	二〇〇、〇〇〇	—	四六一、六五六	—	六六一、六五六
新潟	防波堤、浚渫	同	九六、二五六	一六、八三〇	六三、一七〇	—	一、一九六、二五六
名古屋	導水堤、浚渫	同	—	二、三三三、〇四九	—	—	二、三三三、〇四九
小樽	防波堤	同	二、一八九、〇六六	—	—	—	二、一八九、〇六六
長崎	浚渫、埋築	同	八〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三、八六六、三三	—	四、五九六、三三
高松	防波堤、埋築	同	—	六四、一四八	二六三、九三	—	三二八、〇八〇
大阪	埋築、棧橋	同	—	—	一八、三三八、〇〇〇	—	一八、三三八、〇〇〇

2) Public Enterprise. Edited by William A. Robson.

3) 藤崎 亮「明治初年の港灣工事」港灣第二卷第六號及第三卷第一號、田島房太郎「私設港灣に就て」港灣講義集第四輯所收

4) 廣井 勇「築港」後編附録による。但し廣井博士の作成された原表は横濱一期の國費額と總額額とが一致してゐないので、「横濱築港誌」によりこれを補正した

るものゝ如くである。⁵⁾

前掲の一覽表によつて明かな如く、市制が施行せられし明治二十二年以前に起工された築港事業は坂井、野蒜、長崎、三角、宇品、浦戸の六であり、この中その竣功當時その所在地に市の成立を見たのは長崎のみである。――内務省土木局編「日本の港湾」は宇品港に關し、「從來同港は廣島市に於て管理せしが、明治二十一年八月制を定め、廣島縣の管理に移したり」と記述してゐるけれども、廣島に市制が施行されたのは明治二十二年四月一日であるから、これは信用出来ないものである。惟ふに、該書の執筆者が本邦地方自治制の沿革に關する知識を缺いてゐることは、種々の事實よりこれを想定し得るのである。

長崎港の第一期修築事業の管理並に經營主體は何れの文獻によるも不詳であつて、長崎市役所編「港湾改良工事要覽」も「明治十年本港保存事業計畫の議起り同十一年國庫金約七千四百圓の支出を仰ぎ、片時も措き難き税關近傍海面の浚渫工事を施行し全體の保存事業に付ては尙調査研究の上明治十五年工費約三十萬圓（内國庫補助十七萬一千餘圓）を投じ、土砂防止の爲め浦上川其他本港に流注する河川に堰堤、溜池、植樹等の防砂工事を施行と共に、中島川口の變更及び港内浚渫を行ふの議決し同廿三年工事竣功せしも、云々」と記してゐるのに過ぎない。又最も詳細に説明してゐる「明治維新以後の長崎」も、「第一期港湾改良工事は明治十年より同二十六年に至る間に施されたる灣内浚渫砂防中島川口變流の諸工事なり。明治十年八月時の縣令北島秀朝は港内埋堆日に甚しく艦船の碇繋も其の位置遠くなり漸次沿岸舟楫の便を失ふに至り、此の如くして荏苒數年を経過せんか其の慘害の及ぶ所尠少なら

5) 参照、廣井 勇「日本築港史」

ざるを憂ひ、之が豫防の策を講ぜん」と欲し事を政府に具申せり。是に於て政府は同年十一月時の土木局雇工師蘭人ヨハネス・デ・レーケを長崎に遣はし實地に之を踏査せしめたり。其の意見によれば砂防河川變流浚渫の三にして其の工費約參拾萬圓を要する見込なり。而して長崎税關附近の海面は頃刻も措き難き状態にありたれば直に浚渫に着手することとなり、同十二年七月竣工せり。其の工費金七千餘圓にして此は國庫下附金にて支辨せり。尋で明治十三年七月政府より長崎港灣保存工事費として金參拾萬圓を向ふ十ヶ年に分與する指令あり、同十七年九月内務省大書記官中村、石黒兩技師の實地検査の結果重大の事業なる故を以て明治十八年五月より内務省直轄の下に浚渫砂防中島川口變流工事を企畫す。」と述べてゐるのに止つて、前記の疑問は依然として氷解されない。

然しながら既掲の文獻並に明治六年の河港道路修築規則中、「横濱、神戸、長崎、新潟、函館の五港の如き全國の得失に關する者を第一等港と爲し、舊と其の工費をして官民兩途に分屬し譬へば十分の六を官費に屬し其の四分は地方人民に課徴せし者其課徴せる金額は之を大藏省に納付せしめ、其の更正の工事あれば必ず當さに其の圖樣と工程豫圖簿とを具進して大藏省に取決すべし」とあり、この規則は明治九年六月内務省達を以て廢止されたけれども、その際工事及び費用の儀は従前の通り心得べきことが明にされ、明治十一年七月二十二日太政官布達を以て府縣全般の利害に關すべきものは地方税を以て支辨し、その町限り區限り又は數町村共同の利害に係るものはその町村又は區内限りの協議費の支辨に屬すべきことが定められ、翌年更に從來の慣行あるに依りこれに準據し難きものあるときは暫く舊慣に依り施行し得べきことが達せられた事實に顧みるときは、長崎の區村が港湾の管理權を有しなかつたことは明かであるが、その事業經營についてはある程度まで關與せしことが推察されるのである。このことは

6) 「大藏省沿革志」下巻、明治初期財政經濟史料集第三卷所收

徳川時代に長崎が最も進んだ地方自治制を有してゐた事實を惟へば、必ずしも偶然ではない。然しこのよき傳統は近代的地方自治制成立後も持續、助成されたわけではないやうである。このことは既に水道事業について一端を窺つた如くである。

明治三十年十月に起工、同三十七年九月に竣工せし第二期港灣修築事業は完全なる長崎市營事業であるが、その市營の經過の詳細並に第一期修築事業との聯關については、遺憾ながらこれを明かにすべき手掛りが得られなかつた。然し長崎の港灣改良工事の切實なるを絶叫せしものは市民側よりも寧ろ三菱造船所側であつたといふことである。大正九年着工、昭和二年に竣工せし港灣修築事業も長崎市の市營事業であつたが、この場合には内務大臣が該工事を直接施行してゐるのである。⁸⁾

明治二十二年以後起工せられた築港の所在地中、その着工の當時既に市制の實施されてゐたものは左の如くである。

都市名	市制施行年月日
横濱市	(明治二十二年四月一日)
新潟市	(同二十二年四月一日)
名古屋市	(同二十二年十月一日)
高松市	(同二十三年二月十五日)

大阪市	(同二十二年四月一日)
鹿兒島市	(同二十二年四月一日)
神戸市	(同二十二年四月一日)
四日市市	(同三十年八月一日)
下關市	(同二十二年四月一日)
門司市	(同三十二年四月一日)

築港起工當時は未だ市制が施行せられてゐなかつたけれども、明治年代中に市制の施行せられたものに、大分市(明治四十四年四月一日)がある。

右の中明治年代中に築港の竣工せるものは長崎(一期及び二期)、横濱(二期)、新潟(一期)、名古屋(一期)、高松(一期)、鹿兒島(一期)の六港に過ぎない。而もこの中市營は長崎(二期)及び高松の二港に止り、他は孰れも市營ではない。^註なほ横濱港、神戸港、關門海峡は明治四十年十月第一種港灣に指定され、大阪、鹿兒島、長崎、新潟の四港は同年第二種港灣に指定されたけれども、四日市港が第二種港灣となつたのは明治四十三年五月であり、名古屋港は大正九年十月、高松港は同十年六月、大分港に至つては昭和二年十月に漸く第二種港灣となつたのである。

^註 大正五年より起工された新潟港修築工事は新潟市營事業であるけれども、こゝで問題とせし明治年代の港灣事業は決して新潟市の經營せるものではなかつた。なほ新潟市營港灣事業は渡邊土木出張所長の勤めに従ひ、大正六年七月より政府の直轄

7) 福地源一郎 「長崎三百年間」

8) 三好貞七 「長崎港修築工事報告」土木學會誌第二十一卷第八號

工事とせられ、次で十年四月に至り、市は本事業に對する一切の權利を新潟縣に移管して居る。(櫻井市作「増訂新潟港史」下巻、「新潟市史」上巻、大島太郎「新潟港修築工事報告」土木學會誌第十六卷第十九號、内務省土木局編大正十一年度及大正十三年度「直轄工事年報」、「日本の港湾」第一卷、「新潟港の今昔」新潟港務所「新潟港」) 内務省土木局編「日本の港湾」第二卷には、「四日市港は維新以前は所謂天領に屬せしが、維新以後は町役場の管理となり、明治三十年八月、市制施行後、市役所に於て管理す」と記してあるけれども、これは本邦地方自治制の沿革に暗き該書の執筆者の誤解に基くものであつて、本記事が誤謬なることは四日市市教育會編「四日市港史」に據つてみるも明かである。

高松港市營の経過は詳でないが、著者の明かにし得たところを紹介すれば、次の如くである。

明治二十六年六月縣は市の要求により實測に着手し、同二十八年測量を終つた。こゝに於てか、明治三十年六月十八日市は縣の補助を得て修築工事を起し、三十三年三月第一次工事を終り、翌三十四年九月更に第二次工事に着手し、三十七年九月漸くこれを完成した。その後擴張の必要を生じ、大正八年香川縣は港灣調査會を設置してこれが調査を進めたが、十年六月に至り、内務省は本港を第二種港灣に編入し、尋で第四十五回帝國議會の協賛を経て本港の改修計畫を樹立したのである。即ち大正十一年度より同十六年度に至る六箇年の香川縣營繼續事業として工費總額二百二十萬圓を豫算し、國庫よりその半額を補助すると同時に、明治三十年法律第三十七號に基いて内務大臣が本工事を直接施行することとなつた。而してこれと同時に從來高松市に於て設營したるものは、大正十一年度より縣に移管されて居る。

大阪市營築港事業の完成は甚しく遅延したけれども、明治三十年早くも着工され、同三十六年八月その一部が竣成し、その開放を見て居り、市の積極的自治活動の現れとしての市營港灣事業の發達を研究する場合、これを看過

し難いものがある。

大阪市に於ける市營企業の發達は港灣事業を除けば、市民の下からの運動の結晶といふよりも、寧ろ先見の明ある市長の提唱に基き、市民がよくこれに追従した結果であるやうであるが、獨り港灣事業のみは、市民の運動の賜であつたことは特記に値する。——尤も明治初年の築港計畫は明治政府の政治的政策に基きしものゝ如くであるが、尠くとも明治二十五年以後の築港運動については、上述の如くいふことが出来るやうに思ふ。

明治三十年の法律第三十七號は水道事業についてはその適用を見たことが比較的稀であるが、港灣事業に關しては逆にその適用をみないものが稀である。惟ふにその一部の理由は、港灣事業は水道事業と異つて、全國的關係が比較的濃厚なるのみならず、市營事業が例外とせられてゐることに、これを求め得るであらう。而してそれだけ市の積極的自治活動の範圍が制限せられるわけである。この意味に於ても、大阪市營港灣事業は特異の存在である。こゝに注意すべきは斯の如き特異の存在たる大阪市營港灣事業が明治三十年に着手されながら、その完成を告げたのが昭和年代である事實は、我國に於て完全なる市營港灣事業の成立が如何に困難であるかを有力に物語つてゐる。なほ明治三十年大阪市營港灣事業の着工を見たのについては、國庫補助が與つて力があつたが、該補助がなされた理由は後述の如く、軍事上の事情に基いたのであつて、この方面から修訂を受けた事實も看過することが出来ない。

後藤象二郎氏は明治二年早くも英人技師ブラントン(R. H. Brunton)氏に命じて、築港計畫を立てしめて居るけれども、大阪築港の濫觴は普通大阪府權知事渡邊昇氏等が主宰となり、明治五年四月築港義社を設け、蘭人工師

9) 「高松市史」、「高松小史」、「高松港修築工事施行概要」、内務省土木局「直轄工事年報」、「日本の港湾」第二卷、築港落成式準備委員會「たかまつ」、「高松港一覽」等による

ファン・ドールン (C. J. Van Doorn) 氏に囑託して、その設計を施さしめたのに求められて居る。然しこの企圖は不幸實現を見るに至らなかつた。¹⁰⁾

次で明治十三年建野郷三氏が大阪府知事となるや、前緒を繼いで築港の議を起し、これを政府に稟請した。政府はこれを容れて、雇工師蘭人デ・レーケ (Joh. de Rijke) 氏をして再調査を爲さしめた。二十年四月デ・レーケ氏の設計が出来上つたけれども、資金を得るの途なく、遂に築港の計畫は再び挫折したのであつた。

明治二十二年西村捨三氏が建野氏に代つて知事となるや、私に築港のことを畫策するところがあつたが、會々新大阪に市制が施行せられ、諸般の施設にして急を要するもの多く、殊に二十三年のコレラの流行、新町の大火以來水道急設の議が盛んとなつた。こゝに於てか市の有志者は相謀つて大阪築港研究会を組織し、暗にこれに對抗して築港に關する輿論の喚起に努めた。然しながら西村知事は事業の緩急を參酌し、築港を措いて水道を先にすることに決したのである。

幾許もなくして西村氏去り、山田信道氏が代つて知事となつた。時に築港研究会の活躍目覺しく、遂に明治二十五年四月二十二日會員鴻池善右衛門氏以下四百餘名の連署を以て、大阪府参事會に建議書を提出し、築港の急務を説き、その第一着手として市に於て測量費を支出し、技師を聘して設計せしめんことを要望し、又大阪商業會議所及び大阪商工協會に建議し、相提携して當局に陳情するところがあつた。而して會員の奔走の結果、同年十一月二十五日市會は測量費一萬三千六百餘圓の支出を可決確定し、同時に内務省に技師の派遣を懇請するの議を決した。¹¹⁾斯くてデ・レーケ氏を聘して築港の計畫を立てしめることとなり、二十六年四月には大阪市築港取調所が創設されたのである。

10) 「世外井上公傳」第二卷五〇〇乃至五〇三頁

11) 以上主として「大阪築港研究会事歴一斑」、「建議書草案」(二十四年七月大阪築港研究会委員)、「大阪市會史」第一卷による

のである。

大阪築港研究会の前記建議書は「築港の方法或は國の工事と爲すべしと云ふものあり大阪府の工事と爲すべしと云ふものあり、又大阪市の工事と爲すべしと云ふものあり。之を國の工事とするも可なり大阪府の工事とするも可なり又大阪市の工事とするも可なり又此三個の物が共同の工事と爲すも可なるべし。要するに工費の額と人の意向とに依りて定むべき問題なり。今未だ測量せず工事の額を定まらざるに遽に此問題を決せんとするは至難の事と謂はざるを得ず。故に工事負擔の問題は徐ろに深思決定すべきものとし吾々は先づ市に於て測量費支出の議決を爲し速に内務省に依頼してデ・レーケ氏其他完全の技師ある技師をして測量を爲し設計を決定せしめんことを茲に建議す」と述べてゐるから、當時は未だ大阪築港市營の方針が確立してゐたわけではない。市會が築港測量費の支出を可決したときに於ても同様である。大阪築港市營の方針が最終的に確立されるまでには、幾多の紆餘曲折を経たのであつて、相當に遅れたことは次の諸事實によりこれを推測することが出来る。¹²⁾

「去る廿三日築港取調委員會に於て左記の項目評決相成且別紙概定收入豫算書配付に付尙委員長より希望有之該希望の項目に對しては次回開會の際御意見御提出相成べき事に相成候條此段及御通知候也

廿八年十二月廿六日

大阪築港取調所

委員長希望項目要領書

一、大阪築港設計は配付し置たる設計書即ちデ・レーケの計畫にて満足なるや、又は政府に請ふて尙ほ他の技師

12) 大阪市港灣部藏「大阪築港取調所文書」、「大阪市港灣部文書」、「鴻池家文書」による

の意見を聞くや、或は今一步を進め設計及工事とも政府の直轄を請ふ意見なるや。

一、政府に於て設計及工事の直轄を許可ならざるときは委員組織にして着手の目的なるや。

一、國庫補助河岸地賃料下付の確定する迄は事業に着手せざる意なるや。

一、國庫補助河岸地賃料等下付なきときは事業を止むる意なるや、又は國庫補助河岸地賃料下付なきに關せず本市限りの經濟を以て事業を遂ぐる意なるや、之を遂ぐるとするときは負擔の方法は如何なる目的に依るや。」

明治二十九年三月四日

築港取調所

築港委員會評決

前略。

二、特設委員に於ては調査を進行し、其中私立會社に於て築港希望のものあるときは從來大阪市に於て取調の築港仕様計畫其他の或る條件を付し築港せしむることあるべし。

築港調査順序

前略。

第二號

一、私立會社に於て大阪市の計畫せる總ての設計に基き大阪市の監督を受け且つ大阪市が命ずる處の條件を奉ぜんとする時は之を許すや否のこと。

第三號

一、大阪市自ら之を施設するとせば今日までの測量にて満足すべきや否のこと。

デ・レーケ氏の設計は明治二十七年六月に完成し、又大阪築港取調委員は同二十九年四月「大阪築港取調ニ關スル報告書」を提出した。こゝに於てか、同年五月十二日曩に編製せられたる築港費收支豫算案と共に市會に上程され、同十二日滿場一致を以て、左の如く修正可決されたのである。

「築港事業總費額を千四百拾貳萬六千五百參拾四圓七拾貳錢とし、其三分の一即ち四百七拾萬八千八百四拾四圓九拾錢七厘を國庫の補助に仰ぐ事」

次で同十五日附を以て大阪築港の起工及びその經費の國庫補助に關し、内務省に稟請するところがあつた。そこで内務省は調査委員十二名に命じてこれを審査せしめた。委員會は設計書につきその規模、方法等を具さに精査し、同年修正意見を附して復命するところがあつた。内務大臣はこれを容れ、大阪府知事に命じて、更に市會に附議せしめた。即ち左の通りである。

「本年五月十五日稟申に係る大阪築港計畫に關し内務大臣より訓令の次第有之候條別紙修正意見の要領に基き市會の議決を経て更に何分の義稟申す可し。

右訓令す。

明治二十九年八月十七日

大阪府知事 内 海 忠 勝

大阪築港に関する修正意見の要領

「抑本築港の如きは我國商工業の發達を促す爲めに最も急要の事業たるは論なきのみならず軍事上より之を觀察するも將來其一大機關たるべき資格あるは明なり。故に萬一計畫の規模若くは工法にして姑息に流るゝ如きことありては實に千歳の遺憾なりと思考するを以て其工費の豫算額已に莫大なるにも拘はらず本員等尙ほ輕からざる増費を要すべき修正を加ふるの止を得ざるに至れり。願くは該修正を嘉納ありて此大計畫を完備せしめ以て將來に遺憾なからしめられんことを。是此意見書を提出するに臨み本員等熱望に堪へざる所なり。」

中略。本築港費を果して國庫より補助せらるゝ場合に於ては埋立地の内凡拾萬坪に當る地積を陸軍用地に充つる爲め無償にて官有地に爲すの必要を認む。其位置の如きは安治川以南の埋立地の内と云ふの外別に條件を附せず全く築港起業者たる大阪市の之が撰擇を一任するものとす。」

こゝに於てか市會は同八月國庫の補助を増して五百二十四萬圓となし、且つ市内河岸地の無代價下附を請うた。政府も亦大阪築港設備の已むべからざることを認め、これが補助として四百六十八萬圓を支出することゝし、議會の協賛を求め、明治三十年三月遂に兩院を通過したのである。

第十回帝國議會の衆議院に於て陸軍次官兒玉源太郎男が大阪築港費補助に關し、「然るに幸に此度大阪に築港を企てられたと云ふことでございます、是が果して出來ますものなれば、軍事としては非常な力を添る次第である、それ故に幸に政府も此大阪築港には補助を與へると云ふ場合でございますから、之に對して十分に軍事上の望を十分なる望みを請求した次第である」と云はれてゐるのは、¹³⁾大阪築港市營の經過を研究するに當り、看過し難いとこ

13) 「大日本帝國議會誌」第四卷六四一頁

ろである。¹⁴⁾

明治三十九年より同四十年に涉り、内務省は本邦の沿岸に於ける總ての港灣につき、技術上及び經濟上に關する諸般の事項を實地に調査し、その内より出入船舶、輸出入貨物の多寡及び後方地域の廣狹等を斟酌し、稍々重要と認むべきものを選び、その調査の結果を輯め、港灣調査要覽と題する調査書を調製し、明治四十年七月四日の港灣調査會に提出し、これを基礎として各港灣の等級を定め、國に於て經營し、關係地方をして共助せしむべきもの、關係地方の獨力經營に委すべきもの、區別を明にし、港灣の施設に關する方針を決定せんことを附議したところ、審議の結果、内務省に於て具體的に等級を調査し、提案をなすことに決定したから、内務省はその趣旨に基いて原案を調製し、明治四十年十月二十三日の港灣調査會にこれを提出した。同會は慎重審議の末、諸種の決議をなしたが、その一項として、大阪、東京、長崎の三港の改良及び經營は各市をしてこれに當らしめ、場合により國は相當額の國庫補助をなすこと、といふ條項がある。¹⁵⁾

これは既存の事實を是認したものに過ぎない。なんとなれば内務省は前記の全國的調査を爲すに當つて、東京、横濱、神戸、大阪、關門海峡、長崎及び敦賀の七港を除外したのであつて、前記調査會關係資料たる「重要港灣ノ選定及施設ノ方針ニ關スル件」は、「右に選定せし港灣中最初の七港灣（横濱港、神戸港、大阪港、東京港、關門海峡、敦賀港、長崎港）は前顯の如く或は一定の計畫に基き應急の設備をなし、或は修築の方法を講じつゝあり」と記して居り、又「重要港灣修築計畫ノ綱領ニ關スル件」は、「港灣調査會に於て選定せし本邦重要十四港灣の内、横

14) 以上主として「大阪築港誌」、「大阪市會史」第三卷、「明治大正大阪市史」第三卷、「大阪築港計畫書」、「大阪築港梗概」、「大阪築港工事報告」、「大阪築港更正計畫書」、「大阪築港工事概要」、内務省大阪土木出張所文書に據る

15) 内務省「港灣改良事業一斑」、大阪商船株式會社所藏文書、大瀧白梅「地方港灣改良費國庫補助に就て」港灣第十三卷第二號

濱、神戸、大阪の三港は或は本會に於て防波堤の位置を決定し、或は既に一定の計畫に基き着手しつゝあり、東京港の修築に關しては市に於て調査計畫する所あるを以て、是等四港の規模は大體に於て確定せるものと云ふべく、云々」と述べてゐるからである。¹⁶⁾

東京市が東京港修築工事に着手するに至つたのは昭和六年十一月であるが、東京築港の議は既に明治十年代に始つて居り、その市營計畫も港灣調査會の前記決定以前に始められてゐるのである。

港灣事業に於ては私營事業は餘り發達してゐないから、公私營の別を重視せる企業形態變遷史は餘り重要な意義を有しない。たゞ公企業の經營形態の史的展開を検討する場合に於てのみ、企業形態に關する研究は意義を持つて來る。然しながら、その際市營事業の研究に専ら力を注ぐことは、經濟學若くは經營學の見地よりすれば、當を得たものと評し難いであらう。市營事業を重視することは行政學的立場に立つ時に於てのみ許される。この場合に於ても、量的に觀察すれば、市營事業は餘り問題とするに足らない。たゞ質的に觀察して、それが水道事業と共に本邦市營事業發達史上に於て、形式的に先驅者の一を構成してゐるのみならず、市の積極的自治活動の一現象として重要な地位を占めてゐることを知るに及んで、始めてかゝる研究の無意義でないことが了解されるのである。

田口卯吉氏は東京經濟雜誌明治二十八年十一月二日號に「各地築港の方法は市町村の自營を可とす」なる一論文を掲げ、當時各地に築港の企畫の勃興せる事實を指摘すると同時に、成るべく市町村をして自ら築港するを至當と認め、これを助成する爲め一の法律を制定せんことを提唱されたけれども、不幸實現しなかつた。従つて市營港灣事業は全體的には餘り發達しなかつたけれども、少數の都市は比較的早くから築港事業に着手したことは注目し値

16) 「東京市史」港灣篇、「東京市財政史略稿」、「東京灣築港沿革」、「東京築港ニ關スル意見書」(明治三十七年六月七日附を以て東京市技師直木倫太郎氏が東京市參事會市長尾崎行雄氏に提出せしもの)、「東京市會史」第二卷、「港灣調査會特別委員會議事速記録」、「港灣調査會議事速記録」、東京經濟學協會「東京築港に關する調査報告」

する。加之、港灣事業關係の文献の多くは土木關係のものであり、これ等は孰れも地方自治政との關聯を殆んど不問に附してゐる爲め、詳細のことが不明となつてゐるけれども、港灣事業に關する限り、水道事業よりも市の積極的自治活動が認められるのである。然しながら、既に一言した如く、港灣事業は嚴密の意味に於て市營企業ではなからぬ。故に著者は本邦市營企業成立史上最も重視すべきは、次章に説明すべき市街電車企業であると思考する。

第五章 市營市街電車企業の成立

我國に於て市街電車企業の成立を見たのは後述の如く、明治二十八年であるから、水道事業及び瓦斯事業と異つて市街電車事業に於ては、市制實施以前に特殊の公企業の發達を見るべくもなかつた。

我國に於ける市街電車企業の鼻祖京都電氣鐵道株式會社が市街電車の運轉を開始したのは、明治二十八年二月一日であるが、これより先き明治二十一年、東京市に於て大倉喜八郎、藤岡市助、久米民之助諸氏は單線架空式電氣鐵道の運轉を企て、又これと相前後して、立川勇次郎氏等は東京市内を營業區域とする蓄電池式電氣鐵道事業經營を申請してゐる。而してこれに對し、明治廿二年七月五日内閣は東京に於ける電氣鐵道の申請に關し、井上鐵道局長官の意見を徴した。然るに同長官は同月十日左の如き答申をなしたのである。

「大倉喜八郎外五名並立川勇次郎外六名より出願せる東京府下に電氣鐵道敷設の件審案するに第一に是等の鐵道は私設鐵道條例の範圍内に入るべきものなるか如何につき疑團有之、第二に本局に於ては電氣鐵道の得失を考究するに適當なるもの無之、然れども本局の意見にては許可せらるべきものに非すと信するにつき左に前記の順序により之を開陳せんに、

抑軌道を敷設し車輛を運轉し乗客貨物を輸送するの營業は總て私設鐵道條例の支配を受くべきものにして其車輛運轉の動力は蒸汽瓦斯若くは電氣等何等の種類たるを問はざるは固より論なしと雖も特に馬車鐵道は本條例の限り

に非すと明文あるは馬力を用ひるものは其速度にも亦其列車の重量にも限りあるものにして長距離の線路に適應するのみならず一般普通の鐵道中に數へ難きものなるを以てなり。故に今日日本鐵道會社をして其機關車に電氣を用ひしめば同會社の鐵道は之が爲め私設鐵道條例の範圍外に出るものとなるを得ざるは瞭然たり。然るに今回出願の鐵道は市街の道路に布設するものにして軌道の構造運輸の方法等全く馬車鐵道と異らず、單に其動力に於て電氣と馬匹との差あるのみ。決して一般普通の鐵道と相關するものに無之、又其中に數ふべきものに非ざるが如し。依て私設鐵道條例の範圍内に入る可きものに非すとす可然歟。

電氣工學は固より専門の一科なれば電氣鐵道の得失を考究せんと欲せば其専門學士を得て之に従事せしむるを要すと雖も本局員中には未だ之を専門として學識經驗兼備のものなし。故に適當なる調査を爲す能はず。乍併本局の聞く所に據れば電氣を鐵道に利用するは歐米諸州に於ても輒近漸く其試驗に着手せしものにして未だ完全なる結果を得るに至らずと。電氣に關する機械等の販路擴張を謀る者に在りては其無上の利用を説く可しと雖も是或は誇張に失するの憂なしとせず、故に遽に之を信用して直に實施せんとするときは他の關係の如何は姑く措き隨分失敗の虞なしといふ可らず。況んや東京府知事の添申書中に云々するが如く危険の虞不尠、且市區改正との關係も有之候に於ておや。依て本局は之を許可せられざる方可然と信す。」

斯くて明治二十二年八月十六日大倉喜八郎氏等の願書は却下せられ、立川勇次郎氏等の願書も亦却下されたのであつた。これより先き、愛知縣に於ては加賀孝一郎外二十九氏が名古屋桑名間の電氣鐵道を願出、大阪府の大三輪長兵衛外二十一氏は三重縣下關山田間に電氣鐵道を經營せんとし、藤田鹿太郎外三十四氏も亦關山田間を企畫し、奈

1) 藤岡市助・有田透造「二十一年間に於ける本邦電氣鐵道の發達」電氣之友第二百六十號、「工學博士藤岡市助傳」第一編本傳一二八頁、加藤本重敏「日本電氣事業發達史」後編第四編二九〇乃至二九一頁

2) 「日本鐵道史」下編六七八乃至六七九頁、「明治工業史」土木篇第五篇六〇九乃至六一〇頁

良縣にては恒岡直史外四氏が電氣鐵道の敷設を出願したので、明治二十二年七月十六日内閣は先づ大阪府の申請に關し、鐵道局長官の意見を徴した。これに對し、同長官は「許可せられざる方可然」旨を答申した爲め、八月二十三日大三輪長兵衛、藤田鹿太郎、加賀孝一郎氏等の願書は共に却下せられ、十月三十日恒岡直史等の願書も亦却下せられた。³⁾

明治二十三年東京に於ける第三回内國勸業博覽會の開催に際し、大日本東京電燈會社が電氣鐵道の模範を世に示さんとし、當時米國より歸朝したる同社技術長藤岡市助氏の設計により、上野公園櫻岡より兩大師前に至る間に電氣鐵道を敷設し、同年五月四日その運轉を開始して以來、電氣鐵道の敷設を計畫するものが各地に續出した。――「明治運輸史」も指摘してゐる如く、「本邦電車鐵道起源の第一歩は、電氣學者の熱心なる唱導に」存したけれども電氣鐵道事業の發達に直接大なる貢獻をなしたのは、上記の實物教育であつたのである。――然しながら、政府は電氣鐵道方式その他多くの點につき結論を得るに至らなかつた爲め、容易に許可を與へなかつた。こゝに於てか、明治二十六年六月十四日東京の兩宮敬次郎、梅浦精一、立川勇次郎、藤岡市助、名古屋の奥田正香、大阪の外山修造、村野山人、京都の高木文平の諸氏は電氣鐵道期成同盟會を組織し、政府に許可の促進を圖つたのである。⁴⁾

その後第四回内國勸業博覽會が京都市に開催されることに決するや、同市の高木文平氏等は京都七條停車場より同博覽會々場及び同水利事務所に至る約四哩の電氣鐵道の敷設を計畫し、これに要する電力を既設の京都市水利事務所の發電所に仰ぐ設計を以て、明治二十六年六月京都府廳にその許可方を出願した。而して廿六年七月廿九日附を以て、發起人高木文平外三氏に對し、井上内務大臣より特許狀が下附されたのである。然るに會々電氣鐵道方式につ

いて問題を生じた。即ち會社が單線式を採用せんか、來年度に設置さるべき電話交換に妨げあるのみならず、本願寺が埋没してゐる私設水道の鐵管を腐蝕させる恐れがあり、複線式を用ひんか、巨額の費用を要するのみならず、屈出をなしたる線路に對して、果して充分應用し得べきかについて、單り社内のみならず、學者及び企業者相互間に於て議論されたのである。逓信省は單線式は電話に故障を來すべければ、複線式を用ひざるべからずとの方針を採り、容易に許可の模様がなかつたが、電氣鐵道期成同盟會等の運動が効を奏し、二十七年三月二十三日逓信大臣黒田清隆氏より同社に對し、電氣鐵道事業經營の許可が與へられ、單線架空式の採用が許容された。次で工事施行の認可を得、二十八年二月一日に開業したのである。⁵⁾

東洋經濟新報社編「本邦重要事業史」は、市街電車企業の計畫については、東京よりも遅れた京都市に於て、最も早くその成立を見た理由について、次の如く説明してゐる。

「蓋し京都市に於ては、市の經營に係る琵琶湖疏水を利用して粟田口に、水力發電所を建設し、明治廿五年四月より、電氣供給事業を開始して居たので、京都電氣鐵道株式會社が起り、同市の交通機關として、電車を運轉せんとするに當り、其所要電力を供給し得ることが、其事業の達成を容易ならしめた所以であり、偶第四回内國勸業博覽會が、廿九年に於て京都市に開かれたるが爲め、京都をして遂に我國電氣鐵道の先蹤たらしめんとしたのである。京都の市街が比較的端正であり、且つ、市内に於ける往來交通が、東京大阪の如く、雜鬧ならず、電車運轉に生ずべき危険の左程憂ふべき状態ならざることも、亦其敷設を許可するに逡巡せしめざりし所以であらう。」

「本邦重要事業史」は看過してゐるけれども、最も重要な原因は、既に一言論及するところがあり、續いて又説

5) 「電氣事業五十年史」三四二乃至三五八頁、「明治運輸史」三六乃至四八頁、三浦豊二編「大澤善助翁」、西川正治郎編「廣岡光哲翁七十七年史」

3) 「明治工業史」土木篇六一〇乃至六一一頁、「日本鐵道史」下篇六八〇頁

4) 「明治運輸史」第二篇二九頁、「明治工業史」電氣篇三七〇頁、「運輸五十年史」四三九頁、帝國通信社編「日本産業史」下卷八五一頁、藤岡市助・有田透造共稿 既掲論文、加藤木重敬 既掲書

明せんとする技術問題に關し、京都市に於ては故障が比較的少なかつたからである。

京都電氣鐵道株式會社が市街電氣鐵道の端緒を開いてから、各都市のこれに倣ふものが續出したけれども、本邦各都市の道路は概ね狹隘であり、且つ街衢整然たざりし爲め、軌道敷設に困難であつたのみならず、單線式電車方式が地中埋設金屬管に及ぼす腐蝕作用に關し議論が沸騰し、採用すべき電車方式が容易に決定せず、爲めに政府は市街電氣鐵道の敷設認可を躊躇したのである。こゝに於てか、明治二十九年一月衆議院議員井上角五郎、高木正年氏等は電氣鐵道同志會を組織し、電氣鐵道事業を講究すると共に、政府をしてその方針を定めしめんとし、大に盡力するところがあつた。例へば高木正年氏外二名は第九回帝國議會衆議院に、次の如き質問書を提出して居る。

「電氣鐵道は運輸交通の最良機關にして近來長足の進歩を爲せり。現に吾國に於ても之れが敷設の請願を爲すもの續々踵を接するに至れり。而して政府は曩に京都電氣鐵道會社に許可を與へたるの外他の請願に對して未だ何等指令をも與へず。將來之を如何せむとするか。」

これに對する政府の答辯は、電氣鐵道についてはその「交通上の關係及電氣使用の方法に付充分の調査をなすの必要あるのみならず、既設電氣鐵道の成績上種々考慮すべき點あるを認め」現在その調査中であり、この調査の完了を待つて、その出願の許否を決する積りである、といふにあつた。

前述の如き理由により東京及び大阪に於ては市街電車企業の成立が遅れたけれども、明治三十一年以後都市郊外の近距離のもの、若くは名勝地等の遊覽客の輸送を目的とせる電氣鐵道の發達を見た。即ち次表の如くである。⁶⁾

開業年月日	會社名
明治三十一年五月五日	名古屋電氣鐵道株式會社
同 三十二年一月二十一日	京濱電氣鐵道株式會社
同 三十三年二月二十一日	小田原電氣鐵道株式會社
同 三十三年五月十日	豊州電氣鐵道株式會社
同 三十五年九月一日	江ノ島電氣鐵道株式會社
同 三十六年八月五日	宮川電氣株式會社（伊勢電氣鐵道株式會社）
同 三十六年八月十五日	東京電車鐵道株式會社
同 三十六年九月十二日	大阪市
同 三十六年十一月一日	東京市街鐵道株式會社
同 三十七年五月二日	土佐電氣鐵道株式會社
同 三十七年七月十五日	横濱電氣鐵道株式會社
同 三十七年十二月八日	東京電氣鐵道株式會社

京都電氣を始め各地の電氣に於て漸次實驗を重ね、その方式も略々一定するに至り、大阪及び東京に於ても、略々時を同じうして市街電車企業の成立を見たことは、前記の如くである。就中大阪市に於ける市街電車企業は市營企業であつて、それは實に我國に於ける市營市街電車企業の嚆矢なのである。

6) 「明治四十年電氣事業要覽」二一乃至二七頁、加藤木氏既掲書 二二五乃至二九〇頁、「電氣事業五十年史」三三九頁以下、「明治工業史」土木編六二三頁以下

大阪市内に電氣鐵道を運轉せんとする計畫は明治二十六年にその萌芽を發し、同年中大阪電燈會社支配人加島信成、進藤嘉一郎、藤木一二、宮崎彌三郎、大井卜、新志方勢七、村上嘉兵衛、加藤甚助、福島藤七諸氏の發起にかゝる大阪電氣鐵道會社、外山修造氏等發起の大阪高架電氣鐵道會社、東京の熊谷平三、大阪の佐々木政友諸氏發起の電氣鐵道等數會社の出願を見たのである。次で明治三十五年を期し、大阪に第五回内國勸業博覽會が開設されることに決するや、同市の實業家外山修造、松本重太郎、土居通夫、井上保次郎、岡橋治助、木原忠兵衛、大三輪長兵衛、浮田桂造、田邊貞吉、前川慎造等諸氏の發起で、資本金三十萬圓の大阪電氣鐵道株式會社の設立が計畫せられ、博覽會の開催までに電車を開通せしめんとし、明治三十二年九月六日附を以てその許可を出願した。

一方大阪市長鶴原定吉氏は市内の電氣鐵道事業は公共團體自らこれを經營すべきものなりとの意見を抱き、時恰も同市が築港工事中で、これが落成と共に市街地より築港地先に至る道路が擴張せられるのを期とし、花園橋より築港に至る間に延長二哩餘の電氣鐵道を敷設する計畫を立て、これについて調査、研究するところがあつた。斯くて三十二年秋、同市會の祕密會に於てこれが可否を討議するに至つたが、これを可とする者と、これを民營事業とせしむべしと論ずる者との二派があつて、遂にその決定を見るに至らなかつた。

その後明治三十五年十二月に至り、市當局者は築港の落成と共に、更に西區九條町花園橋筋より築港埠頭に達する三哩餘の新設街路に、市營事業として電氣鐵道を敷設する提議をなし、遂に市會の可決を見るに至つた。こゝに於てか同市は直ちに政府に稟請して、翌三十六年二月九日内務大臣より敷設特許を得、次で同月十六日逓信大臣より電氣鐵道事業經營の許可を得た。かくて急遽工を施し、同年八月三日に落成、翌九月十二日より運輸事業を開始

7) 加藤木重敬 前掲書 三二五乃至三二八頁

したのである。

こゝに注意すべきは、該鐵道の敷設は大阪市長局者が豫て抱懐せる電氣鐵道市營方針の一端として實現したのではなくて、市が十年の歳月と二千五百有餘萬圓の巨資を費して築成した築港と市街地との距離を短縮し、仍て以て埋立地の繁榮を圖らんとしたのに起因し、偶々大阪に第五回内國勸業博覽會が開催せられるのを好機として、その實現を見たのに過ぎないこと、これである。このことは、當時市參事會が政府に提出せる上申書によつて明瞭である。従つて當時にあつては、収益の如きは全く顧慮しなかつたのみならず、その設計並に工事の如きも頗る簡易、速成を主眼として、施行せられたのであつて、その建設費も少額なりし爲め、市の基本財産より數次に十三萬九千六百七十三圓餘を、又營業利益金の中から八千二百九十九圓の組替を行つて、これを調辨したのである。

前述の如く、築港線建設の目的は築港埋立地の繁榮助長にあつて、その収益の如きは敢て問ふ所でなかつたけれども、その開業後の實況は當初の豫想に反し、乗客が意外に多數に上り、基年ならずして若干の利益を收め、將來極めて有望の事業なることを實證した。他方、多年かゝる交通機關を渴望せる市民は、直に本線を市内に延長して、市内交通を整備すべきことを要求して止まなかつた。而して市街電氣鐵道の經營に關し、市營主義と民營主義との間に熾烈な論戰を見るに至り、更に進んで一部民間の企業家中には、私設電氣鐵道敷設の特許を獲得せんとして、盛んに活動を試みる者を出した。

これより先き、鶴原市長は都市の電氣鐵道は公共團體自ら經營すべきものであるとの意見を抱き、歐米都市の事例に徴して、竊にこれが實現に關し調査、研究中であつたが、偶々明治三十六年十一月十一日市會議員野口茂平氏等十

餘名が「大阪市電氣鐵道を市内適當の場所に市營を以て延長せんとす」との建議案を提出したのを幸、同月十三日「市街鐵道に關する方針確定の件」と題し、「大阪市に於て將來敷設すべき市街鐵道は總べて大阪市直接に之を經營するものとす」との議案を市會に提出した。然るに市會は全會一致を以てこれを可決したのである。

當時提案理由の説明として、鶴原市長の市會に於て試みた演説の要旨は、次の如くである。

「抑も獨占事業を個人若くは營利會社等の經營に委することあらんか、勢ひ多くの利益を獲得せんことに汲々するの結果遂に公利公益を顧るに遑なく其結果は必然賃金の不廉設備の不完全に至るは當然免かれざる處なりとす。然れども之を公共的事業として經營せんか、其設備料金等總て市民の利便公益に重きを措くを以て、漸次諸般の改善に努むべきは勿論にして、市民をして之に浴せしめ且つ大に市の財源を潤澤ならしめ、都市の發展上亦至大の利益を與ふべきなり。蓋し近年都市の經費を激増するの傾向ある事實は之れ獨り我大阪市のみならず一般的共通の現象たり。今其増加を來すべき原因を探求すれば一にして足らざるべしと雖も之を要するに第一人口の増加と街區の廣狹とに拘らず其市住民の爲め百般の事物と設備とを改良進歩せしむるに因らずんば非らざるなり。第二人口の増加と地域の擴大とに伴ひ自然増加するものは是れなり。而して第一種の増加は其市民資力の程度に應じて之を鹽梅すべきが故に敢て恐るゝに足らずと雖も第二種の増加に至りては能く之れ控制すべきにあらず。由來我大阪市の人口は主として商工業の發達に伴ひ他所より移住し來る者多きに因る。而して此種人口の増加は其増加に伴ふ經費を該移住者若くは其擴大地域の住民に因て負擔するあらば敢て意とするに足らずと雖も事實は全く之に反し此經費の負擔は更に此徑路に由るにあらざるなり。之を例せば場末に多くの製造所を建設せられたりとせんか、之に要する多

數の勞働者は其附近に移住するも決して彼等に於て土木衛生教育等の諸費を負擔するものにあらず。又或は其擴大せられたる新區域に關する經費は其擴張地域の住民のみに依りて負擔せられずして依然舊市民に於て其全部若くは一部を負擔せざるべからず。即ち都市の膨脹に伴ひ舊市民の負擔は益々其多きを加ふるの傾向あるを見るなり。然れども斯の如きは都市の發達上寔に止むを得ざるの趨勢なるが故に須べからく好個の新財源を見出し以て之に應ぜずんばならず。果して然らば何をか新財源となすべきか。蓋し今日に於ては所謂獨占事業を市の直營と爲すの外未だ俄かに他に求め難きなり。勿論市は自ら經營を爲さずして之を私人に委ね而して單に其報償を收受するを得ざるにあらずと雖も、獨占事業の性質より見て市營を以て民營に優れるものと謂はざるべからず。即本案街鐵市營の如きは安價にして且良好なる交通機關を得ること並に市の財源を潤澤ならしむるに於て多く其比を見ざるの好事業なりとす。抑も電氣鐵道事業たる諸種の獨占的事业中技術並に其取扱上最も簡單にして且收益多きものなるが故に寔に適當なるものとす。然れども今直に大規模の經營を爲すは策の得たるものならず、宜しく漸を逐ひ其の完成を期せざるべからず。其資金に至ては之を公債に需むるの外他に途なしと雖も、假りに公債の利子を六朱とし街鐵の收益を七朱とするも、三十三年には優に其の元利の全部を償却し得べく、又更に其收益を八朱とするときは二十三年間に又一割とするときは實に十五ヶ年間にして其償還を了すべし。而して此收益は七朱を下ること萬なかるべく、然れば此際六朱公債に依りて本案の實行を望むなり。又個人若くは私營會社にして市街に電鐵を布設せんとする者あらば斷じて除却すべし。」

斯くて大阪市の電氣鐵道市營の方針は確定したけれども、これが計畫に關しては、未だ具體的成案を有しなかつ

た。こゝに於てか、世上一派の私營論者は動もすればその間に乗せんとする虞があつたので、鶴原市長は彼等の利權運動を根絶し、市營方針の基礎を鞏固にせんが爲め、上記の市會決議に基いて、「大阪市は全部の市街鐵道を市の直營と爲すの必要を認め直ちに之が計畫に従事せんとす。然るに市街鐵道の許否權一に内務大臣に在り、萬一大阪市内に電氣鐵道敷設權を他に賦與せらるゝ如きことあらんには、市の畫策は全然水泡に歸し從て利害の影響實に又多大なりとす。加之其經營に關する財源は則ち公債に依りて之を得ざるべからざるが故に其許否亦内務大臣に在り。乃て市は更に實施の案を具し必要なる稟請を爲すべきに付、希くば豫め其意を諒せられ大阪市の發達に資せられんこと熱望の至りに堪へ」ざる旨を、内務、大藏兩大臣に稟申した。

この上申書は政府當局者の意を動かせしものゝ如くであるが、その内容が抽象的であつた爲め、具體的計畫を定めて出願するにあらざれば、何等の詮議成り難き理由を以て府知事を経て却下せられた。こゝに於てか、市は具體的計畫の調査を急ぎ、明治三十七年三月の市會に、第一期築港線の線路を延長して東西及南北の二線を敷設する案を提出した。然るに本案に對しては反對者を生じた爲め、容易に決定せず、漸く七月二日の市會に於て、二、三の變更を加へ、原案の可決を見たのである。時恰かも日露戰役に際し、諸般の事業萎靡して振はず、從つて多くの失職者を出し、物價も勞銀も共に著しく低落し、勞働者の衣食に窮する者が尠くなかつたので、市理事者は寧ろこの時に當りこの事業を實行するときは、一方に於てその建設費用を節約し得ると共に、他方これ等失職者を救済する一助たるのみならず、依て以て經濟界に活動を興へる上に於て多少の裨益あるべく、一舉兩得の策と信じ、速に本線の特許を得べく、同月九日内務大臣にその許可を稟申した。然るに三十八年に至り、戰局の發展に伴ひ軍資も一層多額を要

し、正貨の必要を急とした爲め、同年二月十五日府知事はその筋の旨を受けて市に通牒を發し、時局に際し軌道の新設、擴張は勿論、これに要する起債等も亦監督官廳に於ては許可せざる方針なる旨を傳達した。こゝに於てか、市は大に苦慮し、必ず速かに許可あり度き旨を上申すること兩度に及び、遂に同年七月二十二日小部分の變更を加へて特許狀を下附された。この第二期線は明治四十一年七月二十日を以て大部分の工事が竣成し、四十二年十二月二十八日に悉く竣工、開通した。こゝに始めて市街電車の實質が具備されるに至つたのである。

これより先き三十八年十一月、早くも第三期線敷設計畫が市會に提出された。蓋し日露戰爭後經濟界は頓に活況を呈し、電氣事業が隨所に企畫せられ、特に大阪市街鐵道は最も有望なるものとして着眼されたから、動もすれば民間に於てこれが敷設を出願せんとする傾向があつた。故に市當局は拱手傍觀して、重要路線を私人に奪はれんか、市營主義の破壊を來すべきを以て、該主義樹立の當初に定めた漸進主義を捨て、俄に第三期線を企畫するに至つたのである。本案は後に若干の變更を加へられたが、殆んど市内交通の重要な路線を網羅してゐた。而してこの第三期線は大正五年に至り、全く竣工したのである。

第二期線及び第三期線の建設資金は最初短期公債、一時借入金、外債等により、長期内國債は明治四十四年四月のそれを最初とせることは、特記に値するものがある。⁸⁾

市街電車企業を最初より市營を以て開始した都市は、明治年代に於ては大阪市以外にはなかつた。^{註一}その他の都市に於ては、先づ私企業が發達したのであつて、市營企業は既設私企業を買収するか若くは既設私企業と併行して新に市營市街電車企業を創設することによつて成立したのである。而も明治年代に於てはその數は僅少であつた。即ち

8) 以上主として「大阪市營電氣軌道沿革誌」、「大阪市營電車軌道小史」、「大阪市營電氣軌道要領」、「明治運輸史」、「大阪市會史」、「事業概要」による

東京市營市街電車企業が明治四十四年八月一日東京鐵道株式會社を買收して成立し、京都市が明治四十五年六月十一日既存私企業と併行して、新に市街電車企業の經營を開始したのがその例である。以下兩者の市營企業成立の經過を略述することとする。

註一 神戸市に於ては明治三十七年同市に於ける市街電車を市營すべきか、又は相當の條件を附して民間營業者に特許すべきか問題となつた。そこで市はその利害得失に就て、京都電氣鐵道株式會社技師後藤一郎氏に調査を囑託した。同技師はこれに對し、假りに市營としての設計を立て、これを委員會に報告した。斯くて電氣鐵道調査委員はこれを市會に提出したのであるが、市營案は遂に否決され、その結果、明治四十三年四月五日神戸電氣鐵道株式會社の開業を見るに至つたのである。⁹⁾

註二 既に紹介済のもの、外明治年代に成立せし（開業年月日による）私營電氣鐵道事業は下の如くである。¹⁰⁾ 明治四十二年十一月二十日吳電氣鐵道株式會社（廣島吳電力株式會社）、同四十三年三月五日福博電氣鐵道株式會社（九州電燈株式會社）、同四十四年二月十一日美濃電氣鐵道株式會社、同年九月一日松山電氣鐵道株式會社、同年十月一日博多電氣鐵道株式會社（九州水力電氣株式會社）、同四十五年四月三十日高松電氣鐵道株式會社、同年五月五日岡山電氣鐵道株式會社、大正元年十月二十二日廣島電氣鐵道株式會社。

東京に於ては市街電車事業の市營は比較的早くから問題となつた。即ち、明治二十九年四月板垣退助伯が第二次伊藤内閣の内務大臣に就任するや、内務省の方針として次の如き意向を明かにしたのである。¹¹⁾ 當時東京電氣鐵道、東京電車鐵道、東京自動鐵道の三社が市街電車企業の經營を出願中であつた。

- 一、東京市内電氣鐵道は有利なる事業なるを以て私設會社の獨占到委すべきに非ず。
- 一、東京市内電氣鐵道は之を市の事業として、以てその收利を市の經費に充つるを至當なりとす。

一、若し市の事業となすときは一方には市の收益を得るの利あるのみならず、私設會社の如く漫りに私利獨占の弊を舒長するの憂なく、又公衆の便利を圖りて可及的賃銀を低下せしむるの利ありとす。

一、東京馬車鐵道は許可の年限内は無論自由に營業をなし得べきも、若し之を電氣鐵道に改設するが如きことあるに於ては之が許可を與ふべきに非ず。

註三 伯は市營の實行をなすに至らずして、間もなく辭職されたけれども、その後も依然市營論者であつた。¹²⁾

この頃東京馬車鐵道は頻りに巨利を得、而も獨占企業たるを幸、更に賃金の引上げをなし、市民の注目を惹いてゐた際であつたから、これ等の市營論に刺戟されて、東京市會にも市内電車を公營せんとする空氣が次第に現はれ始めた。然るに間もなく内閣が更迭して、樺山資紀伯が内務大臣となるや、伯は市街鐵道に關する從來の方針を一變して、電氣鐵道の敷設を私立會社に許さんとしたのである。こゝに於てか、明治三十年十一月二十九日の東京市會に於て、議員利光鶴松氏は、東京市内に電氣鐵道の敷設を許可せらるゝ場合には、先づその前に當市會に諮問せられんことを望む旨の意見書を、内務大臣に提出すべきことを提出した。本建議は文體について二三の異議を生じたけれども全會一致を以て可決された。佐久間貞一氏は更に、「政府が若し當市會の建議を無視し諮問を経ずして即ち市内電氣鐵道の敷設を許可するときは市民たるもの之に對して大に覺悟する所なかる可らず。依て茲に委員五名を設け豫め其運動方法の調査を附託せんとす、而して其選定は議長の指名を望む」と發議し、續いてまた左の建議を提出した。「市内交通機關は市の營造物として本市自ら敷設せん事を欲するに依り市參事會は孰れの方式を以て利ありとするか、經濟の點等をも併せ取調べ本市に報告あらんことを望む。」

12) 東京市街鐵道市有期成同盟會「東京市街鐵道問題」、『板垣退助全集』六〇三頁以下

9) 加藤木重敬既掲書 四五九乃至四六〇頁、「神戸市史」本館各説二八六乃至二九〇頁、「神戸市電氣局事業買收願末」

10) 明治四十三年乃至大正元年電氣事業要覽に據る

11) 汐見三郎「專賣及官公業論」一六三乃至一六四頁

佐久間氏は該建議の趣旨を述べて曰く、「自治體の基礎を鞏固ならしめんと欲せば先づ基本財産を造るに如かず。而して市内電氣鐵道の如き市の營造物として本市自ら之を經營するは將來最も利益ならん。然れども其電導方法には蓄電池式あり地下線式あり架空線式あり孰れを採用する方最も利ありとするか俄に斷定すること難し。依て電導方式並に經濟の點を市參事會に託して調査を求め其結果を本會に報告せらるべきを望む」と。佐久間氏の提議は孰れも可決せられ、これに基いて、三十一年六月六日市街鐵道を市有とすべき第四十四號議案が市會に提出された。即ち次の如くである。

「東京市交通機關たる市内鐵道は本市に於て敷設するを便利と認むるに付之が敷設權許可を其筋に請願するものとす。該鐵道線路は別紙圖面の如く假定し、其の敷設方法及び採用すべき方式等は目下調査中に屬するを以て追て之を議決し其筋に追申すべきものとす。」

本案は十五名の委員の審査に附せられたが、該委員は市自ら敷設するを便利とする旨を報告したので、八月二十四日の市會に於て敷設權の許可を政府に出願することを可決し、而して市參事會はその請願を内務省に提出したのである。然しながら、敷設方法及び採用すべき方式等は未だ定まつてゐなかつたから、市參事會は更に遞信技師高井助次郎氏に囑託して、敷設の設計を定め、第九十二號議案として十一月二十一日の市會にこれを提出した。即ち左の如くである。

「本市營造物として敷設すべき市街鐵道の方式實施方法及收支豫算費用の財源等は左の如く概定するものとす。

一、方式は空氣壓搾鐵道とす。

- 一、實施方法は豫定線を凡そ十年間に布設し漸次他の線路に擴張布設するものとす。但し市内交通上必要と認むるときは市外と雖も線路を延長することあるべし。
- 一、收支豫算は豫定全部完成の上、凡そ左の收入支出あるものとす。
- | | | |
|-----|---|---------------|
| 一、收 | 入 | 一、七七八、七九〇・六九七 |
| 一、支 | 出 | 八二八、二七五・六六二 |

一、費用の財源は市公債を募集して之に充つ。」

然るに右方式の利害及び市有の可否について議論を生じ、結局市會の前記計畫は結實しなかつたのである。明治三十一年秋星亨氏が麴町區より選出せられて市會議員となるや、交通機關の普及速成を急務なりと認めて市營を不可としたが、同氏の市會に於ける活躍は甚だ目覺しいものがあつた。なほ上記東京市會の市電市有案に對し、當時電氣工學視察の爲め外遊中の藤岡博士がその知友に辯駁書を送付せられたが、それは市營反對論として最も有力なものであつたといはれてゐる。一方東京市會が市街電車市有を出願したのは、樺山伯に代つて板垣伯が再び内務大臣となられたときのことであるが、三十一年の暮には板垣伯は内務大臣の職を辭し、西郷從道侯が内相となられて居る。更に注意すべき事實は、上述の東京市會の市街電車市有案は單に市街電車企業の市有を計畫したのに止つて、その市營は未だ問題としてゐなかつたこと、これである。

東京市長松田秀雄氏は明治三十二年二月二十四日附を以て内務大臣西郷從道侯に對し、「抑も一私人の事業たる其多くは自利念慮と資本の薄弱とにより事の公共に關するを顧みるの暇なく或は自己の便宜なる線路のみに憑りて實

益を収めんとし、或は賃金の昂騰を企圖し遂に公同の事業をして徒に彼等が欲望の犠牲たらしむるが如きこと其例尠しとせず。就中之が敷設に伴ふ市區改正の事業の如きは到底一私人の能く其費に堪へ收支相償ふべきものにあらず。之に反して本市自ら此局に當らんか則ち是等の弊害は全然撤去し得るのみならず一面には本市主要の財源を作り將來大に自治體の義務たる土木衛生教育等の普及擴張を圖り一面には市民共通の利益を獲得して其負擔を軽減し本市百年の計畫益々其基礎を鞏固ならしむるや必せり。是本市が市街鐵道敷設權の允許を希望して止まざる所以なりとす。以上の理由により企畫設定準備の都合も有之候條前願至急御詮議相成度此段重て稟申候」也と稟申したのにも拘らず、同年十月十四日に至り遽に一轉して下の如き議案を市會に提出した。「東京市街鐵道布設出願人藤田重道外十四名より本市に對し別紙の通り請願を提出せり。依て本市は左の特別條件を付し申出の趣旨を認許するものとす」。斯の如く、松田市長がその方針を一變せられた重要な一理由は、小松原内務次官が市街電車の市營を許可せざる旨を漏された爲めと傳へられてゐるが、政府がかゝる方針を採つたのは東京市が依然單に市有を企圖するに止り、市有市營の斷行を躊躇したからである。^{註四}

^{註四} 政府は市有市營案をも拒否せんとしたのではなく、山縣總理大臣は東京市街鐵道市有期成同盟會有志に、「今日市町村の自治を許したる以上は市街鐵道の如きは市の自治體の事業として市自ら之を經營するは當然なりと信ず。特に市街鐵道のみならず電燈や瓦斯の如きも市の經營と致させたき希望なり。云々」と語られたといふことである。¹³⁾

明治三十九年の始め、東京電車鐵道、東京市街鐵道、東京電氣鐵道の三社がその共通乗車賃について物議を醸すや、電車市營の機運を生じ、同年三月十五日の市會は市營統一によつて、市民の利便を圖らんが爲め、市營の實現に

努力せんことを決議した。而してその後間もなく三社が合併して、東京鐵道會社が成立するに及んで、該運動は益々具體的となり、十月二十五日各區會議員の聯合秋季總會は電車の市有速成を期すること及び電燈、瓦斯を市有となすこと（但しその實行期日は宿題とする）等を決議し、又東京市會に於ける電車市有に關する調査委員は十一月二十二日市營を決定して、これを市參事會に報告した。

一方市理事者間に於ても電車市營の議が熟し、尾崎市長及び參事會員と東京鐵道株式會社重役との會見が重ねられ、その結果東京市軌道公債券面金六千七百五十萬圓を以て、會社所屬の營業及び資産全部を買収する協定が成立し四十年十二月十五日假契約を締結し、十八日の市會の可決と株主總會の決議を経て、四十一年一月六日その認可を内務大臣に申請し、同時に右契約に伴ふ事業讓渡願書を遞信大臣に提出した。然るに七月六日「詮議難相成」旨の主務大臣の通牒に接したので、市參事會は七月七日更に市營再願の決議をなし、東京鐵道會社に交渉したけれども、同社より不同意の回答があつた。内務省の該案却下の理由は世上傳ふるところによれば、第一、戦後内外の國債激増せる今日、巨額の市債を發行するは前者の價格に少からざる影響を及ぼすべきこと、第二、現在拂込資本三千七百餘萬圓に對してすら満足の利益配當をなし得ざるものを、殆んどその倍額六千七百五十萬圓にて買収するに於ては到底收支相償はずして東京市の財政に累を及ぼすべく、殊に東京市に於ては今後下水道、大博覽會、築港等種々の必要事業ありて、將來市債を起すべき場合多ければ、電車買収の爲めに、此の際巨額の市債を發行するは市の財政の爲めに不利益にして、加ふるに其の管理も困難なるべし、といふにあつた。

その後四十三年十月十五日閣議の節、東京鐵道市有問題が話題に上り、その結果後藤遞信大臣は翌日尾崎東京市

長をその官邸に招き、左の覺書を交附されたのである。

- 一、市營により市民の負擔を増加し又は市民交通の利便を減損せざる事。
- 一、買収及び未成線建設の爲め起したる公債は市街鐵道の収益を以て元利支拂を完了する事。
- 一、市有後の組織並經營に付具體的草案を以て綱領を定め提出する事。

こゝに於てか、尾崎市長は同日市參事會を開いてこの趣を報告すると同時に、市吏員に買収價格並に電氣局組織に關する機關の調査を命じ、又東京鐵道會社の重役と交渉したのであつたが、會社は買収價格五千八百萬圓にては應じ難き旨の決議をなし、不調に終つた。

然るに同年十二月東京鐵道會社が未成線の工事遅延の爲め、特許の喪失せんとするものに對し、その延期方を出願するや、内務、遞信兩大臣はその許否につき精細なる調査を遂げた結果、未成線の完成及び車輛の修理、改善は到底營利會社の能くすべきところにあらざるを察し、四十四年六月二十七日尾崎市長を内務大臣官邸に招き、電车市營の意嚮を確めた後、東京鐵道會社に命ずべき總ての改良及び未成線の速成を條件として、左の諸件を示した。

- 一、買収價格は明治四十二年五月三十一日に於ける買収價格を市公債五分利付若干と假定し、之に爾後買収の日に至るまでの建設費並に貯藏品の價格を加へたる額を最高限度とする事。
- 二、會社所有の現金は引繼がざる事。
- 三、買収代價は相當の換算により現金を以て支拂ふものとし、現金交付の時期は買収の日より一年以内とす。但買収の日より現金交付の日迄は買収金額に年五朱の利子を付するものとす。

四、電氣及之に關聯する事業經營の爲め市一般の會計と分離して特別會計を設置すべき事。

五、市有後の組織並に經營に付具體的草案を以て綱領を定め提出する事。

明治四十四年六月二十七日突如内務大臣平田東助氏が尾崎東京市長を招いて、後藤遞相、若槻大藏次官列席の上、電车市營の意向を叩いた表面の理由は、既述の通りであるが、なほ他に重大なる理由が潜在してゐたことは注意に値する。明治四十四年七月八日の東京經濟雜誌はこの間の事情を次の如く説明して居る。

「後藤遞信大臣は東鐵の買収は數年來の懸案たるを以て、之に解決の方針を與へたるに過ぎずと云ふと雖、市營に移して未成線を早く完成せしめ、線路及び車體を改良せしむること、買収資金を外資に仰ぎ一は在外正貨の缺乏を補充し、一は資金を内地に散布して、株式市場の不振を恢復せしむるとは、其二大目的たるが如し。……政府が自治體を玩弄するも亦甚しからずや。」

更に東京市財務局主計課編「東京市財政史略稿」第參輯は、この點について次の如く説明してゐる。

「西園寺内閣に代つてその局に當つた桂内閣は、財政緊縮を標榜して、極度のデフレーション政策を採用した結果、財界の狀況は必ずしも好轉しなかつたにもせよ、兎も角も之に伴ふ物價の低落は貿易尻を改善するに至ると共に、更にその効果は金融の上にも現はれ、金利は漸く落勢を示すに至つたのである。偶々明治四十三年、政府は同年中に償還期限の到來する五分利國債五億一千餘萬圓を借替ふる必要に迫られ、この低金利情勢に順應して、之を四分利に借替ふることとし、同年二月三月の兩回に互り、二億圓の内債を募つたが、第二回分は成績不良にして、百万苦心の結果、漸く豫定の募集高に達せしめることを得る有様であつた。爰に於て、政府は内國債に見切をつ

け、外債を募集することとし、英貨債一千一百万磅、佛貨債四億四千万法を募集し、この手取額は二億五千六百万圓を越えたのである。斯の如き巨額の外資輸入は、デフレーション政策の方向に逆進するものであり、果して物價は騰貴し、國際收支は再度逆調に轉じ、政府は又絶えざる正貨の流出に苦しむに至つたのである。然しながら、政府も日本銀行も、再び強くデフレーション政策を採用することに依つて、この形勢を訂正する勇氣も無ければ、政府自ら外資を輸入して、正貨を補充するの口實を見出し難かつた。従つて政府は地方團體に外債募集計畫があれば、暗に之を勸奨し援助を與へ、辛くも減少する正貨を補充する工作を樹てたのであつた。本市電氣事業買収に際し、條件としてこれが事業財源を外債に求むることを慫慂した政府の意圖する所は、實に財政々策の彌縫を圖らんとするこの正貨補充工作に在つたのである。

平井良成氏もこれを認めると同時に、「斯ういふ場合には跡の始末をどうするか、どうすれば一體市町村が巧く立行くかといふことに迄政府は親切に考へて、其の方法を備へて始めて國家の犠牲にさせても宜しい、國家を援助する途を採らしても宜しいと思ひますが、そこ迄考へずして、唯無條件に斯ういふことをさすのは、どんなものでせうか」といはれてゐる。¹⁴⁾

尾崎市長は二十八日及び二十九日の兩日間政府當局と數回往復の結果、前記箇條中貯藏物品は明治四十二年五月三十一日以降増加したるものはこれを加算し、減少したるものはこれを控除すべきこと、建設費は實費支辨とし、加工費として割増をなさざることを、買収價格の公債換算率は九十八圓までとすること等の趣意なることを確め、六月三十日臨時市參事會を召集して既述の結果を報告し、協議の末、市長助役の外五名の市有調査兼交渉委員を置くこと

を決し、七月一日より市の交渉委員と東京鐵道會社との間に公式の買収交渉を開始し、折衝談判の後、總額六千四百十六萬五千五百十八圓を以て買収することとし、同月五日兩者の間に假契約が締結された。該契約は同月八日の市會に提出して委員附託となり、委員は審議の末總額より二十五萬圓を減額することに決し、會社の承諾を得、翌九日市會を開いてこれを可決したのである。次で七月十二日市參事會は引續準備及び外債募集の件等について協議し、市營準備委員を選任した。一方東京鐵道株式會社側にあつては、同月二十四日臨時株主總會を開いて、明治四十四年七月三十日限り會社を解散すること、會社讓渡の假契約を承認すること及び清算人の選任等を議決して、その總會承認の旨を届出、市參事會は即日これを承認し、市長と會社々長との連署を以て、府知事並に警視總監を經由して内閣總理大臣、逓信大臣及び内務大臣に向つて買収認可の申請をなした。これに對し三十一日附を以て、運輸事業については内閣總理大臣及び内務大臣より、又電氣事業については逓信大臣より夫々許可の指令が交附されたのである。¹⁵⁾

明治三十八年京都市部會は、市内國縣道の狹隘なるは市の發達を阻止するものなりとなし、これが擴張を府知事に建議した。こゝに於て大森京都市知事は京都市と交渉するところがあり、その結果該事業は市が直接經營することに決し、これが端緒として調査委員會を設置した。而して大森府知事を委員長に推し、中山京都市内務部長、高木同警察部長、石田同土木課長及び府參事會員林長次郎、渡邊昭、山下好道の三氏を府委員に、西郷市長、河村市助役、井上同土木課長及び市參事會員雨森菊次郎、柴田彌兵衛、石田晋吉の三氏を市の委員に擧げ、田邊博士を顧問に囑託した。

15) 既掲の文獻の外以上主として「東京電氣局十年略史」、「東京市電氣局略史考」、市政検査委員會「市電氣事業検査資料」電燈編及電車編、加藤木重敬 既掲書、「明治運輸史」、「東京市會史」
「照軒田口卯吉全集」による

14) 「自治座談」 經緯編一五一乃至一五二頁

先づ該事業の財源は公債によることとし、その償還は擴張路面に市營電鐵を敷設し、これによつて生ずる利益金を以てこれに充當すべきことに決し、次で中山部長、河村助役、石田、井上兩課長及び田邊顧問に線路の選擇及び工費豫算の調査を託した。而して上記五氏は實地踏査の結果、道路擴張及び電鐵敷設の總費額を千五百萬圓と報告したのである。然るに、市長は今後京都市の經營すべき事業は獨り道路に止らず、上水あり下水あり、更に第二琵琶湖疏水工事あり、今道路のみに千五百萬圓の巨費を投じなば、他の事業を如何せんと主張したので、委員は更に調査を重ね、道路擴張及び電氣鐵道敷設費を千九百六十萬圓、上水道費を三百萬圓、第二疏水費を三百七十八萬圓となし、而して第二疏水竣工後はこれを利用して市街電燈を全部市營に歸せしめる爲め、現在の私營電燈會社を買収する方針を立て、これが費用三百五十萬圓を加へ、合計二千九百八十八萬圓を計上した。市長はこの報告に基き、更に河村助役に左の三案を授けて、調査を命じた。

一、道路擴張軌道敷設これに上水、疏水の兩事業を加へ、これによつて得るところの利益を以て元資金を償却すれば、幾何の歳月を要するや。

二、上記三事業に加ふるに私營電燈會社買收費を以てせば如何。

三、上記四事業に加ふるに私營電鐵會社買收費を以てせば如何。

河村助役は以上三案に對し、各々細密なる調査を爲したが、結局市長は第一案を採り、これを府知事に内申し、市は京都電氣鐵道株式會社を買收して交通機關の統一を圖らんとし、數次交渉を遂げたけれども、買收價格について兩者の意見が一致せず、遂に市は交渉を絶ち、當初の計畫を遂行することとしたのである。——その同意を得た

ので、更に内務、大藏兩省に内申し、明治三十九年十二月二十一日これを市會に提出した。市會は調査の爲め多數の日子を費し、四十年三月六日に至り漸くこれを可決した。こゝに於てか、西郷市長は道路擴張部を組織して職員を置き、線路の測量、起業の申請をなし、四十一年二月十三日に内務大臣の許可を得た。然るに當時財界は不況に陥り、資金の調達に成功しなかつたので、四十一年三月末日專任者を罷め、市吏員をしてこれを兼務せしめたけれども、四十二年十一月に至り、外資の借款が成立した爲め、同月十五日再び道路擴張部を置いて、市長自ら部長を兼ね、理事、技師以下專任吏員を置き、大いに諸般の事務を進めたのである。

斯くて四十四年八月十三日工事に着手し、四十五年六月十一日坦々たる新道に初めて電車の運轉を開始し、その後引續き竣工せる部分より順次開通を行ひ、大正二年八月三十一日第一期計畫線路全部を完成したのである。¹⁶⁾

市營企業特別會計制度は水道事業に於て市營企業の成立と同時に創設されたが、市街電車企業に於てもそれは市營企業の成立と同時に設定されて居る。即ち大阪市の市街電車企業については、明治三十五年に電氣鐵道費なる特別經濟が設定され、三十七年には第一電氣鐵道費及び第二電氣鐵道費が各々特別經濟とせられた。¹⁷⁾ 注五。 注五。 注五。 經營に關する事務は始め工務課の主管に屬してゐたが、明治三十八年四月廳達第二號を以て同課に電氣鐵道係が置かれ、次で三十九年二月に至り、廳達第一號を以て新に電氣鐵道課が設けられた。その後四十四年二月二十八日廳達第二號を以て市役所事務章程が改正され、電氣鐵道部が新設されたが、當時部制が實施されてゐたのは電氣鐵道部のみである。

註五 大阪市の從來から特別會計設置に當つて單に歳入出豫算によつてこれを定めるのに止り、別段の規定を設け、市會の議決を

16) 以上主として「京都市營電氣事業沿革誌」第二篇による

17) 「大阪市財政要覽」昭和十年度一四六頁、「明治大正大阪市史」第四卷四四三頁以下

經る手續を執つてゐない。大正十一年五月十日告示第四十八號大阪市會計規程第二條はこの慣習を制度化して、「特別會計の設置は歳入出豫算若しくは其の他の市會議決に依り之を定む」と規定してゐる。

同年十二月二十七日には更に大阪市條例第五號を以て「市參與設置に關する條例」が設定され、左の如く定められてゐる。

「本市會に於て市參與設置に關する條例を議決し市制第六十五條に依り内務大臣の許可を受け左の通り相定む。

本市に市參與一名を置き電氣軌道經營に關する事業を擔任せしむ。」

續いて明治四十五年三月二十五日市條例第一號を以て「副収入役設置に關する條例」が定められたが、その内容は次の如くである。

「本市に於て副収入役設置に關する條例を議決し、市制第六十五條に依り内務大臣の許可を受け左の通り相定む。

本市に副収入役一人を置く。¹⁸⁾」

東京市に於ても市營開始と同時に特別會計が設定せられた。即ち明治四十四年十月十三日制定の東京市電氣事業會計條例は次の如く規定してゐる。

第一條 電氣事業を經營する爲め之に要したる買収資金並に將來投資する金額を以て資本とし特別會計を設置す。

第二條 電氣事業は其収入を以て事業經營費本會計に屬する市債の利子、市債諸費、減損補填金を支辨し及本會計に屬する市債の償還に充つ。

特許命令に依り負擔する道路橋梁及横切下水の修繕掃除撤水除雪の費用は前項の事業經營費中に包含す。

18) 以上主として「大阪市營電氣軌道沿革誌」による

第三條 本會計の収入は前條支出の外其一部を普通會計に編入することを得。

第四條 市區改正事業として軌道を敷設すべき道路の擴築を爲す場合に於て特許命令の幅員制限を充たす迄の擴築に要する費用の半額は本會計より支辨す。

橋梁の改築費に關しては前項の規定を準用す。

附 則

第五條 本條例は發布の日より之を施行す。

その後大正元年に電氣事業工場勘定及び貯藏物品費をも特別經濟とし、大正四年には電氣供給事業經濟の分離獨立を見、大正五年に電氣事業減債金經濟が新設された。

東京市營市街電氣企業が特別會計とせられたのは特殊の理由が存することは留意に値する。即ち明治四十四年六月二十七日尾崎東京市長を内務大臣官邸に招いた際、政府の提出せる條件中に、「電氣及之に關聯する事業經營の爲め、市の一般の會計と分離して特別會計を設置すべき事」の一項が包含されてゐたことは、嚮に一言した如くである。これによつて政府も公企業會計については一般行政事務とは異なる特殊の考慮を必要とすることを、不完全ながら認めてゐたことが推察されるのである。

他面市營開始と同時に、明治四十四年八月一日東京市條例第三號として、東京市電氣局條例が制定されてゐる。即ち次の通りである。

第一條 電車、電燈其他電氣に關聯する事務を掌理せしむる爲電氣局を置く。

第二條 電氣局に局長及理事其他必要の吏員を置く。

第三條 局長は市参事會の命を受け一切の局務を總理し局員を指揮監督す。

附 則

第四條 本條例は發布の日より之を施行す。

なほ大正二年二月四日に至り條例第四號東京市參與條例が發布され、左の如く規定された。

第一條 市の經營する左の事業を擔任せしむる爲市參與を置く。

一、養 育 院

一、電 氣 事 業

前項電氣事業を擔任する市參與は當分の内之を置かざることを得。

第二條 市參與の定数は前條の事業に付各一人とし其の任期は四年とす。

第三條 電氣事業を擔任する市參與は有給とす。

而して同年告示第十二號を以て「電氣事業を擔任する市參與は電氣局長とす」と規定されたのである。又同年二月四日條例第五號を以て東京市副収入役に關する條例が發布されて居る。¹⁹⁾

京都市に於ても電氣軌道事業經濟は明治四十四年度より特別會計とせられてゐる。²⁰⁾ 他面四十五年一月四日京都市電氣軌道事務所が設置され、大正三年八月八日に至り、電氣軌道事務所、水利事務所及び水道事務所が廢されて、新に事業部が置かれた。²¹⁾ なほ大正六年八月十日の京都市參與條例の内容は次の如くである。

19) 以上主として「東京市電氣局概要」、「市電氣事業検査資料」による

20) 「京都市財政要覽」昭和八年度六五頁

21) 「京都市營電氣事業沿革誌」

第一條 本市は水利水道事業及電氣軌道經營に關する事務を擔當せしむる爲有給市參與一名を置く。

第二條 有給市參與の任期は四年とす。

電氣供給事業は電氣鐵道事業よりも早く發達したけれども、市營企業は後者に於て早く成立を見た。そのみならず公益企業の市營化は水道事業を除けば市街電車事業に於て最も早く問題となつたのである。蓋し市街電車事業は公益企業中水道事業を除き都市政策上最も重要な地位を占めてゐるのみならず、市民の關心を惹き易いからである。なほ市街電車事業の市營化を容易ならしめたものとして、他にも重要な原因が存したことを看過してはならぬ。

三宅馨氏は明治三十九年九月十五日發行のその著「都市？」に於て、「市街鐵道は其の性質に於て之を市の直接經營と爲すを必要とし、且つ瓦斯事業又は電燈事業に於けると異なり之を市營と爲すは報償條件の下に之を私設會社の經營に委するに比して遙かに利益なりとす」と述べられてゐるが、市街電車企業の市營が比較的容易にして且つ有利なることが、大阪市に於て實證されるや、副次的目的ながら、大阪市、東京市及び京都市が財源獲得の爲め、市街電車企業を經營せんとしたことは既述の如くである。この企ては大阪市に於ては美事成功したけれども、東京市及び京都市に於ては失敗に終つた。然し、それは市街電車企業の經營が必ずしも有利ならざる爲めではなくて、他に重要な理由があつた。即ち京都市に於ては既存私企業と競争的地位に立つた爲めであり、東京市に於ては市街電車事業それ自體は獨占企業であつたけれども、その収益を確實ならしめんが爲め兼營せる電氣供給企業が競争企業たりし爲め、豫期に反した結果に終つたのである。なほ東京市電が早くから政治問題に供せられたことも、

悪結果を齎したのである。

前述の事實は市營企業は當時漸く具體化しつゝあつた公益企業政策の一面相として發達したのであるが、當時の公益企業政策は未だ素朴の域を脱しなかつたことを物語つてゐる。このことは市營企業の發達と相前後して發達した報償契約に於ても看取し得るところである。

單に形式的に見れば、大阪市營市街電車企業の成立は明治三十六年九月十二日であるけれども、大阪市營市街電車が市街電車の實質を具備するやうになつたのは、明治四十一年八月一日及び十一月一日を以て第二期線の大部分の運輸を開始した後のことである。故にこの時を以て大阪市營市街電車企業の成立とするも、それは瓦斯事業、電氣供給事業及び市街電車事業中我國最初の市營企業なのである。東京及び京都に於ける市營市街電車企業の成立は後述の如く、瓦斯事業並に電氣供給事業に於ける市營企業の成立と殆んど時を同じくして居る。但し東京市營市街電車企業の成立は政府の命令に基いたのであつて、市の積極的自治活動の現れと認めることは出来ない。我國に於て市營企業が成立すると勿々、部分的ながら政府のこれに對する積極的干渉が加へられてゐることは、特記を要する。尾崎市長が市營化を決心された理由も特殊のものであつた。即ち氏はその自叙傳に於て、次のやうに述べられて居る。

「元來當時の電車會社は、星派の殘黨が、市會を操縱する手品の種箱であつた。中略、市政腐敗の最大原因は、此處に在つたのだ。私は此手品の種箱を取上げてしまはなければならぬと考へた。これに對し、星派の殘黨達は多少高く買上げられても、賣つて了へば、それまでで、これを手品に使ふことは出来ないから、強く反對した。それなのに、世間では、私が彼等の手先になつて、電鐵買上げを策したかの如く信じてゐるのだから、世の中は實に不

思議なものである。それに政府も其一派の宣傳に乗つて、私の計畫した電車市有案には、何時も耳を傾けなかつた。然るに前にも述べた通り、政府は在外正貨の涸渇で、其補充に苦心してゐた折柄、私が外債に依る市電買上げを計畫したものだから、目的は違つたけれども、外債を要求する點だけは一致し、政府も遂に私の案を援助して呉れたのだ。中略、此價格は高すぎるといふ説もあり、私自身も、餘り廉い買物とは、思はなかつたが、少し位の安い高いで、此計畫が全然不成立になつて了へば、東京市は彼等一派に掌握されて、手も足も出なくなる。斯く考へたから、斷然電車を買収し、彼等の勢力を打破することにした。²⁰⁾」

我國に於ける市營企業の發達が市債の方面から制限を受けたことは、既に指摘して置いたが、このことは市營市街電車事業に於ても看取し得るのである。我國に於ける市營企業の發達を妨げたものには、他にも特殊の事情が存する。即ち、早くより都市は營利事業を爲すことを得るや否やが問題とせられ、政府はこれに對して消極的態度を採つた。それは甚だ形式的のものであつて、實際とは稍々遊離してゐた傾きがあるが、而もなほ市營企業の發達に積極的ならずとするも、少くとも消極的に障害となつたのであつて、三宅馨氏も前掲書に於て「都市經營に伴う疑問」の一として、この問題を取上げられてゐる。この障害を免れ得たのは公益企業中水道事業あるのみである。

22) 「馨堂自傳」二五三乃至二五五頁

第六章 市營電氣供給企業の成立

我國に於て電氣供給企業の成立を見たのは、明治二十年十一月二十九日東京電燈會社が一般需用家に對し送電を開始せるを嚆矢とするから、それは市制實施以前のことと屬する。然しながら、電氣供給事業は水道事業及び瓦斯事業と異つて、容易に私企業の對象となり得たから、市制町村制實施以前に公營電氣供給事業の成立を見なかつたのみならず、市營企業は公營電氣供給企業の先驅をなしてゐるのである。

明治十五年三月十八日矢嶋作郎、原六郎、大倉喜八郎、三野村利助、柏村信、蜂須賀茂韶の六氏は連署して東京府廳を通じ、時の内務卿山田顯義氏に對し、資本金二十萬圓より成る東京電燈會社の設立を出願した。當時恰も横山孫一郎及び大倉喜八郎兩氏は米國ブラッシュ電氣商會の勧めによつて、別に電燈會社を設立し、東京市街に孤光燈を供給する計畫を進めてゐたが、明治十五年七月二派の合同を見た。こゝに於てか、更に發起人中益田孝、横山孫一郎、喜谷市郎右衛門の三氏を加へ、九名連署を以て、同年十二月資本金二十萬圓の東京電燈會社の設立を改めて東京府知事に出席し、十六年二月十五日東京府知事芳川顯正氏の名により、創立許可の指令を受けた。而して十九年七月五日に開業、二十年十一月二十九日より架空電線による電燈供給を開始したのである。なほ同社が電力供給を開始したのは二十三年十一月であるが、これも我國に於ける電力供給の濫觴をなしてゐる。同社の株式公募が容易に進捗しなかつたことは、後述の事實と對照し、留意に値する。¹⁾

1) 以上主として「東京電燈株式會社開業五十年史」に據る

新興の東京電燈會社が短日月を以て既設瓦斯會社の供給區域を侵して、著しく需要を増加し、將に優越の地位を占めんとするの形勢を示したことは、時恰も明治二十一、二年の經濟界の大好況に際し、世を擧げて企業熱が旺盛を極めたことと相俟つて、電燈會社の簇生を誘致した。即ち次表の如くである。²⁾——大阪電燈會社の設立に際しては、資本金の半額を弘く有志者に募つたのであるが、應募者二百二十餘名を得、忽ちにして滿株となる盛況であつた。⁴⁾又横濱共同電燈會社の創立に當つては、總株數六千株の内一千八百株を發起人にて引受け、四千二百株を公募したが、その應募株數は二萬七千六百三十三株の多きに達した。⁵⁾

社名	開業年月日
神戸電燈會社	明治二十一年九月
大阪電燈會社	同 二十二年五月
京都電燈會社	同 二十二年七月
名古屋電燈會社	同 二十二年十二月
品川電燈會社	同 二十三年四月
横濱共同電燈會社	同 二十三年十月
深川電燈會社	同 二十三年十二月
熊本電燈會社	同 二十四年七月
帝國電燈會社	同 二十四年七月

2) 「大阪電燈株式會社沿革史」一頁

3) 岩垂邦彦「電燈一斑」附表、萩原古藤「電氣の供給と料金問題」に據る

4) 「大阪電燈株式會社沿革史」六頁

5) 「横濱電氣株式會社沿革史」二頁

北海道 電燈會社 同 二十四年十一月

斯くて明治二十五年末には電燈會社数は十一を算し、總資本金二百四十七萬七千二百五十圓に達し、電燈需要家七千三百三十三戸、この取付燈数は三萬五千六百四十七燈に昇り、一戸當り平均は五燈を示した。然し當時は官衙、事務所等の取付が比較的多く、電燈料金は石油燈に比し割高であつたから、家庭用としては上流家庭の利用を滿すに過ぎなかつた。⁶⁾

火力電氣事業の成立後間もなく日清戰役に遭遇し、財界は不景氣に轉入したのにも拘らず、戰時中新に電氣事業を開始せるもの十五を數へ、戰後一般商工業の勃興を見るに至り、斯業も愈々發展し、明治三十年末には全國の電燈事業總數は三十九に達した。然し三十年末一般財界が戰後景氣の反動により沈衰するや、電燈事業も亦その大勢に抗することが出来なかつた。今當時の電燈點火状態を示せば、左表の通りである。

年次	全國の需用家數	全國の取付燈數	需用家一戸當平均燈數
明治二八年	一〇、一四九戸	八八、八五四	四個
同 二九年	二二、〇六四	一〇六、三〇六	約五
同 三〇年	二九、七〇一	一四〇、六八三	五
同 三一年	三三、四八五	一五九、六八九	約五
同 三二年	三六、七八八	一八三、四一三	五
同 三三年	四三、二七二	二一七、二七三	五

6) 「土佐電氣沿革小史」九頁

右の如く需用家數並に燈數は戰後著しく増加したけれども、需用家一戸當り平均燈數が相變らず五燈の多きを維持したことは、重要な意義を有してゐる。即ち當時電燈料金はなほ割高で、石油燈を凌駕することを得ず、従つて需要が中流以下に普及してゐなかつたのである。⁷⁾

なほ「大阪電燈株式會社沿革史」は、「日清戰役後、我邦は戰捷の爲、一般に好景氣を呈し、價金の流入等により物價昂騰停止する所を知らず、會社も亦前後三回に涉り料金値上斷行の已むなきに至りし爲、一時需要の増加を阻止するところありしが、次で起りし石油市價の昂騰は、需要の大勢を一變し、……明治三十六年上半年は一躍増燈一萬五千餘燈を算するに至り、之より續々石油燈を廢すの風を生じたり。」と記してゐる。この最後の部分の説明は、然しながら、大都市の趨勢に止り、全國的には明治年代に於ては、石油燈の使用はなほ普遍的であつた。即ち、中谷弘吉氏は澁澤榮一撰「明治商工史」所收論文「電氣事業」に於て、「四十一年末に於ける我國現住戸數九、二三九、八一三戸の内電燈需用家三一、九〇二、九戸、瓦斯燈需用家九七、七六四戸、計四一、六六九三戸を除きたる八二三、〇二〇戸は殆んど石油燈需用家と推測することを得べし」と述べてゐられる。

「明治工業史」電氣篇は技術的見地から、我國に於ける電氣事業發達の過程を、第一期、明治二十年より明治三十二年に至る市内配電時代、第二期、明治三十二年より明治四十年に至る近距離送電時代、第三期、明治四十年より大正三年に至る遠距離送電時代に分けて居り、澁澤元治博士もその著「電力問題講話」に於てこの分類を支持し、市内配電時代（明治二十年より同三十二年に至る）、近距離送電時代（明治三十二年より同四十年に至る）、遠距離送電時代（明治四十年より大正三年に至る）、大送電網建設時代（大正三年より大正末年に至る）の時代分けを試

7) 東洋經濟新報社「本邦重要事業史」一三〇乃至一三一頁、加藤木重敬「日本電氣事業發達史」前編四七〇乃至四七一頁及六七八乃至六八一頁

みられてゐるが、経済的に見ても、明治三十一、二年頃を以て一期を劃することが出来るのである。若尾璋八氏は次の如き時代分をなしてゐられる。⁸⁾

第一期	創業時代	明治十九年より同三十一年迄
第二期	成長時代	明治三十二年より同三十九年迄
第三期	飛躍時代	明治四十年より大正十五年迄

従つて當時に於ては電気供給事業は市民一般の生活必需物の供給を本旨とする市営企業の対象たり難かつたのである。明治二十五年京都市が電気供給企業の経営を開始し、水力電気企業の先驅をなしたのは、全く特殊の事情に基づくのである。即ち明治十四年北垣國道氏が京都府知事として赴任するや、都下の状況日を逐うて衰微に赴き、千年の舊都もその盛観今や見るべきものなきを慨嘆し、これが挽回復興の策を建てんとしたけれども、地形頗る便ならず、昔山河襟帯自然の域たるを誇つた京洛も、都市の盛衰一に商工業の發達如何にかゝる時勢に至つては、徒に舊習を墨守するときは益々萎微衰頹を甚しくするに過ぎないのに鑑み、遂に一大英斷を以て、琵琶湖より疏水を開鑿する大事業を計畫し、この水利によつて工業を興し、舟楫の便を開き、その他灌漑に、防火に、保健衛生に、大いに諸般の公益を興し、京都市繁榮の源泉をこれに求めんとした。然るに明治二十一年米國に於ける水力使用状況並に水力電氣の視察に赴きし田邊朝郎、高木文平の諸氏が翌年歸朝して、水力電氣の有利なることを齎したので、當初の計畫の一部を變更して、水力發電所を建設することとなつたのである。水力電氣事業を興すに當つて、これを直接市の事業とすべきや、又は他の電燈會社等と特約を結び、工事並に電力販賣を共に委託すべきや否やにつき、議論が關

8) 同 氏「電氣事業發達史」實業の世界社「明治大正史」(7) 産業篇 所收

はされたのであるが、明治二十二年十二月十二日最終の會合に於て、市の事業となすべきことが確定された。斯くて明治二十四年九月二十一日電氣事業開始願を府知事宛に提出し、二十五年一月十三日に許可を得た。但し事實電氣供給を開始したのは二十四年十一月であつた。なほ發電工事は二十五年一月事業開始後も引續き繼續事業として着工、その歩を進め、三十年五月に至り、略々その事業が完成を告げたのである。

市營企業特別會計制度は電氣供給企業に於ても、市營企業の成立後間もなく設定されたのであつて、明治二十七年三月二十八日附の京都市公告第三十一號は次の如く規定して居る。

「疏水運河水利事業を特別經濟として處理する件市會の議決を取り左の通相定む。

本市疏水運河水利事業の經費は特別經濟とし左の各項に依り之を處理するものとす。

第一項 水利事業に屬する經費は水利事務所費運河修繕費水量觀測費大津飲料水補給費並に水力電動力を利用する爲め要せし資金の利子等とす。

第二項 前項の經費は運河水力電動力の三使用條例に依る使用料並に水利事業に關する一切の雜收入を以て之に充つ。

第三項 水利事業終局の目的（豫定の疏通水量全部を利用するまで）を達する迄は收支計算の剩餘金を事業擴張の資金に充用す。

第四項 需用供給の必要より事業の擴張を要するときは前項剩餘金の外市公債若くは他の方法を以て資金を募集することを得。

第五項 水利事業終局に達せし後は收支残金即純益金十分の七を第一項第四項の資金償還に充て十分の三を維持金（家屋並に諸器械鐵管電線電柱等の修築及購入費）とし餘裕あれば之を積立つるものとす。

但本項の積立金は事業終局迄に要せし資金總額に達するを以て限度とす。

第六項 前項資金の償還を完了せし後は純益金十分の七を本市普通經濟に收入す。

但前項の積立金其限度に達せしときは純益金の全部を本市普通經濟に收入するものとす。

第七項 水利事業の經費收支不足を生じたるときは其不足額に對し其年度に於て本市普通經濟より之れを補助す。なほ二十二年八月疏水工事竣成後、水利及び運河修繕に關する事務の爲め、疏水事務所の外に水利事務所を設けんとしたけれども、營利事業として、純然たる役所を設けるのは法條に觸れるとて、否決せられてゐる。

明治二十四年十一月京都市が電氣供給事業を開始するや、發電能力が小なる爲め、供給區域に制限を設け、僅に蹴上發電所より二十町以内の需用家に送電したのに過ぎないが、設備の擴張に伴ひ、翌年六月供給區域の制限を撤廢して上下兩京區全般の需用に應ずるに至つた。他面、事業開始當時は單に動力を供給するのを目的としてゐたけれども、二十五年始めて電燈使用を認め、十六燭光十個を以て一馬力と看做した。但し動力供給を主眼としてゐたのであつて、電燈を動力より分離せる最初の規定が設けられたのは、明治三十四年の改正に於てである。⁹⁾

上述せしところによつて明かな如く、京都市營電氣供給企業は北垣京都府知事の發起に屬する水利事業の附帶事業として、開始されたのに過ぎないのみならず、明治三十一年九月三十日までには明治二十二年三月二十三日法律第十二號「市制中東京市、京都市、大阪市に特例を設くるの件」により、京都市に特別市制が布かれてゐたのであつ

9) 以上主として「京都市營電氣事業沿革誌」、山村忠行「京都市電氣使用料の推移と現狀」全國都市問題會議會報特別第五回總會文獻1研究報告「都市の公益企業」所收に據る

て、京都市電氣供給企業を以て市の積極的自治活動の現れと認め難いのである。

京都市が水力電氣事業の經營に成功するや、各地に水力電氣事業が勃興した。即ち左記の如くである。¹⁰⁾

社名	開業年月日	出力キロワット
箱根湯本箱根電燈所	明治二十五年六月	二〇
日光電力會社	同 二十六年九月	三〇
豊橋電燈會社	同 二十七年三月	一五
前橋電燈會社	同 二十七年五月	五〇
桐生電燈會社	同 二十七年五月	五〇
仙臺電燈會社	同 二十七年七月	三〇
福島電燈會社	同 二十八年十一月	六〇

但しこれ等は孰れも小規模のものに過ぎなかつたのみならず、當該市町村内に供給するのに止つた。明治三十二年郡山並に廣島に於ける約十數哩の近距離送電事業が成功するに及んで、各地に水力電氣の近距離送電が盛んに行はれるに至り、更に明治四十年十二月東京電燈會社の駒橋發電所が竣功したのを境として、長距離送電時代に入つたのである。

日清戰役中並に戰後の炭價昂騰の結果、火力電氣會社の料金値上を斷行するものが漸次増加したが、それは水力電氣企業興起の機運を急激に助成したのである。日露戰役前後に於て電燈、電力の需用は著しく増加したが、就中

10) 「明治工業史」電氣篇 三三四頁

水力電気企業の發達は目覺しいものがあつた。蓋し、火力電気よりも水力電気が經營上有利なることが明かにされたからである。四十一年の反動襲來後電気事業一般は整理期に達著したけれども、この間にあつても、水力電気事業のみは益々その發展の基礎を作つたのである。

水力電気の發達は電気料金低減化の重要な要素を構成してゐる。¹¹⁾——明治四十三年七月十五日發行の「電氣の友」は曰く、「近時電気事業の發達に伴ひ電氣技術の進歩亦之に稱ふるものあり。従て比較的低廉なる料金を以て一般の需用に満足を與ふるに至れるは洵に欣賀すべき所なりとす。今之を具體的に説明せむに三年前に於ては平均十燭電燈料水力七十六錢、火力一圓三十五錢なりしが現下に於ては水力六十七錢、火力一圓十八錢に低下し一馬力電力料金水力七圓七十四錢は七圓六錢に、火力十五圓十四錢は十四圓三十三錢に低下せるが如し。而して火力料金の水力料金に比し著しく高額なるは營業費の大部を發電費に占めらるゝを以て其主因とすと雖尙他に一因の有て存するあり。即ち火力事業の多數は既設事業者にして在來の料金額を固守して變ぜず之が需用家も亦敢て料金支拂に苦情を唱へざるにあり。是れ獨占的傾向ある本事業にありては自ら免る可からざる事に屬す。然るに輓近水力電気事業異常の進歩に伴ひ之が料金亦著しく低廉ならむとす」と。——而して料金の低減化が電氣の需要の普遍化を招來したことはいふまでもない。斯くて電氣供給企業は公益企業化するに至つた。¹²⁾明治四十四年三月法律第五十五號を以て電氣事業法が公布された事實は、この意味に於て重要な意義を有するのである。

かゝる背景の下に於て、明治四十四年三月一日静岡市は静岡電燈株式會社を買收して、電氣供給企業の經營を開始し、續いて同年四月大阪市が市營電氣軌道事業の附帶事業として電力供給事業の兼營を開始し、¹³⁾同七月には仙臺

11) 土方成美「日本經濟研究」上巻 二二一頁

12) 拙著「公益企業會計」第一編第一章

13) 「大阪市營電氣軌道沿革誌」

市が仙臺電力株式會社を買收し、¹⁶⁾更に翌八月には東京市が東京鐵道株式會社を買收したが、その際その附帶事業たる電氣供給事業をも買收したのである。¹⁷⁾これより先き、明知町(電燈電力)は明治四十一年五月十二日に、伊香保町(電燈)は同四十二年八月十三日に、¹⁸⁾酒田町(電燈電力)は四十一年十一月十三日に、¹⁹⁾又高知縣(電燈電力)は四十二年二月十一日に夫々電氣供給事業を開業し、四十四年には、十二月一日に新庄町が電燈電力の供給を新に開始し、須賀川町は同月二十日に須賀川電氣株式會社の事業譲受けの許可を得、²¹⁾翌四十五年一月一日に開業した。²²⁾

註一 こゝでは一般需要者に對する供給を開始した年月を採つたが、開業は四十四年一月二十日であり、始めて大阪電燈株式會社に對し動力を供給したのは、四十二年三月二十四日であつた。

東京市長尾崎行雄氏は明治四十四年十二月十五日の市會に於て、「元來電燈は餘程有利なるものだ」と云ふことを初から算の中に置いたのであります」と述べられてゐるが、當時電氣會社は孰れも相當の利益を擧げ、その配當率もなかなかよかつた。例へば「本邦重要事業史」に據れば、明治四十一年度の決算に於て、主なる六十二社中株主配當が一割未満のものは九社に過ぎず、一割以上のものが全會社數の八割五分を占め、その中一割四分以上の會社が十四を算した。又土方成美博士は、その著「日本經濟の研究」下巻に於て、明治四十年以後の電氣事業収益率を紹介して居られるが、それによると、明治四十年より四十四年に至る間の數字は夫々一五・八、一五・二、一五・九、一四・八、一〇・八である。

抑も静岡市に於ては明治二十二年市制施行以來教育、衛生、勸業その他各般の事業に着々改善發達を企畫して來たが、道路、上、下水道を始め、積極的事業が甚だ多いのものにも拘らず、その財源としては、市稅賦課によるの外特別な

14) 「電燈市營の十年」一頁

15) 「大阪市營電氣軌道要領」

16) 「仙臺市電氣事業市營迄ノ沿革」

17) 市政検査委員會「市電氣事業検査資料」電燈編、「東京市電氣局概要」、東京市電氣局「創業二十年史」、「東京市電氣局略史考」、東京市電氣局十年略史」

る財源の見るべきものなく、常に財源探求に腐心してゐる折柄、市議員青木宗道氏はこゝに着眼し、明治四十年二月五日開會の市會に電燈事業の市營を建議した。偶々同市に於て瓦斯事業を企てる者があつたので、市會は該建議を容れ、直ちに市會議員中より七名の調査委員を選び、電氣及び瓦斯の孰れが適切なる市營事業なりやの調査を附託した。然るに該委員は石炭價格の將來を慮るが故に、瓦斯事業は市營に適せずとなし、反之、電氣事業については主として静岡電燈株式會社の營業状態と水力電氣事業勃興の時運とに鑑み、市營に適するものとの斷案を得た。そこで先づ四日市製紙株式會社の重役諸氏と會して、電力授受の交渉をなし、更に静岡電燈株式會社に對し事業譲受の交渉をなしたのであつたが、その要求價格が巨額で、市が直ちにこれに應ずるのを不得策としたのみならず、他日その時機のあるべきを信じたので、同年三月二十五日の市會に於て、調査委員長よりこれが頭末を報告したのに止つた。

その後四十二年一月に至り、曩の調査委員中、市長に對し電氣事業市營の時機の到來せることを進言する者があり、市長は仍て専務取締役磯野新藏氏の内意を確め、同年一月十九日密にこれが調査を前年の電氣瓦斯市營調査委員に囑託した。こゝに於てか、該調査委員は静岡電燈株式會社の營業成績の調査、火力發電を廢し他より水力電氣の供給を受けることに關する調査、電力供給會社の選擇、水路の踏査等をなし、これに基いて市營の有利なることを確め、これを市長に報告した。市長は慎重考慮の上、これが實施に歩を進め、調査委員と共に磯野専務と賣買價格の交渉をなすと共に、他方これを市會議員に諮るところがあつた。然るに事の唐突なりしと未だ斯業の有利なるを解せざる者が多かつた爲め、市長及び委員は百方説明に努めたけれども、議論百出して容易に纏らなかつた。因つて委員増加の必要を認め、二月二十四日更に市參事會より一名、市會議員中より二名を委員に擧げ、調査の完全を期した結果、漸く市會議員全部がこれに賛同するに至つた。

静岡電燈株式會社の買收につき最も困難を感じたのは、買收價格の協定であつた。明治四十年に於ては會社の要求は二十萬圓を下るべからずといふにあつたが、その後早晚火力發電を水力發電に変更すべき機運に向ひ來り、會社はこれが爲め巨額の資金を必要としたのみならず、會社の重役は皆市の有力者で殊に、磯野専務及び尾崎取締役は市參事會員であつたから、市の財源捻出の必要と公益企業たる性質上、結局市營たるべき運命は免るべからずとなし、公債により金十八萬圓まで讓歩し、更にこれを現金に換へる等の理由の下に十六萬圓とし、最後に十四萬圓まで低下するに至つたが、豫て市營化につき特別の同情を寄せてゐた李家隆介知事は、なほこれに承認を與へず、市營實行の將來を慮り、買收價格の低下に關し深く注意せられ、遞信技師澁澤元治氏の出張を得て、嚴正なる評價を求め、會社側より磯野、尾崎兩氏を招き、市長同席で折衝の末、漸くにしてなほ一萬圓の減價を餘儀なからしめ、結局金十三萬圓と決定することを得たのである。——静岡市營電氣事業は公營事業中稀に見る好成績を収めたが、その原因は、(一)事業買收額が低廉なりしこと、尙現在の建設費も非常に低廉なること、(二)事業買收當時不經濟なる火力發電を廢して、低廉なる水力發電によりしこと、に存するといはれて居る。²⁰⁾

市營問題出現の當初富士電氣株式會社、福志川水電、大倉組志太郡徳山村地名發電所、富士水電株式會社、四日市製紙株式會社の五社が夫々電力供給を市に申出たけれども、市は契約期間内に何時にても二千馬力を供給し得べきことと、資産、信用確實なる者を第一要件とし、結局四日市製紙株式會社より電力を購入することに決定した。而して市營化の手續完了までには相當の時日を要するので、一時静岡電燈株式會社をして四日市製紙株式會社との賣買契約の當事者たらしめたのである。

20) 「高知縣電氣事業概要」、電氣協會「公營電氣事業の研究」、「宗傳政君胸像建設記念」、「明治四十三年電氣事業要覽」に據る。「高知縣營水力電氣事業」(電氣之友 第二二九號)は給電開始を二月一日と記してある

21) 「明治四十四年電氣事業要覽」

22) 「本邦電氣供給事業ニ關スル調査」、「大正元年電氣事業要覽」

23) 「公營電氣事業の研究」

18) 以上「明治四十一年電氣事業要覽」に據る。横尾政愛「明知可營水力電氣事業」(電氣之友 第二二七號)は明知可營電氣事業の開業月日を三月一日と記してある

19) 「酒田可營電氣事業誌」、東京市政調査會「本邦電氣供給事業ニ關スル調査」、「明治四十一年電氣事業要覽」、吉武唯一「酒田可營水力電氣事業」(電氣之友 第二三一號)

市營案の概略は次の如くであつた。

- (一) 市營の理由 電氣事業は元來公益事業なるが故に、市に於ては私營の如く收利に傾く憂なければ、左の利益を享受することを得べし。
 - 一、設備を完全ならしめ、遍く全市に供給すべく、従つて需用者を満足せしむるを得べきこと。
 - 二、市經濟の許す限り電氣使用料を低減し得べきこと。
 - 三、料金低廉となるを以て點燈又は動力使用に依り、産業の發達を促進すべきこと。
 - 四、市内各所に無料街燈を點じ得べきこと。
 - 五、事業より生ずる利益は市民の享有する處となり、市將來の發展の資源とするを得べきこと。
- (二) 經營の大綱 静岡電燈株式會社の買收費、水力電氣の供給を受くべき受電設備費、市營と同時に配電其の他の設備の擴張費等創業費の資源は全部市債によることとし、電氣部職制を設け部長以下の職員を以て専ら之に當らしめ、尙市參事會、市會議員、市民より各一名の委員を選び常設電氣事業委員會を組織し、事業の監督及商議に參與せしむべきこと。
- (三) 設備設計の大要 四日市製紙株式會社大久保發電所及静岡送電設備の完成を待ち、同社静岡變電所内に受電所を設け、同所に於て普通高壓最高二千二百ヴォルト三相交流三線式千キロワットの送電を受け、電燈用四、動力用一の配電盤によりて全供給區域に配電すること。
- (四) 電燈料の低減と動力供給 當時會社は十六燭光終夜の電燈料金壹圓四拾錢なれども、之を市營とするに於

ては、金壹圓貳拾錢とし其他之に準ぜんとす。又市の經營は勿論水力電氣によらんとするものなるが故に、創業の初めに當り極めて短期間は火力を原動力とするも、之を水力に変更次第料金に大低減をなすと同時に、十馬力以下の電動機は市より貸付け大に動力使用を奨励せんとするものなること。

その後一部の市民は電氣事業市營の有利なることを解せず、徒に杞憂を懷いて市營に反對した。殊に市民會と稱する一團は猛然として反對の氣勢を擧げ、縣知事に陳情し、市營遂行を阻止せんとした。斯くて四十二年十月四日の市會は電氣事業市營に關する諸案を一氣呵成に滿場一致を以て即決したけれども、即決の不當をならすもの、延期を主唱するもの、反對を聲明するものが益々多きを加へた。市長、議長及び調査委員は知事の懇懇に従ひ、市民會その他の反對側代表者と會見し、了解を得るのに努めたけれども、その効なく、混亂紛擾を重ねるの餘儀なきに至つた。縣當局は事態の容易ならざるを看て、十月三十日に至り内務部長、警察部長の連署を以て、「静岡電燈株式會社に於ても水力電氣の供給を受け之れによりて事業を經營する様變更方申請中なるにより、市に於ても此の際其の方法及買收の時機等充分に考究を遂ぐる方可然」とて、曩に稟請せし一件書類一通を保留し、一通を市に返還した。こゝに於てか、市は遺憾ながら一先づ進行を中止せざるを得なかつた。たゞ電燈會社より該照會の趣旨により、賣買時期遷延するも、該契約はその儘有効なるものとして保留すべき旨の覺書を徴して置き、これが實行の機會の到來するのを待つた。

然るに静岡電燈株式會社は從來の火力發電を廢し、四日市製紙會社より水力電氣の供給を受けんとし、その筋に出願して置いたところ、明治四十三年三月三十日その許可を得、同年六月李家知事は石川縣に轉じ、静岡縣は前任

地高知縣に於て水力電気事業縣營の經驗ある石原健三氏を知事として迎へ、新知事の理解ある援助を受け、又曩に市營を決議せる市會議員の有志は市民に市營の有利なることを説示し、その結果市民も追々市營の利益を理解するに至り、從來市民會に屬し、市營に反對せるものも態度を一變し、熱心に賛成、促進に努力する者を生じた。會々明治四十三年八月九日未曾有の豪雨があつて、市西部の水害殊に甚しく、寄り寄り相會するもの、電燈事業を市營とし、その利益を以て、(一)下水を改良し時々大浚渫を行ふこと、(二)市内里道の修理、(三)全市街路の點燈等の事業費に充てんことを唱導するものが多きを加へたのである。

斯くて町總代會を開き、九月七日實行委員を擧げて運動に着手し、市營を一日も速かに實行せられんことを要請した。こゝに於てか、當局は猶豫なく明治四十三年九月二十日市會を開いて、電気事業市營の時機並に經營方法の考究の爲め、市參事會員より二名、市會議員より四名、市民より三名の委員を選び、該委員會が市營實行の時期に達せるものと議決するや、同年十月二十九日開會の市會に電気使用條例及び電気事業市營に伴ふ市債の件を諮り、その可決を得、直ちに許可稟請の手續をとつた。その後同年十二月十二日の市會に於て市債案の訂正が行はれ、翌年一月二十七日附を以て市營許可の指令を得、三月一日より電燈供給事業の經營を開始した。而して市營の當初に於ては、會社最終の料金——静岡電燈會社の電燈料金は最初甚だ高價であつたが、會社の利益の著大なることが明かにせられるに至り、已むを得ず料金を漸減したのである。——をその儘採用したけれども、九月一日水力電氣に變更と同時に電燈使用料を低減した。なほ大正元年に至り電気事業經濟を特別會計としたのである。²⁴⁾これより先き金澤市に於ては、明治二十八年市の實業家森下八左衛門氏等が市を貫流する犀川上流の水力を利用

24) 以上主として「静岡電氣事業沿革誌」、[本邦電氣供給事業ニ關スル調査]、「静岡市史」第三卷に據る

して、電燈事業を經營せんとしたので、時の市長長谷川準也氏はこれを市の經營になさんことを希望した。然るに森下氏は快くこれを容れ、その調査書類及び計畫案を提供したから、同市長は十五萬圓の市債を以て起業の案を立て、翌二十九年主務省の許可を得て着々その實施に努めた。時恰も日清戦後の好況時に當り、豫定の十五萬圓を以てしては到底その計畫を遂行し得なかつたので、更に六萬圓を追加せんとした。然るに當時市勢は極めて不振にして市民の負擔力乏しく、加ふるに、電氣事業が我國に入りて日尙ほ淺く、經營の順調に進めるものが極めて稀であつた爲め、市會はこれに協賛を與へることを躊躇し、翌三十年六月遂に株式組織を以て經營することを條件として民營に移すの議を決し、起業の權利を前の計畫者森下氏外十二氏に譲つたのである。²⁵⁾以上述べ來つたところによつて、市營電氣供給企業に關する限り、市の積極的自治活動の現れとしての市營企業は、少くとも明治四十四年に至り明瞭にこれを看取し得るやうになつたこと、及び嚴密なる意味に於ける市營電氣供給企業の最初のものとしては、京都市營電氣供給企業よりも寧ろ静岡市營電氣供給企業を擧ぐべきものなることが明かとなつたであらう。

静岡市も電燈と同時に電力の供給を行つたが、大阪市、仙臺市、東京市も皆電力供給事業を經營したことは注目し得る。蓋し電力事業は當時最も有利な事業であつたのである。福井薫氏は明治四十年十一月三十日發行の「電氣界」第一號所載論文「電氣事業に就て」中、次の如く述べられて居る。

「現在に於て最も有望なるは電氣事業であらう、素と電氣鐵道と云へば電力事業の一部に屬するものであります、併し近頃盛なる電氣鐵道とか、或は電燈事業とか云ふやうな事よりは、一大電力會社として電燈にも供給する

25) 「金澤市營電氣瓦斯事業の沿革」一乃至二頁

が、電気鐵道にも供給する、各種一般の工業にも供給すると云ふ、所謂電力會社と云ふものは、電気事業としては一番成功し易いし、又目下適切なる起業であるかと思つて居ります。」

なほ當時は恰も各都市に於て永年事業を独占せる會社に對抗すべき新會社が許可された時に該當し、市營電気供給企業中私營電気供給企業と競争的地位に立てるものが尠くなかつたことは、特記を要する。東京市、大阪市、京都市はその適例である。この事實は、市營電気供給企業が私的独占企業の弊害の一矯正方法として成立せることを物語つてゐる。——安部磯雄氏著「都市獨占事業論」が明治四十四年八月三十一日に公刊されてゐるのは、この意味に於て看過し難いものがある。——他面、市營企業はそれだけ經營上の危険に曝らされたのである。故に市營企業の成功を希ふために、私企業と競争的地位に立つことを喜ばなかつた者があると同時に、又民業壓迫の不當を非難する論者もあつた。明治四十四年七月十五日發行の「電気之友」は次の如く論じてゐる。

「終に吾輩の疑問とするは東京鐵道會社の副業たる電燈電力供給事業をも市に買収したる一事なり。東京市には東京電燈會社の現に營業せるあり、又明年又は明後年となれば日本電燈會社も營業を開始するに至らん。而して東京市も電燈業を營まば此等の私營會社と勢ひ競争せざるべからざるに至るべし。現に東鐵と東電とは激烈なる競争を試みつゝあれば之を繼承せる市は必ずや競争の態度に出でざるを得ざるべし。公共團體の事業として私營會社と同一事業に競争を試むるは公共團體として營むべき事業の性質に反す。殊に公力を以て私營業を壓迫するの悪弊を醸成するに至るべし。これ大に考慮を要することならずや。之を避くるには副業たる電燈部を他に拂下ぐるか又は競争會社を買収して東京市の交通機關と同時に電燈電力事業をも全部市營の下に統一するかの二途あるのみ。現在の状態に於て市としては單に電車のみを市營として交通機關の完成を期すること急務なるべけれ。」

第七章 市營瓦斯企業の成立

我國に於て始めて瓦斯企業の成立をみたのは明治五年であるが、明治初年に於ける瓦斯企業は私企業のみに限定されなかつた。然しながら、こゝに注意すべきは、我國に市制町村制が實施されたのは明治二十二年であつて、それまでは近代的な地方自治體は存しなかつたから、當時の公企業は主として地方行政官廳營企業を意味したのである。

——但し公企業が地方行政官廳營企業にのみ限局されなかつたことは、後述の如くである。以下市營瓦斯企業の成立について説明するに先立ち、右述の如き特殊の意味を有する公營瓦斯企業の變遷を略述することとする。

明治四年七月横濱駐劄獨逸領事シキウオライス氏は横濱市に瓦斯會社を設立せんことを計畫し、これを神奈川縣令井關盛良氏に出願したが、井關縣令は該工業が外人の手中に落ちることを遺憾とし、このことを高島嘉右衛門、田中平八外七氏に謀つたところ、悉くこれに賛し、その結果、横濱に石炭瓦斯製造所を設立することとなり、佛人技師ベレグラン氏の設計監督の下に、明治五年九月始めてその竣成を見た。但し該事業は豫期以上の大規模となつたから、共同出資を爲せし前記八名は前途を憂慮して脱退し、起工のときより高島氏一個人の事業となつた。而して高島氏は歩合金の借入と大藏省の貸下金及び自己の出資十六萬圓とを調達して、事業の遂行に力を致したのであつて、その設立費は實に二十萬圓に達したといふことである。

1) 以上主として「横濱市史稿」産業編、東京市政調査會「本邦瓦斯事業に関する調査」、水越致和「本邦瓦斯事業の嚆矢に就て」帝國瓦斯協會雜誌第二十一卷第一號、高島嘉右衛門「本邦瓦斯事業の濫觴」帝國瓦斯協會雜誌第二卷第一號に據る

その後該事業は經營困難に陥り、遂に高島氏は町會所にこれを譲渡せんことを申込んだ。然るに町會所は斯かる有望な文明事業を頓挫せしめるのは本意でないとして、第一大區町會所は明治八年七月一日二十二萬五千圓を以てこれを買収したのである。當時に於ける埋没瓦斯管は最大のものにても内徑僅に八吋で、その延長も亦僅に七九、三〇八呎に過ぎなかつた。²⁾

第一大區町會所の所管となれる瓦斯局の經營は、今西區長がその事務長となり、戸長等が副長となつて局務を革め、冗費を省き、點火料を低減する等^{註一}銳意經營に努めたので、漸次利益を擧ぐるやうになつた。併し事務の内容は何人もこれを窺ひ知ることが出来なかつたので、當局の所爲に不満を懐く者も少くなかつた。偶々明治十年七月三十一日横濱區發刊の新聞紙が今西區長は瓦斯局の利益金の内から一萬三千五百圓を支出して、これを高島嘉右衛門氏に贈與したといふことを報導した爲め、市民は益々疑惑を深め、遂に小泉伊兵衛外二十九氏は書面を舊代議人に致して真相を確かめんとした。然るに該事件は代議人の關係したものでなく、全く區戸長の專斷に出たことが判明したので、小泉氏等は戸塚千太郎、木村利右衛門、櫻井恒次郎三氏を總代として、尋問書を町會所に提出してその答辯を促したのである。これに對し、今西區長外六氏は連署して答辯書を發したが、市民は區長以下の專斷の處置に憤慨し、これを法廷に争ふこととし、明治十一年一月九日早矢仕有的、戸塚千太郎、櫻井恒次郎、木村利右衛門の四氏が總代となり、代言人高梨哲四郎氏を代人として、横濱裁判所に第一大區々長、一、二、三小區々長を被告として、附與金取戻の訴訟を提出した。然るに同年三月四日裁判所は原告の要求を却けたので、同年五月四日原告等は高梨代言人を代理として東京上等裁判所に控訴した。當時高島氏は僅か一萬餘圓の金額を以て横濱全市を騒がすこ

2) 以上主として「横濱市史稿」産業編及政治編三、「本邦瓦斯事業に関する調査」、「大都市公企業比較調査」第四編瓦斯事業に據る

とはその本意でないとして、金員を瓦斯局に返還せんとする意を原善三郎氏に告げた。他方小野光景氏も今西區長に説いて、この際高島氏から金員の返戻を受けて物議を治定するに如かずと告げたけれども、遂に行はれなかつた。

註一 瓦斯製造所設立當時に於ける料金は千立方呎三圓三十七錢位であつたが、漸次瓦斯需要の増加は瓦斯製造費の低下を來し、明治二十年には二圓四十七錢、二十三年には二圓、二十八年には一圓八十錢に低下せられ、爾後明治の末年迄その價格を持續した。³⁾

この頃本町外十三箇所四十三名の總代朝田又七、戸塚千太郎兩氏は瓦斯局取戻の訴訟を横濱裁判所に提出した。蓋しこれより先き、瓦斯局は市民の共有物であるからといふので、彼等はその取戻を第一小區戸長島田豊寛氏に要求したのであつたが、島田戸長はこれに應じなかつたので、この訴訟を提起したのである。而して第一審の判決は原告の敗訴に歸した。

明治十二年八月小野光景、原善三郎氏等の仲裁によつて、附與金取戻訴訟及び瓦斯局取戻の訴訟は願下げとなり、共有物は舊區戸長から引繼を受け、本町外十三箇町聯合會を開いて共有物の維持方法を定むることとなつた。而してその間假に瓦斯局取締に朝田又七氏が選任されたのである。

明治二十二年五月再び共有物訴訟事件が起り、官民互に權を法廷に争つたが、宮田沼健書記官、高橋仲次郎警察部長等の斡旋により和解を見た。これより先き明治十二年、本町外二箇所は瓦斯局を自己の經營に移したけれども、内部の紊亂が甚しく苦情百出の有様であつたので、二十二年共有物和解後は本町外十三箇の町費を以て點火することとなり、二十四年三月十八日本町外十三箇町區會は瓦斯局全部を公賣に附し、その代金を基本財産として横

3) 「明治工業史」化學工業篇一六二頁

濱市に引渡し、これより生ずる利を以て、街燈瓦斯點火料の補助と爲し、伊勢山報時所を横濱市に譲與して、繼續維持することに決議した。而して市參事會も亦これを是認し、五月十八日縣參事會の許可を得て、將にこれを市會に提出せんとした。然るに市會に於て地主、商人兩派の争を生じた爲め、二十五年四月に至り、漸く瓦斯局全體及び報時所が横濱市に引繼がれたのである。その際瓦斯局全體の價額は十二萬圓と定められ、この金額を本町外十三箇所共有金から寄贈を受けて仕拂ひ、その報償として、市は爾後本町外十三箇町の街燈點火料を支辨したのである。⁴⁾

横濱に於ける瓦斯製造事業は我國に於ける最初の試みで、該工業興廢の試金石であつたが、その成績稍々見るべきものがあつた爲め、明治七年東京に於ても資本金約七、八萬圓を投じて、瓦斯製造所が建設された。

これより先き明治四年二月、東京府權知事由利公正氏は瓦斯燈を東京市内に建設する第一歩として、先づこれを淺草新吉原廓内に試用せんとし、市の共有金を支出し、高島嘉右衛門氏をして倫敦より瓦斯器械を購入せしめ、而して同五年七月該器械が到着したけれども、機未だ熟せず、急遽着手することが出来なかつた。加之、間もなく由利氏が去り、大久保一翁氏がこれに代つた爲め、該器械は空しく深川の仙臺倉屋敷に推積せらるゝこととなつた。

幕府の老中松平定信公の制定せる寛政町法に基いて蓄積せられた備荒貯蓄金たる町會所共有金は、明治維新後東京府廳の管轄に歸し、町會所がこれを經理したが、明治五年三月町會所の廢止に依り、再び東京府廳の管理に移され、同年五月東京營繕會議所が設立せらるゝや、更にその管理に移管された。而して同年九月この營繕會議所はその名稱を東京會議所と改めたのである。東京會議所は右共有金を以て先年東京府廳に於て購入せる器械を利用して瓦斯點燈を試みんとし、市内樞要の地に瓦斯街燈五百基を建設することの認可を知事に申請したところ、直ちに許可さ

4) 以上主として「横濱市史稿」政治編三、三一七乃至三二五頁に據る

れたので、明治六年六月佛人技師ペレグラン氏を雇入れ、工を革さしめた。即ち瓦斯焚爐を京橋木挽町八丁目工部省敷地に設け、更に十二月芝濱崎町三番地に三千四百二十三坪を瓦斯工場敷地として借受け、木挽町の瓦斯焚爐をこの地に移し、高島嘉右衛門氏がこの建築の設計を請負つた。而して翌七年一月京橋以南の瓦斯街燈の建設に着手し、同年十二月十八日より始めて點火した。その街燈数は八十五基であつたといふことである。

明治七年十月澁澤榮一氏が東京會議所總轄を囑託せらるゝや、氏は鋭意その整理をなし、會議所規則を制定し、瓦斯街路建築のこともこれを管掌した。翌八年瓦斯燈数は三百五十基に達したけれども、九年五月二十五日瓦斯事業及びその原資金を府廳に引渡した。こゝに於てか、東京府廳内に瓦斯局が新設せられ、澁澤氏がその事務長を囑託せられたのである。

當時は市民の生計の程度が低かつたのみならず、瓦斯燈火の効用が未だ世人に熟知せられなかつた爲め、——明治七年米國から初めて石油ランプが輸入されたが、ランプは日本の住宅と習慣に適合したので、その使用は忽ち普及し、瓦斯燈の大強敵となり、瓦斯事業は爲めに頗る困難な立場に陥つた。——需用の範圍が極めて狭少であつて、街燈三百五十基を除き、家内に引用したる容量は明治八年三月に於て二萬五千五百二十七立方呎、同九年は一ヶ月五萬八千八百八十五立方呎、同十年は一ヶ月十一萬八千八百九十六立方呎を算するに過ぎず、同年十二月に於ける需用者数は僅に十九戸に止つた。又既設工場の規模も極めて小であつて、殆んど試験的のものに過ぎなかつたので、明治十年三月、一ヶ月二百五十萬立方呎の製造能力を有する瓦斯製造器械の増築案を決し、四萬三千圓を支出して、ペレグラン技師を英國に派遣して器械を購入せしめ、翌年工事の竣成をみたので、ペレグラン氏を解雇し、

綾部平輔氏をして代つて技術のことを司らしめた。他方、從來一千立方呎に付三圓七十五錢なりし瓦斯料金を三圓二十五錢に改めたので、明治十二年には需用者數八十八戸、火口數千百九十二個に増加した。その後十四年一月に至り瓦斯料金を更に三圓に引下げたが、この年には街燈四十四基を増加し、需用者數は二百二十二戸に上つた。これより先き、府會議員中共有金は素と備荒儲蓄の積立金であるから、瓦斯事業の經營の爲め許多の金額を流用するのはその本旨に反するとの主張をなす者があり、その賣却の議が屢々會議に上つたが、明治十四年七月二十三日の區部會に於て、十四年度瓦斯局收支豫算を議するに當り、端なくも同局賣却説が再燃し、公告の上購買者を募り、價額、條件等は府廳に申出づべき旨の決議をなした。^{註一}蓋し瓦斯局の事業はその實營利を目的とするものであつて、府廳直轄の下にこれを經營せしめるのはその當を得たものでなく、寧ろこれを私設事業として經營せしめるに如かずといふにある。

^{註二} 瓦斯事業が經營困難で困窮してゐる折納電燈が輸入され、明治十三年には東京電燈會社の設立が計畫されたので、瓦斯事業は愈々悲觀されるに至つたのである。

一方民間有力者側に於てもこの機會を利用して廉價にこれを讓受けんとし、私に澁澤氏にその賣却方を勧める者があつたけれども、氏はこれを肯んじなかつた。氏はその理由を説明して曰く、「曩に會議所が共有金を支出して瓦斯事業を經營したるは將來の希望を確信したるが爲なり、今や事業なほ創始に屬し百事未だ其の緒に就かざるの際に當り強ひて之を賣却するの時は既に注入したる資金を充分回收するを得ずして爲に市民の損失を醸すの恐あり、

今後數年を持續し殖益相當の域に進むを待て徐々に之を賣却するの計をなすべし」と。區部會はこれを是認したから、賣却の實行は延期された。^{註三}爾來澁澤瓦斯局長は銳意益々業務の整備を圖り、その結果明治十七年には約八千圓の利益を擧げることが出來た。こゝに於てか、明治十八年三月澁澤局長は瓦斯局公賣の案を具して、これを府知事芳川顯正氏に陳情した。その要旨を紹介すれば左の通りである。

^{註三} 明治十二年七月瓦斯局の職制を改め、事務長を廢して局長が置かれた。

「往年本局を賣却するに關しては既に區部會の決議となりしも當時之を執行せば注入資本の半額をも得る能はざるの狀況なりしを以て之が實施を見るに及ばざりしと雖も今や本局の殖益は既に相當の域に進み現下之を處分するも決して從來共有金より支出したる資金の回收を得るに難からず、殊に目下本局の狀態は法制に束縛せられ徒に繁文褥禮に流れ業務の擴張を謀らんとするも遽に之を處置すること能はずして却て機宜を誤るの虞あるを以て今日之を公賣して民業に移すは本事業を伸張せしむる適法の措置なり。」

瓦斯事業創設以來明治十八年に至るまでの間に共有金から支出された金額は六十二萬五千圓に上つたけれども、毎期純益金を以て辨濟した結果、未済の額は二十一萬八千九百餘圓に過ぎなかつたから、芳川知事はこれを諒とし、府會の議に付し、二十六萬九千圓を以て賣却することとなつた。こゝに於てか、澁澤榮一、藤本精一兩氏が總代となつて、明治十八年九月これを拂受けることとなり、同年十月一日に授受を了した。斯くて株金二十七萬圓の東京瓦斯會社が創設されたのである。會社成立當時に於ける瓦斯料金は一千立方呎につき金三圓であり、需用者數三百四十三戸、燈數六千六百七十八個、街燈四百基、瓦斯管延長十一哩六十二鎖、一日の瓦斯需要高平均七萬五千五

五立方呎であつた。⁵⁾

明治二十一年の市制町村制理由書は、「市町村に於て其費途を支辨するが爲めに左の歳入あり。一、不動産、資
金、營業(瓦斯局、水道等の類)の所得、云々」と述べてゐるが、我國に於て近代的水道企業の成立を見たのは既述の
如く、明治二十年九月に竣工せる横濱水道を以て最初とするから、市制町村制の作成に當り、近代的水道事業
の實績の徴すべきものが殆んどなかつたといはねばならない。市制町村制の作成に當り、参考となり得た公企業は
横濱瓦斯局があつたのみである。而も横濱市に於て相當量の瓦斯の供給を見るに至つたのは明治二十八年以後とい
はれてゐるから、⁶⁾明治二十一年の市制町村制が公企業について特別の注意を拂つてゐないのは當然の歸結であつた
のである。^{註四}

註四 ラートゲン氏は明治二十二年三月十五日の自治政研究会に於ける講義に於て、「日本に於て地方自治體の作業は未だ全く
發達せざるを以て、云々」と述べてゐる。⁷⁾

我國に於ける市營瓦斯企業の嚆矢は横濱市營瓦斯事業であるが、その成立の經過は既に略述したから、爾後の變
遷を簡単に紹介すれば、瓦斯の需要が漸次増加したのに應じて、明治二十八年擴張工事を施し、容量五萬立方呎の瓦
斯溜を増設し、且つ瓦斯製造竈を改築し、瓦斯導管をも改めて最大を十吋とした。續いて三十二年より三ヶ年に互
り傾斜式瓦斯製造竈三門、容量九萬立方呎の瓦斯溜その他附帶装置を増設し、三十七年には容量三十萬立方呎の有
柱二重伸縮式瓦斯溜及び内徑十四吋に達する壓力調整器を増設、翌年更に洗淨機、排送機、總計量器の新設を始め
とし、瓦斯導管に大改良を加へ、最大を十四吋とした。明治四十年には又市債六十四萬八千圓を募集して、傾斜式

5) 以上主として「東京瓦斯株式會社沿革及事業略史」、「東京瓦斯五十年史」、「本邦瓦斯事業ニ關スル調査」、水越致和「瓦斯事業法概論」、「明治工業史」化學工業篇に據る
6) 豊島愛明「瓦斯の發明物語」四七頁
7) ラートゲン氏講義、中根重一氏譯「地方財政學」第九回一頁

瓦斯製造竈四門、環式冷縮器四基、水管式第一冷縮器一基、低壓排導機二基、タール排除器二基、水管式第二冷縮
器一基、施轉洗攘機一基、乾塞式清淨器一組、總計量器一基、容量六十萬立方呎の有柱二重伸縮式瓦斯溜一基、高
壓排道機一基、壓力調整器二基を増設した。⁸⁾事業發展の概要を統計を以て説明すれば、次の如くである。⁹⁾

年次	瓦斯供給高 立方呎	石炭消費高 噸	發炭生産高 噸	コールタール生産高 噸
明治二五年	一七、六四〇、七〇〇	一、七五〇	一、二七五	四二九
同 二六年	一五、七五五、三八〇	一、五七三	一、一七七	五〇四
同 二七年	一五、五九四、三〇〇	一、五九四	一、一七六	四四四
同 二八年	一七、五九三、五〇〇	一、九二〇	一、四一五	五七一
同 二九年	三三、八七〇、四九〇	二、六四四	一、九〇三	七四五
同 三〇年	三三、七一一、八六〇	三、六七〇	二、六〇一	九六〇
同 三一年	三五、四四六、七〇〇	四、二九六	三、一九五	一、一三三
同 三二年	三七、三九〇、〇〇〇	四、六八七	三、一三七	一、〇九九
同 三三年	四三、二八二、〇〇〇	四、九五八	三、五五五	一、三三九
同 三四年	四七、二二四、一〇〇	五、四九四	四、〇八七	一、五〇九
同 三五年	五一、九八六、三〇〇	六、〇六二	四、四六二	一、五〇九
同 三六年	六二、八六七、一〇〇	六、七三七	四、四四六	二、〇一一
同 三七年	七〇、二八、九〇〇	七、〇九四	四、六六一	二、〇五七
同 三八年	七六、四六、三四	七、七三三	五、二八九	二、一六五

第七章 市營瓦斯企業の成立

8) 主として「大都市公企業比較調査」第四篇瓦斯事業、坂井定吉「横濱市瓦斯局擴張工事概要」帝國瓦斯協會雜誌第二卷第八號及九號 第三卷第一號及四號
9) 「明治工業史」化學工業篇一六三乃至一六四頁

日本公企業成立史

同	三九	八八、八九、一〇〇	八、五三三	五、五五一	二、一〇三
同	四〇	九八、七五〇、八〇〇	八、五六一	五、五六四	二、四八二
同	四一	一〇九、九三三、〇〇〇	九、六七四	六、二九一	二、七六七
同	四二	一〇六、三三七、六〇〇	九、四三六	六、一三三	二、五四七
同	四三	二五、〇七七、六〇〇	一〇、八九九	七、〇七八	二、九四〇
同	四四	一五九、一九三、七〇〇	一四、一〇一	九、三三〇	三、八三四

なほ營業成績は左の如くであつた。¹⁰⁾

年 度	收 入	支 出	利 益
明治二五年度	三八、四三五、二〇〇	二五、八五〇、二三四	一二、五七四、九六六
同 二六年度	三四、七〇五、七〇〇	二三、三三二、八三九	一一、三三三、八六一
同 二七年度	三五、八九四、八八九	二四、一四三、六五八	一一、七五一、二三一
同 二八年度	四〇、九三五、五五六	二八、四八六、八〇六	一二、四三八、七五〇
同 二九年度	五九、一九六、六八四	三七、一六二、六六六	二二、九五七、〇一八
同 三〇年度	八一、二〇八、五九九	五五、四六三、九一三	二六、七四四、六八七
同 三一年度	九二、一五六、八六二	七〇、五四〇、三三三	二一、六一六、五三〇
同 三二年度	九六、二八六、五四一	六九、八九三、二八一	二七、三九三、二六〇
同 三三年度	一一三、一七四、九〇七	八三、〇三四、〇九九	三〇、一五〇、八〇八
同 三四年度	一二四、五〇〇、八四一	八九、九二二、一〇三	三四、五七八、七三八
同 三五年度	一四三、五二四、〇〇五	一〇三、四二九、四一六	四〇、〇八四、五八九

10) 「大都市公企業比較調査」第四編瓦斯事業五乃至六頁

同	三六	一五九、六〇三、九八二	一〇、五六六、九七六	五三、〇一六、〇〇四
同	三七	一七八、三三六、八一	一〇六、三三五、四一六	七二、〇〇〇、七五五
同	三八	二〇七、七〇七、〇一六	一二七、七〇三、六六六	八一、〇〇四、三六〇
同	三九	二三五、七五一、七一〇	一六九、一〇三、九九八	六六、六四七、七二二
同	四〇	二六三、四五六、四〇三	一五五、五六五、九九六	一〇七、八九〇、四一七
同	四一	三〇二、四三三、九一一	二〇五、六九七、〇一六	九二、七三六、九七五
同	四二	二七四、三四八、五七九	一九四、八五三、六七七	七九、四九四、九三三
同	四三	三三三、八三三、七一〇	二一九、〇六四、七三〇	一一四、七五七、九八〇
同	四四	四二二、六〇八、七五三	二七六、五六〇、三七四	一四六、〇四八、三七九

横濱、東京兩市に瓦斯企業が成立せし後、明治三十四年一月神戸瓦斯株式會社の開業を見るまでは、新に瓦斯企業の發生を見なかつた。——但し該會社の創立は三十一年六月であり、大阪瓦斯株式會社も二十九年十月に設立されてゐたけれども、その開業は遅れて三十八年十月である。¹²⁾——従つてそれまでは瓦斯事業は一般世人の注意を惹かなかつた。瓦斯事業に對する社會的關心が喚起されたのは、大阪市と大阪瓦斯株式會社との間に報償契約に關し紛争を生ぜし以後のことである。¹³⁾ マントルが廣く使用されるやうになつたのも明治三十八年頃からである。¹⁴⁾

その後大阪瓦斯株式會社の開業に次で、明治三十九年一月に日本天然瓦斯株式會社が開業し、同年二月には博多瓦斯株式會社が開業した。¹⁵⁾ この會社は大都市以外に於ける殆んど最初の企業であつて、その興廢は小都市に於ける瓦斯事業の成否に重大な關係があつたが、成功したので、爾後小都市に於ても瓦斯企業の成立を見たのである。明

11) 神戸瓦斯株式會社「瓦斯讀本」、「神戸市史」本編各説、「明治工業史」化學工業篇

12) 「明治大正大阪市史」第二卷、「明治工業史」化學工業篇

13) 内藤 遊「本邦瓦斯發達史論」、帝國瓦斯協會雜誌第三卷第九號

14) 渡邊千代三郎「瓦斯事業發達の略歴」帝國瓦斯協會雜誌第十五卷第七號

治四十年以後横濱を除いた最初の市營企業たる福井市營瓦斯企業の開業までに發生せる私營瓦斯企業を開業年月順に紹介すれば、左の如くである。¹⁵⁾

明治四〇年

二月 栃木瓦斯株式會社

十月 名古屋瓦斯株式會社

明治四一年

七月 江ノ島瓦斯株式會社

九月 丸子瓦斯株式會社

十一月 金澤電氣瓦斯株式會社

明治四二年

七月 八幡瓦斯株式會社

八月 一宮瓦斯株式會社

明治四三年

二月 豊橋瓦斯株式會社

五月 日本瓦斯株式會社

六月 知多瓦斯株式會社

15) 「明治工業史」化學工業篇一六九乃至一七〇頁

16) 「木邦瓦斯事業一覽」帝國瓦斯協會雜誌第二卷第一號に據る

九月 京都瓦斯株式會社

十月 成田瓦斯合資會社、堺瓦斯株式會社、廣島瓦斯株式會社

十一月 濱松瓦斯株式會社、仙臺瓦斯株式會社、岡山瓦斯株式會社

十二月 静岡瓦斯株式會社、門司瓦斯株式會社、大津瓦斯株式會社

明治四四年

一月 岡崎瓦斯株式會社

二月 神都瓦斯株式會社、小倉瓦斯株式會社

三月 熊本瓦斯株式會社、鹿兒島瓦斯株式會社

四月 下關瓦斯株式會社、新潟瓦斯株式會社、岐阜瓦斯株式會社、新城瓦斯株式會社

五月 奈良瓦斯株式會社

七月 姫路瓦斯株式會社、九州瓦斯株式會社

八月 伏見瓦斯株式會社

九月 大牟田瓦斯株式會社

十月 八王子瓦斯株式會社、吳瓦斯株式會社、豊州瓦斯株式會社

十一月 福島瓦斯株式會社、山形瓦斯株式會社、柳井瓦斯株式會社

十二月 泉州瓦斯株式會社、足利瓦斯株式會社、甲府瓦斯株式會社、福山瓦斯株式會社、和歌山瓦斯

株式會社

右の外明治四十四年には千代田瓦斯株式會社が開業してゐるけれども、翌年東京瓦斯株式會社に合併された。

明治四五年

一 月 秋田瓦斯株式會社、松山瓦斯株式會社

二 月 山口瓦斯株式會社、福井市瓦斯局

福井市が瓦斯事業を經營するに至つた動機は、次の如くであつた。

「明治三十年より同四十年頃に於ける本市獨特の纖維工業たる機織作業の原動力は當時僅かなる電力の供給を受くるのみにして他は盡く人力に俟たざるべからざる状態に在り、一方斯業の發達は益々進展し何等か完全なる原動力の供給を促すこと頗る切なるものありしため、市當局は瓦斯動力の最も時宜に適せると且又將來に於ても燈用及熱用として頗る有望なる事業たるべきを認め瓦斯事業の創設を企圖するに至れり。素より本邦に於ける本事業として公共團體の經營にかゝるものは當時唯横濱市一市あるのみにして事の成否は豫測し得べからざりしも公共事業とし本市商工業の興隆と家庭經濟の利便を圖り一方電燈獨占の弊を抑制する方策上極めて必要なるを信じ萬全の策を講じつゝ、範を横濱市に採り調査を重ねること數年、遂に明治四十四年創設認可の指令を得、同四十五年二月開業するに至れり。」

福井市瓦斯事業當局者の説明に従へば、該局のその後の成績は次の如くである。なほ創設費は公債により、擴張費は事業益金によつたのである。¹⁷⁾

17) 以上「本邦瓦斯事業ニ關スル調査」に據る

「創設當時數年間は相當の成績を收めしも大正六年度に於ける財界の激變は諸物價の暴騰を促し其他の騰貴に因り著しく本事業の進展を阻害し甚しく窮況に陥りしも、時勢の變遷と熱用としての需用を見るに至りたる大正十年頃より順調なる發展を遂げ今や事業經濟の基礎を確立するに至れり。」

明治二十五年の横濱市營瓦斯企業は同市の積極的自治活動の結果と認めめることは、種々の事情より推測して困難であるやうに思ふ。従つて完全なる市營企業は明治四十五年の福井市營瓦斯企業を以て最初のものと考えらる。勿論これより以前、横濱市營瓦斯企業の擴張過程に於て、同市の積極的自治活動が伺はれないかといふ疑問を生ずるであらうが、擴張過程についてこれを明かにするのは甚だ困難なのである。従つて、不完全を免れないけれども、本研究に於ては、専ら企業の創設について、市の自治活動の發展を看取すべく努めることにした。なほ獨り企業の成立について研究するに止らず、その發起についても研究することが望ましいのはいふまでもないが、その網羅的調査が困難なので、主として開業年月日を重視すると同時に、その網羅的研究を期することとしたのである。

近代的市營水道企業の成立には種々の困難が介在したけれども、市營瓦斯企業の成立は比較的容易であつたことは、既述せし如くである。然しながら、横濱市營瓦斯企業の成立以後福井市營瓦斯企業の開業を見るまでには、多くの年月を経たのである。加之、福井市が瓦斯事業を經營するに至つた所以も、既述の如く、特殊の理由に基いてゐる。然らばその原因如何といふに、先づ瓦斯企業が全國的に勃興したのは明治三十四年就中三十八年以後であつたことを注意しなければならぬ。次に、我國に於ける生活様式並に産業發達の體様は歐米諸國と異つて居り、又瓦斯事業は水道事業、電氣供給事業、市街電車事業等とは稍々趣を異にし、生活必需性が幾分稀薄なるのみならず、

燈火、熱、動力孰れの方面に於ても競争品が存し、更に事業經營上重要な地位を占める副産物の販賣については、商的活動を必要とすることが甚大である。而して上記の三點は總て市營化の障碍を構成するのである。¹⁸⁾従つて市營瓦斯企業のその後の發達も頗る緩慢であつて、久留米市は大正三年五月に、高田市は同七年十月に、金澤市は同十年十月に、松江市は昭和五年四月に、宇部市は同七年七月に夫々瓦斯事業を開業してゐるのに過ぎない有様である。——静岡市は明治四十年頃電氣及び瓦斯の孰れが適切なる市營事業なりやの調査をなしたが、その結果瓦斯事業は市營とするに適せずと斷定したことは、既に前章に紹介した如くである。

註五 瓦斯事業の市營が特殊の事情に基ける事例の多いことは、この意味に於て留意を要する。例へば、高田市が瓦斯事業を経営せし理由は下の如くであつた。大正七年八月中、高田瓦斯株式會社が諸物價の暴騰に遭遇し、經營困難を極めた折柄、會社財産の大部分を占むる鐵管類は空前の高價を示し、これを賣却せば優に該資金の拂込額以上に達するので、この際會社を解散し、財産全部を賣却し、株主に配當せんとしたので、市は公益上これを買收することに決し、報償契約に準據して、これを買收、市營化したのである。

上述せしところの理解に便する爲め、瓦斯事業の發達を燈用、熱用、動力用、街燈に細別して表示すると同時に、副生産物賣上の發達狀況並にその重要性を併記すれば、次の通りである。¹⁹⁾

明治十三年	燈用		熱用		動力用		街燈	收入	
	引用家數	取付數	引用家數	取付數	引用家數	取付數		瓦斯代	副生産物代
二七五	三、〇三〇	—	—	—	—	—	七五七	—	
								計	

同十四年	三八七	六、一三七	—	—	—	—	七四〇	—
同十五年	四五〇	六、五八六	—	—	—	—	七四六	—
同十六年	五一六	六、三三六	—	—	—	—	七五〇	—
同十七年	五三三	七、四二八	—	—	—	—	七四三	—
同十八年	五六四	一〇、七四〇	—	—	—	—	七三八	—
同十九年	五九四	一、四五九	—	—	—	—	七四一	—
同二十年	六四〇	一、五四九	—	—	—	—	七五七	—
同二十一年	六四〇	一三、六七五	—	—	—	—	七四〇	—
同二十二年	一、〇三〇	一六、七〇六	—	—	—	—	八四九	—
同二十三年	一、三四〇	一七、七三三	—	—	—	—	九〇七	—
同二十四年	一、四〇九	一七、九七三	—	—	—	—	九三三	—
同二十五年	一、六三一	二〇、二二三	—	—	—	—	九六〇	—
同二十六年	一、八九五	二二、七八八	—	—	—	—	九六五	—
同二十七年	二、三二八	二四、九六六	—	—	—	—	九七六	—
同二十八年	二、七三八	二六、二七四	—	—	—	—	一、〇〇七	—
同二十九年	四、三八六	三四、八五〇	—	—	—	—	一、〇六七	—
同三十年	六、〇五六	四三、六三六	—	—	—	—	一、一二二	—
同三十一年	七、四一九	四九、九七七	—	—	—	—	一、二八六	—
同三十二年	九、七三六	五四、三六一	四、一五五	—	—	—	一、四八九	—

第七章 市營瓦斯企業の成立

18) 石倉己吉「瓦斯事業管理論」都市公論第十四卷第二號、前田勇「所謂公益の事業に於ける瓦斯事業の地位」國瓦斯協會雜誌第七卷第六號
 19) 阿湯山人「我が瓦斯事業は斯の如く發達した」帝國瓦斯協會雜誌第四卷第十一及十二號

同 三十三年	三、七七一	七、四六二	四八八	五、一七九	二九	三〇四	一、六〇七	—	一、三三三、七二七
同 三十四年	一五、七六二	八〇、三五五	六三三	五、九八〇	三七九	四〇〇	一、七三三	八五六、五四四	二九〇、七三三
同 三十五年	一九、六二八	九四、四八五	八八二	八、二五四	四三三	四八九	二、〇〇四	九九〇、九八五	三五〇、六〇八
同 三十六年	二四、一六四	一一〇、七七八	一、二二七	一一、二六九	四九三	五九九	二、一三四	一、三三八、一三七	四〇四、八七六
同 三十七年	二九、三六二	一二三、七二〇	一、六四一	一三、四七一	六〇四	六八八	二、三八二	一、二五八、三七三	四七三、七八二
同 三十八年	三三、六七九	一三三、三六二	二、一五〇	一五、九二五	六九四	七九六	二、五八二	一、七二一、〇四九	六五二、六五四
同 三十九年	三九、一〇九	一六六、六〇一	八、七五五	三〇、九四四	七九二	九八八	二、六九五	一、九〇一、九九七	七二二、二四
同 四十年	四七、九〇九	二〇九、六三三	一七、五三三	五〇、六六一	一、二二七	一、二六一	三、一九二	二、八三七、二九一	一、〇三九、九一
同 四十一年	五七、七六四	二六〇、二〇三	三三、六四	九一、八七六	九八五	一、四八四	三、三五六	三、六三九、二六一	一、三三八、一六一
同 四十二年	六九、五五七	三二四、九八八	五三、五五	一二七、〇二二	九六六	一、六三三	三、四八五	—	—
同 四十三年	八三、六二六	四〇四、三六七	四三、一〇〇	一四七、七三三	九八〇	一、六三三	四、六三六	四、六三六、〇七六	一、六〇二、七五五
同 四十四年	九九、一六七	四九〇、三三七	三〇、六〇四	一七〇、〇〇六	一、〇五四	一、八八五	五、五四八	八、四八七、八〇五	二、九九九、九九〇
									二、八三三、八六一

一般に明治年代に於ては市債の發行には種々の障碍が存したが、政府は一般市債に對して市營企業債を優遇しなかつたのみならず、市營企業の本質を無視して、却つてこれを冷遇したことは注意を要する。例へば、田尻稻次郎氏はその著「財政と金融」(乾)第一編第一卷第十二章中に、次の如く述べられて居るのである。

「我國に於ても亦地方債の期限は三十年を以て最長期とす、之に反して國債に於ては永遠公債の如く其償還を未決問題に委する者あり、斯の如く地方に長期の公債を許さざるは如何の理由に據るか是れ翫味すべき問題なり、他なし驢事未だ去らざるに馬車到來するは世の通患にして地方團體が一たび公債を起し未だ其償還を了せざるに相踵

20) 本多精一「地方財政問題」第三編第八章

で起債せんか長期間内には負擔累積して終に非常の巨額となり地方團體の財政爲に困憊を極むるの虞あるに由る。國債に在ては其負擔全國に互るが故に其額多少増加するも憂稍々薄し中略。然りと雖も地方債は其負擔一地方に限局するが故に一地方に於て年稔らざるか、或は不幸にして水災、風害、疫病等交々臻り或は一地方に於て商業沈滞若くは恐慌の不幸を見るか、又之を大にしては兵亂騷擾之を小にしては百姓一揆等の加き不幸なる出來事有んか其衝に當る地方の經濟は直に悲況に沈淪し其收入を減少し地方團體は元利の支拂に頗る困難を感じるに至る無を保せず故に國債と地方債との間に期限長短の區別あるは財政上當然の事に屬し毫も疑の存する者なし。

地方債の原因は國債と異なるもの多し、即ち後者は主として國防、戰亂等に起因し前者は土木教育等の如き地方的事業の爲に起るもの多し、既に其原因に於て異なる所あり焉を其取扱に於て異なる所なきを得ん哉、而して又地方債と雖も其起因の如何に依り其注意を異にせざるを得ず、請ふ少しく之を辯ぜん、抑々事業の性質上一旦の投資能く久しきに堪へ其目的を達するものあり、之に反し事業擴張の必要ある毎に資金を要し前債の償還を終らず殘額尙ほ多きに更に公債を起さざるを得ざるものあり即ち公園の準備學校の建築の如きは大體に於て世運の進歩に伴はざるを得ざるも一變直ちに其設備を大にして増築をなすの必要なく一たび設備すれば長く其目的を達するを得、屢々投資を要せざる者あり是等の爲には稍々長期に互る公債を起すも不可なることなし、然りと雖も上水下水道、電氣鐵道等の如きは市街の成立に伴ふて延長せざる可らず、給水の分量を増すが爲には組織の擴張を圖らざる可らず、交通機關の如きも人口の増加に伴ひ隨時其擴張を要す、故に是等事業の爲には數次の投資を要す、今是等に對して長期の起債を許すときは假令其事業より幾分の利益を生ずるとも尙ほ一時元利の支拂に困難を生ずるの虞なしとせず、其經營に注意を要するや論を俟たず。」

第八章 市營運河事業の成立

「明治工業史」土木篇には、「明治五年十月静岡縣濱松合資會社に對し、濱松市伊場より濱名郡雄踏村宇布見に至る延長三千二百三間、幅員二十七尺の濱松堀留運河を免許したるを以て、我が國運河の嚆矢とす。」と記述されてゐるけれども、明治維新以後兩水路連絡の目的を以て開鑿された主要運河中、最も古いものとしては、貞山運河（經營者宮城縣、明治十六年起工同二十二年十一月竣工）及び北上、東名兩運河（共に野蒜築港の副産物にして、その經營者は宮城縣であり、前者は明治十一年起工同十五年竣工、後者は十六年起工十七年竣工）を擧げるのを普通とする。¹⁾

上記三運河に次で京都疏水運河及び利根運河が間もなく起工された。即ち、前者は明治十八年に工を起し、二十三年に工を終へ、後者は二十一年に工事に着手して、二十三年にその竣成を見たのである。

利根運河は我國に於ける最初の私營運河事業であるが、該企業の成立には多くの困難が伴つた。それにも拘らず遂に成功を見たのは、實に政府の手篤い保護に負ふところが大であつた。船曳甲氏は工學會誌第三百三卷（明治二十三年七月）所載論文「利根運河ノ話」に於て、「世間へは此好手本が出ましたから猶この如き有益の運河開鑿事業が續々他に起らん事を祈ります」と述べられてゐるが、その後の事實に徴すれば、氏のこの希望は完全に裏切られた。蓋し、我國に於ける運河に關する法規としては、明治四年の太政官布告第六百四十八號と同十七年内務省より

1) 「明治工業史」土木篇六六八頁、東京市政調査會「本邦運河事業に關する調査」二三頁、矢野 剛「運河論」第二編第一章

通達せられたる標準命令書が存するのみであり、而も前者は公物公有の主義に基き、元資償却主義を採用してゐるから、利根運河の場合に於けるが如く、官の特別の保護を得ざる限り、その發達は困難なのである。これ大正二年に遂に運河法の成立を見るに至つた所以である。この間の事情は、大正二年三月十五日衆議院の提出に係る運河法案に對し、政府委員水野鍊太郎氏が貴族院に於て試みられた次の加き説明が、最もよくこれを物語つてゐる。

「本法案に付きましては政府は同意を表したのであります。御承知の如く運河に關する現行法規は極めて不備でありまして、即ち明治四年の太政官布告を以て支配して居るのであります。其の布告に依りますれば「諸般運輸の便利を興し候者は落成の上功費の多寡に應じ年限を定め税金取立被差許候間」云々といふ規定だけなのであります。それでありまして、今日の現狀に於きましては運河を經營する私人は謂はゆる元資償却を限度として居るのであります。然るに今日の狀態に於きましては軌道若は私設鐵道と同一に水路に關しましても尙運輸上の便利を圖る必要があるのであります。此規定を以て致しましては充分なる企業を爲し得ざるの憾があるのであります。此度衆議院より提出せられたる運河法は是等の關點を補ふ趣旨に出來て居ります。政府に於きましても豫ねて是等の規定に付きましては相當改正を加へる必要ありと認めて居りました場合でありますから、此度衆議院より本院に送付されました規定に依りますれば適當なる案を考へましたが故に、此案に對して同意を表した次第で御座います。」

運河法はその後間もなく大正四年一月法律第三號を以て改正せられた。改正の理由並にその内容は、第三十五回帝國議會衆議院に於ける漆原嚴氏の左の説明によつて、明かであらう。

「運河法と申しますものは三十議會に於て始めて制定になつたのでございます。此制度以前に於て運河の出來て居る所がある、其制定以前に出來た所の運河と云ふものは、當時地方官の許可をする所でございまして、どうも一致して居らぬ、區々な許可をして居る。其中に其當時許可を受けられた所の經營者が今日最も迷惑をして居るものは、今度の制定になりましたものは、總て財團になつて居りますが、其總てのものが財團其他が設定してございませぬので、甚だ今日の運河法と均霑を失つて居りますから、それを等しく均霑を受けたいと云ふのが大眼目でございまして、其運河法は二十一條ございまして、其先きに左の一條を加へる第二十二條「本法の適用を受ける運河の用地にして免許條件に依り官有に歸屬したるものは之を運河經營者に下附することを得」斯うなりますと、今日の運河法と先きに出來て居る運河法と同様の均霑を受けると云ふことが大趣意でございます。それで委員會は直に政府の同意を求め、政府は之を昨年も同意致しまして本院は通過したのでございしましたが、貴族院に行つて日程に上りました日に停會になりました、其儘に流れたのでございまして、どうぞ満場一致を以て委員會は決定致しましたから、宜しく満場一致を以て御決定あらんことを願ひます。」

獨り私營運河事業の發達が遅れたのみならず、公營運河事業も同様であつた。「明治工業史」(土木篇)はその理由を探求して、下の如く論じてゐる。曰く、「我が國運河の發達せざる主因は、即ち自然的には地勢なり。又人為的には制度の不適なるに由るものなり。」と。

琵琶湖疏水工事は色々の意味に於て重要な意義を有してゐる。先づ第一に、明治初年に於ける「我が國の重大なる工事は、皆御雇外國人の設計監督に成りしものなるに拘らず、獨り此の疏水工事のみは、全然邦人の手に俟つて

終始し」たのである。次に、それは我國に於ける最初の市營運河事業である。但し、「北垣府知事の初めの目的は猪苗代湖疏水と同じく灌漑が主で水力之に次ぐのであつたが終に通船も其の目的に加へることとなつた」²⁾のに過ぎず、田邊朝郎博士が、「此の二つの目的(水を持つて來たいと云ふこと、船を通じたいと云ふこと)はなかをよくすることの出來ないもので」あることを指摘せられてゐるのは、注意を要する。³⁾治水協會雜誌第三號に、「吾邦運河中泰西流の學理技術を應用し眞成に竣工せしものは之を(利根運河)以て嚆矢とす」と記述されてゐるのは、この意味に於て始めてこれを是認し得るのである。

なほ琵琶湖疏水工事は既述の如く、明治十八年に起工せられたけれども、我國に始めて市の成立を見たのは明治二十二年であるから、それは嚴密なる意味に於ける市營事業たり得なかつたのである。事實該事業は時の府知事北垣國道氏の盡力によつて成立したのであつて、明治二十一年市制發布の結果、同二十三年從來京都府廳の管掌せしものが京都市に移管されるに及んで、始めて市營運河事業が成立したのである。

京都の疏水運河が我國に於ける最初の市營事業であることは、一應これを認めなければならぬけれども、前述せしところによつて明かな如く、それは京都市の積極的自治活動の現れではない。抑も我國に於ける地方自治體は既に指摘した如く、下から萌出たものではなく、上から與へられたものであるから、市制實施と共に市が充分なる自治活動を開始することは不可能である。京都市營運河事業は上記の立言を覆すに足らない。否却つてこれを裏書してゐる。この意味に於て、京都市には明治三十一年まで特別市制が施行せられてゐたこと、並に琵琶湖疏水工事の繼續事業たる鴨川運河工事は初め市參事會の主管とし、特別市で事務を取扱ふ豫定であつたが、二十三年八月府廳第二部

2) 田邊朝郎「琵琶湖疏水誌」七頁

3) 田邊朝郎「琵琶湖疏水工事」工學會誌所收の帝國大學講義室に於ける講演會演說筆記

の主管とせられ、二十七年その竣工の後、市役所内の水利事務所の管轄に歸せしめられた事實は、これを看過することが出来ないのである。⁶⁾

琵琶湖疏水運河及び利根運河に次で、明治二十二年に富士運河及び蒲原新水道、同二十三年に鴨河新運河、二十七年に兵庫運河、三十年に大阪運河、四十四年に京濱運河が免許せられたけれども、この中市内運河は鴨川新運河、兵庫運河、大阪運河の三に過ぎず、而も市營運河は鴨川新運河のみであつて、他は何れも私營運河である。鴨川新運河については既に一言したから、再説しないこととする。

市の積極的自治活動の一表現としての市營運河事業の先驅は、恐らく名古屋市營新堀川運河であらう。即ち、同運河の開鑿は明治二十九年柳本直太郎氏が市會にこれを諮問案として提出したけれども、遂に實行を見るに至らなかつたが、三十八年十月に至り漸く工を起し、大正二年三月に竣工した。但し、これは初めは用悪水路として開鑿せられたのであり、大正六年九月一日に至り、運河法による運河として免許方を申請し、翌七年八月二十二日に内務大臣の免許を受けたのである。名古屋市はその後大正十三年十一月都市計畫事業として中川運河の開鑿を確定し、運河法による免許を受け、大正十五年十月起工、昭和七年十月一日竣工、同年十二月二十日から開通して居る。⁵⁾

次で大阪市は大正四年五月に天保山運河の工事を起し、同六年五月に工を終へ、翌七年八月更に福町堀を起工し、大正八年八月に竣工した。但し後者は運河法によらないものである。——運河法に所謂運河に限局すれば、天保山運河の方が名古屋の新堀川運河よりも古い。然し前者は築港附帯事業に過ぎない。尤も後者も最初用悪水路として開鑿されたものであることは、既に一言した通りである。斯の如く見來るときは、都市が開鑿した運河として、中川

運河が重要な意義を有し來るのである。——大正二年十二月起工、同五年三月に竣工せし木津川運河（運河法によらざる運河）の管理者は大阪府であつて、その水面占用料は大阪府に歸屬するのであるが、その維持費は大阪市の負擔となつてゐる。上述の三者は何れも築港附帯事業である。⁶⁾

以上は市が新に運河を開鑿せし事例であるが、市が既存の私營運河事業を買収市營化した最初のものは、兵庫運河である。抑も本運河の開鑿はその端を明治の初年に發してゐるのであるが、爾來二十餘年間懸案として進捗を見なかつたところ、明治二十六年十一月に至り、武井守正氏等數人が發起人として計畫出願するところがあつた。然るに神戸市會はこれに關する縣の諮問に對し、條件を附して支障なき旨を答申したから、縣は市の希望を參酌して二十七年二月これを許可した。こゝに於てか、兵庫運河株式會社の設立を見たのである。而して工事は三十二年十二月に竣成したが、爾後その營業成績思はしからず、爲めに會社は浚渫を等閑に附し、利用者の不便甚しいものがあつた。そこで公營論の擡頭を見、遂に大正六年九月に市は兵庫運河買収案を作成し、約二箇年に互る會社との折衝の結果、大正八年十二月六十萬圓を以てその權利一切を買収する商議が成立し、同九年四月内務大臣の許可を得たのである。⁷⁾

6) 既掲の文献の外以上主として「明治大正大阪市史」第一卷及び第三卷に據る
7) 主として「神戸市史」、「本邦運河事業に關する調査」に據る

4) 以上本文に引用せしもの、外京都市參事會「琵琶湖疏水要誌」(初版並に訂正版)、「京都市營電氣事業沿革誌」、琵琶湖治水會「琵琶湖治水沿革誌」に據る
5) 以上主として「名古屋市史」政治編第三、「明治工業史」土木篇、「運河論」、「名古屋史要」、「大名古屋」(「中川運河と建築敷地」)に據る

第九章 市營企業特別會計制度の成立

市營企業特別會計制度は我國に於ては市が成立するや間もなく設定せられた。即ち、明治二十三年水道條例が發布された爲め、從來神奈川縣が管理せる横濱水道は明治二十三年四月一日横濱市に移管され、それと同時に特別會計（特別經濟）が設定されたのである。横濱水道の移管に際しては、政府は既述の如く、國庫より支出せる工費年賦償還の義務を市に課すると同時に、該負債の義務は水道經濟に限り、市の一般經濟に及ばざるべきことを命じたから、特別會計の設定は當然の歸結であつたのである。即ち、明治二十三年六月告示第八十一號は、「本市營造物中水道事業は別に經濟を立つるものとす」と規定してゐる。

横濱市營水道企業は特例であるが、初期に於ける市營水道企業に於ては、その自立的經營が原則とせられたことは第三章に於て實證して置いた如くである。故に、それ等の水道企業について特別會計が設けられたのは、極めて自然の成行であつたのである。然しながら、水道企業について特別會計制度が設けられたには他にも重要な原因のあつたことを看逃してはならない。^{註一}

註一 神戸市は神戸市會計規程第二條「水道費に屬する經濟は特別會計とす、其他は須要に依り之を設ける事を得」により、明治二十六年四月一日より水道費を特別經濟とすることとしたが、——但し内務省の認可を得たのは明治二十九年四月であり、從つて實際に運用を見たのは二十九年以後のことである。——特別經濟設定の理由は次の如くである。曰く、「市勢の發展に伴ひ市の事務も複雑多岐に涉り其の經濟に於ても一括總計主義を採るは市政の運用上時に妥當を缺く憾みなしとせず。特

に水道事業の如き規模大にして之に附隨する收入を生ずるものにおいて一般會計より分離して獨立の會計とし、收支の均衡を圖らしむるを適當とする一般的理由に基づけり。」と。

郡山町に於て水道事業が特別經濟とせられたのは特殊の事情に基いたことは、既に紹介した如くであるが、東京市も明治二十二年六月三十日市告示第三號を以て、次の如く告示してゐる。¹⁾

「水道、公園、墓地は各別に經濟を立て、而して其歳入出に差引殘金あるときは之を其準備金に充つるものとす。」

近代的市營水道企業成立の當初、剩餘金を一般經濟に繰入れずして、これを積立て、置く必要があつたことは、第三章に説明して置いたところによつて、明かであらう。水道事業が特別會計とせられた重要な一理由は、實にここに存したのである。

近代的水道企業の創設若くは擴張は數年に亙るのが普通であるから、創設若くは擴張工事についてのみ特別會計を設定し、爾後これを解消せる都市もある。近代的市營水道企業成立の當初早くも特別會計の設定を見たのは、この意味に於ても首肯されよう。

單なる理論的考察に基けば、損益計算を可能ならしめることは、公企業特別會計制度設定の重要な一理由を構成するけれども、少くとも市營企業發達の初期に於ては、その實例を見なかつたのである。以下説明の便宜上、大阪市を例にとつてこれを證明しよう。

大阪市に於ける特別經濟設定の沿革を顧みれば次の如くである。²⁾——但し本書に取扱へる事業關係のものに限定

1) 「東京市史稿」上水篇第三、三三頁

2) 「明治大正大阪市史」第四卷四四三頁以下

するであらう。

- 一、水道敷設費經濟が明治二十四年度に設定され、二十八年度まで繼續してゐる。
- 二、水道費經濟は明治二十七年度に始まり、爾後持續されてゐる。
- 三、下水道改良費經濟が明治二十七年度に設定され、三十五年度に終つてゐる。
- 四、給水工事基金經濟が明治二十八年度に設定され、三十三年度に終つてゐる。
- 五、築港費經濟は明治三十年度より大正四年度まで十九年間繼續してゐる。
- 六、臨時下水道改良費經濟が明治三十一年度と同三十二年度にのみ設定されてゐる。
- 七、水道敷設費經濟も明治三十三年度と同三十四年度に限り設定されてゐる。
- 八、新運河開鑿費經濟が明治三十四年度にのみ設けられてゐる。
- 九、給水工事費經濟が明治三十四年度に設定され、四十四年度に終つてゐる。
- 十、電氣鐵道費經濟が明治三十五年度、三十六年度の兩年に互り設定されてゐる。
- 十一、第一電氣鐵道費經濟と第二電氣鐵道費經濟とは明治三十七年度より四十年まで繼續してゐる。
- 十二、港灣費經濟が明治三十八年度より繼續して行はれて居り、大正五年度以降は港灣附帶事業費經濟を包含してゐる。
- 十三、水道擴張費經濟が明治三十九年度に設定され、大正三年度に終つてゐる。
- 十四、港灣附帶事業費經濟が明治四十年度に設定され、大正四年度まで繼續してゐる。

- 十五、水道擴張及量水器取付工事費經濟が明治四十年度に設定され、大正三年度限り廢止されてゐる。
- 十六、電氣軌道營業費經濟と電氣軌道建設費經濟とは明治四十一年に設定され、最近まで繼續されてゐた。
- 十七、下水道改良費經濟が明治四十二年に設定され、大正十一年度に終つてゐる。
- 十八、電氣軌道用品資金經濟が明治四十四年度に創始され、大正十二年に電氣事業用品資金經濟と改名の上持續された。
- 十九、築港費經濟が大正七年度に設定され、引續き繼續された。

- 二十、水道擴張費經濟は大正八年度に設定され、十年で終つてゐる。
- 二十一、第二回下水道改良費經濟は大正十一年度より十三年度まで繼續してゐる。
- 二十二、電氣供給事業費經濟は大正十二年度に設定、翌年度は早くも廢止されてゐる。
- 二十三、第三回下水道改良費經濟が大正十三年度に設けられてゐる。
- 二十四、第四回水道擴張費經濟が大正十四年度に設けられてゐる。
- 二十五、電燈電力營業費經濟と電燈電力建設費經濟とが大正十四年度に設定され、最近まで繼續された。

以上によつて明かな如く、個々の市營企業について單一の特別經濟が設定され、而もそれが永く繼續されるのではなくて、各市營企業について夫々種々の特別經濟が設定され、その中繼續的なものにあつても、その内容は比較的頻繁に変更されてゐる。斯の如き状態を以てしては市營企業を一の統一體として把握し、その損益計算を明かにすることは甚だ困難である。一事業について種々の特別經濟を設定することは、損益計算を明かにする所以である

こともあるが、我國に於ける市營企業に關する事例については、吾人は無條件にこれを是認し得ないのである。過去に於ける頗繁なる各種特別經濟の設定は、寧ろ既述の如き特殊の理由により斷行されたものと推測する。事實現行制度の下に於ては、正確なる損益計算を行ふことは不可能なのである。³⁾

故に本田幸一氏は前掲論文に於て、この缺陷を補正する爲め、地方制度に電氣事業會計は別に定むるところによる等の追條を爲し、逓信省にその一切を一任し、電氣事業會計監督の一元化を計るべきことを提唱されてゐる。これは頗る當を得た提案と思ふが、無條件に賛成し得ないのを遺憾とする。何となれば、逓信省の規定せる電氣事業會計規程は公私營を綜合せるものであるけれども、私企業を中心として立案せられたものであつて、公企業に對して充分の注意が拂はれてゐないからである。私企業會計と公企業會計とは多くの點に於て共通點を有し得るけれども、而もなほ兩者の完全なる一致は不可能である。然らばその範圍如何といふことについては充分の研究を要する。然しながら、不幸にして電氣事業會計規程はこの點について十分の考慮を拂つてゐない。水道事業については電氣事業會計規程の如きものが存しないのみならず、水道事業は公營を原則とせられてゐるから、水道事業會計を合理化せんとすれば、公企業會計の研究を必要とし、又公企業會計の合理化は水道事業に於て最も實行し易いものがある。然るに實際に於ては、水道事業に於て公企業會計の合理化に關する研究及び工夫が從來全く閉却されてゐたのは何故であらうか。惟ふにその理由は次の諸點に存するものゝ如くである。

先づ第一に、水道事業に於ては技術が重要な地位を占めるから、専らその方に主力が注がれ、財政、經濟、經營方面の研究が輕視せられたことを指摘することが出来る。市水道部(局、課)は大學を卒業せる優秀なる技師を多數採

3) 拙著「公企業會計」、鹿田孝三「大阪市電氣局の會計制度に就いて」會計第三十九卷 第三號、
本田幸一「公營電氣事業會計監督の一元化」會計第三十九卷第六號

用したけれども、大學を卒業せる優秀なる事務家が採用されたことは稀である。

次に最近劃一的地方自治行政の弊が論ぜられてゐるが、公企業行政に於てその弊最も顯著なるものがある。而して公企業中に於ても水道事業は劃一的規制を最も不適當とするのである。何となれば、大企業と中小企業とでその行政組織に相違を生ずることを認めなければならぬのみならず、水道事業は都市によりその經營方針を異にするからである。

市營水道事業中收益主義的經營を行つてゐるものがあることは周知の事實である。而して理論上これを排斥すべきであることもいふまでもない。收益主義的經營を排斥し、自足的經營を原則とする場合、損益計算の必要なことを主張するものがあるかも知れないが、自立的經營を期待する限り、損益計算は不可缺と思考する。何となれば、資本主義社會に於ては、公企業もその影響を免れ得ないのであつて、事業經營上過不足を生ぜざる年は稀であるからである。故に餘剰を生じたときはこれを積立て、置いて、他日の不足を補填するのに備へ、積立金額が相當多額に昇り且つ餘剰が連続して發生せる場合は料金の引下げを行ひ、以て自立的經營を完全ならしめるのを適當とするからである。

水道事業は他の種の公企業と異り、これを補給經營となすを適當とする場合があり、現にこれを實行してゐる市町村も稀ではない。否更に進んでその無價的經營を行つてゐるものもある。無價的經營を實行するに當つては、その前提條件を吟味する必要があるが、⁴⁾ 財政の許す限り、水道事業を無價經營若くは補給經營とすることは望ましいのである。

4) 拙稿「公企業の無價的經營の前提條件に就て」水道協會雜誌第二十六號

上述せしところによつて、我國に於ける市營企業特別會計制度の特色は、豫算形式の合理化と市營企業の財政的獨立化に存することが明かとなつたであらう。然しながら注意すべきは、實際に於ては豫算形式の合理化の程度が不完全なるのみならず、市營企業の財政的獨立化の程度が著しく制限されてゐること、これである。最近、從來水道企業を特別會計として來たものにも拘らず、これを一般會計に編入するものを生じつゝあるのは、惟ふに、在來の市營企業特別會計の價値が僅少なる爲めであらう。なほ水道事業經濟中に下水道事業を包含せしめるときは、これを特別會計とする理論的根據が薄弱化することも留意を要する。^{註二}

註二 他面、下水道事業の財源調達が困難なる爲め、これを助成する目的を以て、上水道と下水道とを財政的に融合し、これを一の特別會計とするのが、實際上便宜であることも認められる。然しこれは便宜的手段に過ぎない。

例へば廣島市は明治二十九年水道事業に着手當初から特別會計によりこれを處理したけれども、昭和二年よりこれを一般會計に編入した。その結果新に水道基金積立規程の設定を必要とするに至つたことは後述の如くである。又岡山市に於ても昭和十二年度豫算編成に當り、水道事業特別會計を廢し、これを一般會計に合せしめる議が起つたけれども、水道事業關係者の意見を重んじ、これを存続することとなつた。その際水道事業を特別會計とする理由を再検討した結果到達した結論は、次の如くであつたといふことである。

「水道事業に關する法制は水道條例及び其の附屬命令を結構として訓令、通牒、條例、規則其の他を以て補充せられる。今之を沿革に徴するに、公益性の極めて重大なるに鑑み、他の公益企業と異なり、明治四年太政官布告第六四八號に依り道路橋梁等公物施設に對する私營企業の特許と同じく、元資償却を目的とする範圍に於てのみ之が

運営を許されたるものにして、生活必需品たる飲料水の供給事業は市民消費生活に密接なる關係を有し、從て其の經營は一般經濟界の物價或は貨銀の高低等とも密接不離の關係を有するを以て、其の經營に於て企業としての經濟的考察を度外視すること能はざるものにして、市制第一三八條「市は特別會計を設けることを得」と規定し、又國家に於ても會計法中雜則第三九條「特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得」と特例を設け、作業會計法其他各種特別會計を設置せる所以にして、特別の須要の區分に應じ各事業の收入及其附屬雜收入を以て事業の費用に充るを原則とし、事業自體の發展を期せるなり。

純然たる公益企業たる水道事業にありては收入と經費との區別を明瞭ならしめ、以て企業の財政的成績を正確に計算するの用途は、稅收入を基幹とする一般經濟と財政を混同するに於ては到底之れが正鵠を期し難く、且合理的なる料金を決定するの途なかるべく、從つて事業の健全なる發展は望むべくもあらず。尙斯くの如んば企業の財政政策をして經理上臨機自由の境地を閉塞せしめ、事業の擴張又は不測の變災等に處し克く企業財務に急激なる變動を與ふることなく、之が經理を完ふし得るの途は只だ公債に俟たざる可からざるなり。然るにも不拘之れを特別會計とせざるに於ては徒に起債困難の桎梏に導き、事業遂行を困難ならしむる事あるを顧念せざるべからず。

水道事業收入の根基たるべき使用料並手数料徴收は市制第一一三條「市は營造物の使用に付使用料を徴收することを得」と規定せるものに依るものにして、市稅と同じく公法上の收入なりと雖も、其の報償の性質を有することに於て市稅と異なれり。即ち市稅を賦課するには義務者の負擔力を標準とするも、使用料、手数料を徴收するには其の受くる利益を標準とし、使用水量に應じ徴收するを原則とせり。而して市制第八條第二項が「市住民は本法に

従ひ市の財産及營造物を供用する権利を有し市の負擔を分任する義務を負ふ」と市民の市費負擔の分任に就き規定されたるは、報償収入たる水道使用料の如きを除外し、一般會計の外に獨立せしめ、以て收支の均衡を得せしめんとする意圖なるは察知さるべし。

水道事業企業上其財政收支均衡を得ざる場合、特別會計に對して一般會計より資金の繰入を爲すことあるべく、又特別會計の收支に殘餘を生ずるときは一般會計に之を繰入るゝことを妨げざるは勿論にして、斯くして公益企業本來の面目を達成すべく、従つて事業の存立目的と合致し、其の營む企業の本質に顧み與ふべき利益は之を與へ、課すべき義務は之を課するは公益企業行政上の要諦なるを確信するものなり。』

以上説明の便宜上、水道企業を中心として説述するところがあつたが、水道事業に特有のものを除けば、上述せしところは、他の市營公益企業についても大體妥當するものである。而してこれ等の事業に於ける市營企業特別會計制度の沿革については、既に部分的ながら紹介を試みたから、こゝに改めて詳説することを避けよう。

官營企業特別會計は各々個々の特別法を以て設定されてゐる爲め、市營企業特別會計に比し一步を進めてゐるけれども、大差はない。我國の官公企業特別會計制度は官公企業の一經營形態であり、獨逸の所謂獨立的公企業に近似してゐるけれども、その所謂獨立性は頗る微溫的であつて、未だ公企業の本質に適合せるものとは評し難い⁵⁾。それは餘りに財政的見地に囚はれ過ぎてゐるのみならず、財政的處置としても不備の點が多いのである。

市營企業特別會計の設定に當り、特別會計規程を設けてゐる都市もあるが、これを設けざる都市の方が遙かに多い。今各市の水道特別會計規程中これを明かにし得たものを例示すれば、次の通りである。

名古屋市上下水道特別會計規程（明治三十九年六月六日決議⁶⁾）

第一條 本市上下水道新設經營の爲め特別會計を設置す。

第二條 上下水道特別會計は給水料其他上下水道に屬する一切の收入を歳入とし地所購買建物新築及上下水道に屬する設備維持其他一切の費用を歳出とす。

第三條 上下水道特別會計に屬する收入金に不足を生ずるときは借入金をして之を補ひ剩餘を生ずるときは該維持費擴張費に充用し尙剩餘あるときは市債に支出す。

第四條 上下水道に關する豫算は款項を通じて流用支辨することを得。

第五條 市參事會は毎年度上下水道特別會計に屬する歳入歳出豫算表を調製し一般の歳入歳出豫算表と俱に市會に提出するものとす。

第六條 上下水道特別會計に屬する毎年度の決算は一般の歳入歳出決算と同一手續に由り市會の認定に付するものとす。

第七條 上下水道に關する本規定は成工の年度限り之を廢し其翌年度より一般會計に移るものとす。

甲府市水道特別會計規程（明治四十三年二月設定⁷⁾）

第一章 總 則

第一條 水道の歳入歳出は此規程に依り市一般の會計と區分して特別會計とす。

第二條 會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第九章 市營企業特別會計制度の成立

6) 「名古屋水道誌」に據る

7) 「甲府市水道誌」に據る

5) 拙著「官公企業經營論」、北村五良「官公營事業の經營形態」國民經濟雜誌第六十一卷第六號

第三條 歳入歳出出納事務は翌年度五月三十一日に終結すべし。

第二章 豫算

第四條 豫算は別に定むる様式に依り編製すべし。

第五條 毎年度豫算の確定したるときは市長は其の豫算を收入役に交付すべし。

第六條 豫算中項内各目の剩餘不足は之を流用することを得。

第三章 歳入

第七條 左に掲ぐる科目を以て歳入とす。

一、國庫補助金

二、縣費補助金

三、公債

四、水料

五、繰越金

六、預金利子

七、市費補充金

八、雜收入

第八條 歳入は市参事會の命令に依り收入役に於て之を收入整理すべし。

第九條 收入役に於て歳入金を取扱ひたるときは毎日之を纏め翌日迄に市参事會に報告すべし。

第十條 收入役に於て取扱ひたる歳入金は其時々株式会社第十銀行へ預入の手續を爲すべし。

第十一條 市参事會は歳入の誤納其他拂戻を要するものあるときは其拂戻を收入役に命令すべし。

前項の拂戻は其歳入の科目中より支出するものとす。

第四章 歳出

第十二條 左に掲ぐる科目を以て歳出とす。

一、工事費

二、公債利子

三、公債年賦金

四、維持費

五、雜支出

六、繰越金

第十三條 歳出は市参事會又は監督官廳の命令に依り收入役之を執行すべし。

收入役は前項の命令を受けたるときは受取人の正當領收書を得て之を支出すべし。

第十四條 收入役に於て取扱ひたる歳出は之を取纏め翌日迄に市参事會に報告すべし。

第十五條 市参事會は歳入過誤其他戻入を要するものあるときは其戻入を收入役に命令すべし。

前項の戻入は其歳出の科目に戻入るものとす。

第十六條 歳出中工事執行に關する主要の規程は別に定むる處に依る。

第十七條 左の經費は前渡をなすことを得。

一、公債利子及年賦償還金

一、官報其他前金に非ざれば購入をなし難きもの

第十八條 左の經費は概算渡をなすことを得。

一、旅費

一、雜費

第五章 決算

第十九條 決算は豫算の様式に準じ之を調製し且つ増減を明瞭ならしむべし。

第二十條 歳計の剩餘は翌年度の歳入に編入すべし。

附則

第二十一條 本規程に依り取扱ふ會計帳簿及事務の手續は市參事會に於て別に之を定む。

第二十二條 本規程は告示の日より施行す。

金澤市水道事業特別會計規程（昭和二年三月十五日規程第一七四號⁸⁾）

第一條 本市に於て施設經營する水道事業の收支は之を特別會計とし水道事業特別會計と稱す。

8) 「金澤市水道誌」に據る

第二條 本特別會計に屬する收支の剩餘金は次年度に繰越を要する金額の外之を普通會計に繰入又は事業資金として積立つることを得。

第三條 歳出を充たすこと能はざる場合は前條の事業資金を以て之を補足す。其の補足金仍不足を生じ又は補足すべき事業資金なきときは一時借入金又は他の會計より繰入繰替を行ひ之を補足するものとす。

附則

本規程は公布の日より之を施行す。

函館市水道費特別會計規則（大正十三年三月十九日、函館市規則第一號⁹⁾）

第一條 水道費に關する收支は本則の定むる所に依り一般市の歳入歳出と區分し特別會計とす。

第二條 左の收入を以て歳入とす。

一、使用料及手数料

二、工費收入

三、國庫補助金

四、市債

五、指定寄附金

六、一般會計繰入金

七、雜收入

第九章 市營企業特別會計制度の成立

9) 「函館市例規類纂」に據る

八、前年度繰越金

第三條 左の支出を以て歳出とす。

- 一、工事費
- 二、維持費
- 三、公債費
- 四、雑支出

附 則

本規則は大正十三年四月一日より之を施行す。

德島市水道費特別會計規程（大正十五年三月十五日議決¹⁰⁾）

水道費は之を特別會計とす。

附 則

本規程は大正十五年度より之を施行す。

德島市水道布設費積立金管理規程（大正七年三月七日議決¹⁰⁾）

第一條 德島市水道布設の費用に充當する爲水道布設積立金を設け之を特別會計とす。

第二條 前條の積立金は、大正七年度以降毎年度金五千圓以上を一般會計より繰入るゝものとす。

第三條 積立金より生ずる利子は其積立金に編入するものとす。

10) 「德島市水道誌」に據る

第四條 積立金は國債證券或は市債券を買入れ又は郵便貯金と爲し若干は銀行に預け入れ利殖するものとす。

第五條 前各條の外必要なる事項は市長之を定む。

附 則

第六條 本規程は大正七年度より之を施行す。

大正九年三月二十二日議決

大正七年三月七日決議德島市水道布設費積立金管理規程は大正八年度限り之を廢止す。^{註三}

註三 大正八年六月水道布設案の可決を見、財政計畫の方針が立つたので、この議決がなされたのであつて、積立金は九年度に於て水道費に繰入れられた。

瀬戸市上水道經濟特別會計規程（昭和五年一月二十八日議決規程第十五號、同年一月二十九日告示第七號¹¹⁾）

第一條 上水道經濟に屬する歳入歳出を特別會計として之を經理す。

第二條 上水道事業に關する補助金借入金繰入金給水料及び雜收入等一切の收入を以て工事費經營費借入償還元利金一切の支出に充て尙剩餘を生ずるときは繰越若くは蓄積す。

附 則

本規程は公布の日より之を施行す。

臨時水道費會計規程（高崎市¹²⁾）

第一條 臨時水道費の會計は市一般の歳入出と區分し市會計事務取扱手續により之を處理す。

第九章 市營企業特別會計制度の成立

11) 「瀬戸市水道小誌」に據る

12) 「高崎市水道誌」に據る

第二條 臨時水道費の現金は確實なる銀行に利付預けとす。

神戸市水道基金規程（明治四十二年十二月七日議決）¹³⁾ 註四

註四 水道擴張費充當起債の儀に付許可稟請

本市水道擴張費充當起債の件別紙の通り市會に於て議決候條御許可相成度市制第二百二十一條及第二百二十二條に依り此段稟請候也

神戸市參事會

市長 鹿島房次郎

内務大臣法學博士男爵 平田東助 殿

大藏大臣 侯爵 桂太郎 殿

起債理由書

（前略）尙ほ本件擴張に要する費用は別紙添付書類に示すが如く總額一千餘萬圓の巨額に上り、到底經常費を以て支辨する能はざるにより二百四十七萬圓の國庫補助を得、且つ八百五十萬圓の公債を發行し以て之が財源に充てんとす。而して公債は工事中即ち八箇年間据置き其後三十四年度間に償還するものとしてたり。又本件公債元利償還の財源は給水料其他の收入を以て之に充つるものとす。即ち本公債据置年限中より引續き明治五十六年度迄水道基金を設け其歳入出は一般の會計と區分して特別會計とし、而して本公債元利償還に充つる爲めに毎年給水料其他の收入より十五萬圓以上を繰入れ且つ利殖の方法を講じ以て本公債元利金仕拂の確實を圖るものとしてたり。

第一條 本市水道擴張の爲に基金を置き水道基金とす。

第二條 水道基金の歳入歳出は水道一般の會計と區分し特別會計を設くるものとす。

13) 「神戸市水道擴張誌」下巻に據る

第三條 水道基金に充つべき資金は毎年度水道一般會計より繰入るゝものとす。

第四條 水道基金は水道擴張公債元利金償還及び擴張費補給等に使用するものとす。

第五條 水道基金は現金及有價證券を以て之を保有し其他有利且確實なる方法を以て運用することを得。

第六條 水道基金の運用より生ずる損益は本特別會計に依り處理するものとす。

第七條 水道基金の歳入歳出豫算は毎年度市會の決議を経るものとす。

水道資金積立規程（廣島市、昭和三年十二月告示甲第八十號）¹⁴⁾

第一條 本市水道擴張工事費及不時の修繕費に充つる爲本規程に依り資金を積立つるものとす。

第二條 水道資金は左の收入に依り之を積立つるものとす。

一、資金より生ずる收入

二、資金積立の爲にする市費繰入金

三、寄附金

第三條 市は毎年度適當の金額を水道資金に繰入るゝものとす。

前項の金額は當該年度豫算を以て之を定む。

第四條 水道資金は確實なる銀行に預入れ之が利殖を圖るものとす。但し市長に於て利益と認むるときは公債證券

其の他の有價證券を購入することを得。

附 則

本規程は昭和三年度より之を施行す。

第九章 市營企業特別會計制度の成立

14) 「廣島市法規類纂」に據る

第十章 明治四十四年の市制の改正と市營企業

市制町村制を創設せし際には單に外國の事例が紹介されてゐたのに止つて、公營公益企業が我國に現存してゐなかつたから、市制が市營企業に對して特別の注意を拂つてゐないのは當然の歸結といはなければならぬ。然しながら、明治四十四年の市制の改正に當つては市營企業は既述の如く既に成立してゐたのであるから、これに對して相當の考慮がなされて然るべきであつた。事實改正市制は市營企業の發達せることについて事實を認めてゐるのみならず、制度上に於てもある程度の注意を拂つてゐるのであつて、内務省地方局編「市制町村制改正要領」も次の如く記述してゐる。

「現行法に於ては市の名譽職參事會員をして事務の一部を分掌せしむるの途あるも市參事會の性質を改めて一種の議事機關と爲すときは此の途を失ふべきは言を俟たず。然るに今や時勢の進運に伴ひ市に於て經營すべき事實は益々多端にして例へば水道瓦斯電燈及電車の如き殊に其大管理の煩なるものに至ては之が經營上獨特の技能と手腕とに待たざるべからざるを以て是等は一般の事務と分離して専ら其の衝に當るべき特別の機關を設くるの必要あるを認む。加之助役は常に市長の事務を補助し或は其の代理者として一般事務を管掌せざるべからず。又書記其他の附屬員の地位を以てしては之が適任者を招致すること能はざるや亦論なし。是を以て改正案に於ては現行法の下に執行機關たる市參事會を組織せる名譽職市參事會員をして事務の一部を分掌せしめたるの例に倣ひ市參與なる特

別の吏員を置き市條例の規定に依り市會に於て之を選擧し内務大臣の認可を受くることを要し原則として名譽職と爲し例外として有給吏員たらしめ重要な地位を與へ以て此の任を荷はしめむとす。」

「現行法に於ては收支の命令者と現金出納者とを區別せんが爲特に収入役を置きたるも収入役代理の方法に關する規定なきを以て収入役故障ある場合に於て財務の整理上支障鮮しとせず。是を以て改正案に於ては市町村條例を以て副収入役を置くことを得るの規定を設けむとす。」

「現行法に於ては市町村の有する不動産及積立金穀等は必ず之を基本財産と爲すべきの規定なるを以て役所役場學校及病院等の敷地及建物の如き収益の目的に非ざるものと雖之を基本財産と爲し之が爲財産収益の狀況轉く之を知るべからざるに至れり。此の如きは財務の監督上不便敢て尠しとせず。是を以て改正案に於ては収益の爲にする市町村の財産は基本財産として之を維持すべきの制に改め又現行法に於ては市町村に於て特別の基本財産若は基本財産に非ざる金穀等を積立つることを得るの明文なし。然れども市町村の狀況に依りては或る事業例へば水道の布設道路の修築公園の維持等に關し特別の基本財産を蓄積し又或は救荒豫備等の爲に一定の期間特別の積立金を設くるの必要を見ることあるべし。是を以て改正案に於ては市町村は監督官廳の許可を受け特定の目的の爲に特別の基本財産若は積立金穀等を設くることを得るの規定を追加し以て市町村事業の發達を期圖せむとす。」

「現行法に於ては市町村は繼續費を設け得るの規定なし。然れども市町村に於ては例へば道路の修築校舍の新築等の如き數年を期して施行すべき事業又は數年を期して其の費用を支出し之が收支計算は一般會計より特立するを要するもの鮮しとせず。是を以て改正案に於ては是等の必要に應ずる爲市町村をして繼續費を設くることを得るの

規定を置かむとす。」

「現行法に於ては市町村は特別會計を設け得るの規定なし。然れども市町村に於ては例へば水道病院に關する財務の如き一般會計を離れ獨立經營の必要あるもの鮮しとせず。是を以て改正案に於ては是等の必要に應ずる爲市町村をして特別會計を設けることを得るの規定を置かむとす。」

「現行法に於ては市組合又は市と町村との組合を設け得べき規定なきを以て水道道路學校衛生等の事件に關し往々不便を感じる場合なきにあらず。中略。依て改正案に於ては、(一)市組合又は市と町村との組合を組織し得ること、(二)市町村組合の設置解除又は規約の設定變更等は總て府縣知事の許可を要すること、(三)公益上必要あるに於ては府縣知事に於て市町村組合を設置し若し解除し又は其の規約を設定し若し變更し得べきこと、(四)是等の強制處分を爲す場合に於ては關係市町村の意見を徴し府縣參事會の議決を経て内務大臣の許可を受くべきこと等を規定し以て市町村行政の運用を完からしめむとす。」

然しながらこゝに注意すべきは、これ等の中には既に實行されて來てゐるけれども、明文なき爲め不便なるもの、若くは市の一般行政組織の變更に伴ふ必然的改正に過ぎないものが少くないのみならず、新設の制度も特に市營企業の爲めにのみ工夫せられたものは皆無なることこれである。

明治四十四年の改正に際し、イタリーの公企業法を参考とし、公企業に關する特別の規定を設けんとする試がなかつたわけではないが、立法手續が容易でない爲め、他日に譲られたのである。¹⁾當時市營企業は既に成立を見てゐたとはいへ、漸く發達の緒についたばかりであるから、公企業に對し特別の考慮を拂ふことが後日の機會に譲られたのは、理由なしとしないのである。況んや立法手續の困難なるに於ておや。

1) 「自治座談」經驗編一三七乃至一三八頁

第十一章 故鶴原大阪市長の市營企業政策

既述せしところによつて明かな如く、市營企業を市の自治活動の一表現と解するとき、本邦市營企業成立史上その先驅をなしてゐるのは大阪市である。而して大阪市が我國に於ける市營企業の發達に於て魁をなしてゐるのは、市民の運動の結果といふよりも寧ろ當時の市長鶴原定吉氏の活躍に基くところが多大であつて、市民はたゞ他の都市に於けるが如く、これに反對することなく、却つてこれに追從した結果に過ぎない。故に以下故鶴原大阪市長の市營企業政策について検討を試みることにする。但し報償契約は我國に於ては鶴原市長の下に市營企業の代替物として成立したものであるから、¹⁾同市長の報償契約に對する政策にも論及するであらう。——單にこれを形式的に觀察すれば、大阪市の市營事業の先驅は水道事業、下水道事業及び港灣事業であり、これ等は孰れも西村捨三氏に負ふところが多大である。

故鶴原大阪市長の市營企業政策を説明するに先立ち、先づ當時の大阪市政特に大阪市の財政状態を一瞥することとしよう。

既に一言した如く、明治二十一年の市制町村制は市町村に自治權を賦與したけれども、市町村税に關しては何等新財源を賦與せず、財産收入並に手数料、使用料も事實上殆んど云ふに足らなかつたから、市町村が新に確認された自治權を發動して、積極的に種々の仕事を爲さんとしても、財政の方面から大なる拘束を蒙つたのである。故に

1) 青田龍世・竹中龍雄共稿「我公營企業分野に於ける報償契約の起源と其背景」都市公論第二十一卷第六號

一方に於てはこの障害を克服する爲め、又他方に於ては、地方税制が畫一的であり、爲めに大都市は多くの施設を爲さねばならないのにも拘らず、その財源獲得に苦んだから、大阪市の如き進取的大都市が市營企業の財政的價値に着目したのは、實際政策として止むを得なかつたと評せざるを得ない。況んや當時に於ては市營企業の収益主義的經營の包藏する不合理性は未だ顯著ではなかつたのである。

「明治大正大阪市史」(第四卷)は大阪市歳出の變遷過程を次の三期に區分してゐる。

第一期 市制特例施行時代(明治二十二年乃至三十年度)

第二期 舊市制時代(明治三十一年度乃至四十三年度)

第三期 新市制施行時代(明治四十四年度乃至大正十五年度)

鶴原定吉氏が大阪市長に就任されたのは明治三十四年であり、市長の職を辭されたのは同三十八年であるから、鶴原市長在職の時代はこの第二期の中央に位して居るのである。今説明の便宜上第一期並に第二期に於ける各年度の数字を併せ紹介すれば、次の通りである。

年 度	三	三	二	五	六	七	元	元	三	三
普通經濟(千圓)	一五七	三三四	二八一	三三〇	一八五	三〇七	三三三	四一七	五〇〇	五九九
特別經濟(千圓)	三	一	五八	五〇〇	五〇〇	六九五	一、三三	九三五	一、八三	二、五八
年 度	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
普通經濟(千圓)	一、六七	二、三六	三、〇四	一、八〇	一、四〇	一、七四	一、四四	二、〇七	一、五五	二、一九
特別經濟(千圓)	三、八二	五、〇三	四、六七	三、九三	三、七三	三、二六	四、三三	七、〇八	七、五七	九、七三
年 度	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
普通經濟(千圓)	一、六七	二、三六	三、〇四	一、八〇	一、四〇	一、七四	一、四四	二、〇七	一、五五	二、一九
特別經濟(千圓)	三、八二	五、〇三	四、六七	三、九三	三、七三	三、二六	四、三三	七、〇八	七、五七	九、七三

右によつて明かな如く、歳出膨脹の主因は特別經費の増加に存し、特別經費の膨脹は主として明治二十四年度に水道敷設費經濟が設定されたのに始まる上水道事業、二十七年以後の下水道事業及び三十年以後の築港事業の着手に基くのである。但し、この内上水道事業については歳出額以上の歳入があつたから、形式的考察に於ては兎も角、實質的研究に於てはこれを他のものから區別するのを可とするのである。

普通經費膨脹の原因としては、明治三十年の市域擴張と人口の大都市集中によるそれが注目せられる。而してその影響は第二期より現はれ始めたのである。明治三十五年以後歳出額の縮少を見たのは不況の影響であり、財界が好轉するや、四十年以後再び激増するに至つた。

故鶴原氏が大阪市長に就任されたのは、斯の如き社會狀勢を背景としてゐるのであつて、市が市營企業の創設に積極的に乗出されたのは、歳出の膨脹は既定の事業にして必至であり、而も既述の理由によりこれに應ずべき財源の調達が困難であつたことに基因するところ大である。第五回内國勸業博覽會の開催が氏に課せられた重大任務の一であつたことも、この意味に於て看過することが出来ない²⁾。

大阪市は主として故西村捨三氏のイニシアチヴによつて、早くから市營事業の經營に乗出したけれども、故鶴原氏が大阪市長となられたとき、既に成立を見てゐた市營企業は水道事業だけである。この水道事業も第三章に指摘して置いた如く、その計畫當初はこれを市營事業とせんとしたのであるが、財政的理由により、間もなく市營企業化されたのである。故鶴原市長の市營企業政策を理解せんとすれば、この市營水道事業の經營方針が同氏の市長就任までの間に如何なる経過を辿つてゐたかを明かにすることを要するのである。然るにこの點に關しては第三章に

2) 「鶴原定吉君略傳」

詳述するところがあつたから、再説を避けるが、明治三十年までは保健衛生政策的見地から、水道事業を補給經營とする政策を採つたけれども、三十年十一月に至り、財政的理由からこれを自立的經營に改めたのみならず、爾後収益主義的經營方針をも加味したのである。但し、四十二年までは水道企業の収益主義的經營は消極的のものに過ぎなかつた。大阪市が水道企業の収益主義的經營に積極的に乗出すに至つたのは明治四十三年以後である。

鶴原市長が自ら新に創設せる市營企業の収益主義的經營を企圖されたのは、斯の如くして既に醸成されてゐた傳統を踏襲したまでであつて、氏が新に新方策を案出されたわけではない。——在來より存する水道企業の収益主義的經營が比較的消極的であり、鶴原市長も水道企業に關してはこの傳統を尊重したのにも拘らず、氏が新に創設されし市營企業が孰れも皆積極的に収益主義的に經營されたのは、事業の性質に基因するところが大である。——勿論氏が市營企業の収益主義的經營を支持された所以は、單に前述の如き財政的理由並に傳統に基くのみでなく、氏が私企業の經營に携つた經驗を有せられたことも看過すべきではなからう。

鶴原大阪市長の市營企業創設の努力は、先づ市内水上交通機關市營計畫なる形に於て發現した。而してその目的はこれによつて第五回内國勸業博覽會による多大の交通需要に應ぜんとするにあつたが、財政的目的も加味されてゐたことは、同氏が明治三十五年六月十三日の市會に於て、次の如く論ぜられてゐるのに徴して明かである。

「孰々大阪市の將來を案するに戸數人口の膨脹甚しきに伴ひ市費も亦逐年増加すべし。而も増加する住民は多く他國より流寓する下層労働者にして市費負擔に堪ふるもの頗る稀なり。即ち市費増加に伴ふ負擔者の増加なく従て從來の負擔者の負擔額は益々其額を増すのみなれば市税以外に収入の途を計らざるば遂に其疲弊を免れざるべし。

歐米の大都市に於ては多く水道電鐵其他の獨占事業を經營し以て市費の一部を補ふの政策を採れるもの少からず。我國に於ても京都市の電鐵電燈事業を買收せんとし東京市の市街鐵道の布設を企つる亦以て大勢を卜するに足るべし。されば本職も亦有利なる獨占事業を市營とし以て市費の幾分を補はんことを希望し先づ水上交通機關の實施に着手せんとす。夫れ本市は道路狹隘水陸交通機關絶へて無く市内交通の不便甚しと謂ふべし。若本計畫にして幸成功せば一面交通を便にし他面に於て河川の淺濶護岸の修繕の如き經費を支辨するを得れば交通及經濟の二途より大阪市の前途を計りて熟考せられんことを望む。」

紙幅を節約する爲め市會史の要領筆記によつたけれども、その爲め誤解を招く節もあるから、その部分だけ市會會議決議録により全文を掲げよう。鶴原市長は市内水上交通機關の財政的意義を認められてゐたけれども、本事業に關する限り、餘り財政的収入を期待されてゐなかつた。即ち左の如くである。

「何分初めての仕事で慥に何れだけの収入があるかと云ふ見込は立たぬけれども、收支の償ふ位の事は出来るから、斯る事業で市民の便を得るならば、收支さへ償へば第一の目的は達し得る。若し幸に二三年都合能く參つて其上に利益を得るならば河川の淺濶護岸の修繕位は市の負擔を軽くすることが出来るかと考へるのであります。」

市内水上交通機關市營の計畫^{註一}に對しては不幸種々の支障を生じたので、鶴原市長はこれを放棄し、その代替物として、大阪巡航合資會社との間に報償契約を締結した。

註一 初から市内水上交通機關の市營を企てたのではなく、最初或會社のやうなものに請負はせ、市は其の利益を收得せんとしたのであるが、府がこれを許可しなかつたので、新に市營の案が立てられたのである。

鶴原市長は早くより公益企業市営の計畫を抱懐されてゐたけれども、當初は市營企業の對象とすべき適當な事業が餘り見當らなかつた。そこで次善の策として、大阪瓦斯株式会社と報償契約を締結し、次で大阪電燈株式会社とも報償契約を締結せんと試みられたのである。抑も報償契約は歐米に於ては私營公益企業の弊害が暴露された後、その對策として成立したのであるが、我國に於ては私營公益企業の弊害が顯著となる以前に、早くも市營企業の代替物として成立したのである。而して鶴原市長は公益企業の収益主義的經營を重視された當然の歸結として、報償契約の帶有する財政政策的意義を、公益企業政策的意義よりも寧ろ重視されたのであつた。報償契約の公益企業政策的意義が重視されるに至つたのは、鶴原氏が市長を辭任された後のことである。³⁾

故鶴原市長の報償契約觀は同氏が明治三十五年八月十九日の市會に於て、次の如く述べられてゐるのによつてこれを推察することが出来る。⁵⁾

「本市は築港公債の爲め明治三十八年度以降は毎年五拾萬圓、明治四十四年度以降は毎年百萬圓の支出を増加し財政困難を致すべければ之が適當の財源を作らざるべからず。但瓦斯及電氣事業の最有利なることは既に本職の述べたる所にして今や財政調査會は專此事に就て研究中なり、惟ふに大凡都市の經營し得べき事業にして一年四五拾萬圓の利益を受くべき望あるものは今日に於て瓦斯事業を措いて他に求むべからず。さればにや歐米の各都市に於ても本事業を市營とせるもの多し。殊に本市は區域狭小にして人口稠密なれば本事業の經營に最適當せるものなり。故に若し本事業を市營とせんか本市公債利子の過半は蓋之が収益に依りて支辨し得べし。然れども數年前既に一瓦斯會社設立せられ目下大に擴張事業に着手せんとするあり。此際市營の瓦斯事業を起さんか該會社は到底對抗すべ

3) 拙著「公益企業會計」

4) 青田・竹中共稿 前掲論文

5) 「大阪市會史」第五卷二二二乃至二三頁、尙參照、關「大阪市に於ける瓦斯事業報償契約に就て」都市問題第十七卷第一號

くもあらざれば遂に解散の悲境に陥るべきや明かなり。是如何に財政困難なりとて市の採るべき方針にあらざるべし。仍て本職は寧市營を斷念し會社を存續せしむると共に其利益の幾分を市に提供せしめんと欲す。蓋し會社の解散を免れ安んじて獨占の利を收め得べきは市の之を經營せざるに依るのみ。加之市の公道及橋梁等を使用するものなれば之が報償として其利益の幾分を市に配當すべきは至當の事なりとす。故に若し瓦斯會社にして市民の利益を無視し報償案を拒絶するに於ては斷然市營の計畫を立て之と競争するの外なし。」

勿論鶴原市長は市營企業を財政的專買企業視し、^{註二}その財政政策的意義のみを認め、その公共事務性を無視されたわけではない。このことは同氏が明治三十五年六月三日の市會に於て、左の如き説明をなされてゐるのに徴して、明かである。⁶⁾

註二 專買企業と市營企業との相違に關する説明は、拙著「官公企業經營論」に讀る。

「元來上水の無料給水を理想とするけれども其事實不可能なるに於ては寧ろ第二の理想たる料金の公平を期せざるべからず。是即ち爲政者の責任にして理事者の希望も亦茲に存す。然るに現時本市給水料の狀況を觀るに貧者に高くて富者に廉なり。是れ全市代表者たる議員諸子の最も留意を要する所なるべし。其初より採用せざりしは水道利用の思想普及せず且つ常に供給の超過したるに由るべし。然るに需用超過の現状に於ては斷然計量法に依り料金の公平を計らざるべからず。又明年の博覽會に對する應急策としては上水の使用を節約するか水量を増加するかかの二途あるのみ。而して水量の増加には時日を要し勢ひ用水の節減に出でざるべからざるなり。反對論の衛生を云爲

6) 「大阪市會史」第五卷一六八乃至一六九頁